

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題） 第一次移送(4)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780 |

沖繩(準備季)

HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT ANNOUNCED TODAY THAT AUTHORITY HAS BEEN RECEIVED BY THE UNITED STATES ARMY, RYUKYU ISLANDS TO BEGIN REMOVAL OPERATIONS FOR THE INITIAL SHIPMENT OF TOXIC CHEMICAL MUNITIONS FROM OKINAWA TO JOHNSTON ISLAND. MOVEMENT BY CONVOY OF TOXIC CHEMICAL MUNITIONS FROM THE CHIBANA AMMUNITION STORAGE AREA TO TENGAN PIER AND LOADING OF THE SHIP IS SCHEDULED TO TAKE PLACE DURING THE PERIOD JANUARY 10 TO 12. THE INITIAL SHIPMENT, COMPRISING 150 SHORT TONS OF MUSTARD-FILLED MUNITIONS, IS SCHEDULED TO DEPART OKINAWA FOR JOHNSTON ISLAND ON JANUARY 12. IN MAKING THE ANNOUNCEMENT THE HIGH COMMISSIONER REEMPHASIZED THAT HE ANTICIPATES FULL COOPERATION BY THE PEOPLE OF OKINAWA IN ORDER TO ASSURE COMPLETE SAFETY IN CARRYING OUT THIS INITIAL MOVEMENT OF TOXIC CHEMICAL MUNITIONS.

(了)

(米大八転覽者)

(千葉輝長の連絡、17:05)

ソカビ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘 500

大政事外儀官
 務次典
 官官審審長
 備綴人電厚
 備綴文会營
 国資長領移長
 参調析企
 参領旅移

電信写

總番号(TA) 00126 主管
 74年1月4日 18時30分 沖繩 発着 北
 74年1月4日 20時35分 本省 着
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去等についての主席との会談

第9号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第2号に關し

本日午後ヤラ主席は本使を公ていに参訪。左の通り会談した。

(1) 主席は、伝聞するところによればどくガスの撤去について、本土より専門家が5名来ちゆうし立会うようであるが、リゆう政自林が立会うことを欲する専門家3名の選定を行ないつつあるので(主税局長、イトスが交渉したものでその職、氏名は本日中りゆう政より本使に対し告知あるはず)右を本土専門家に加えられ同道来ちゆうせしめ、本土専門家とともに撤取に立会わしむるよう本土政府に要請すると述べた。右に対し本使より、高瀬の専門知識を要する資格者は数少なく、かつ、イトスに選定の能力なきものと思料するが右3名の選定の基準如何と問いたるに対し主席は立会いに参加せしめりゆう政として安心すると同時に市民に対する政治的配慮より出で、かつ、可成りの専門知識を有する者の中より選定したきにつきぜひとも実

外務省

ア 参地中東
 北 参北北
 参一
 参西東洋
 西 参西

近ア 参書近ア
 経 次総経国

長 参貿縮二
 経 参政技二
 協 国一理

長 参条協領
 経 参政経科

長 参情協内外
 文 参文

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

現方配慮あり度しと申述べ、本使より東京に伝達すべしと応えおいた。

(2) その節主席より通路に当る市民より別の道路を通過することにつき要請あり。他に主として軍用地内のみを通過するルートもあり得べしとの現地の意見もあるにつき、本日午後警米部長、建設局長を現地に派し、その報告を待ちつつありと申述べ、なお、右結果を併せ明日知命をしてベネツト副民政官とルート変更につき会談せしむる所存であると内話した。右に対し本使より、要け安全常人に全量能う限り速やかにおきなわより撤去することがん目であるので、主席として右方針を念頭に置きつつ善処する要ありと申し聞きおいた。

(3) なお本使より、コサ暴動事件により被害を受けた外人車に対する補償問題につき言及したところ、主席は弁務官より右申し出があつたことは事実であるが、行政責任者は自分であるがその上に弁務官がおり、本件補償の責任が自分にあり右を支払うということは筋が立たないと考えているのでそのままにしてあると申述べた。軍事裁判構成問題、用頭実弾演習等について本使より、真におきなわ市民の立場に立ち誠意を以つて解決に当れば途白ら預ずるところあるべく、いたずらに尋常的へん見、対米抗争的態度は解決にふさわしからざる所以を説明し、主席はこれを首

- 2 -

外務省

ソカ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

2014

大政事外外儀官
務務典房
次次典房
臣官官審審長長
儀儀厚計
備備文會營給
備備

電信写

総番号(TA) 335 主管
70年 月 5日 14時30分 平 繩 猪 北1
70年 月 6日 01時38分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 (不) 臨時代理大使 総領事 代理

化学材の保管輸送に関する安全基準

第13号 平 至急
往電第12号別電

(以下英文別紙)

国資長 参調析企
債債 参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
長 北北保
中 参一二
南 参西東洋
審 西東
欧 長

近ア 参審近ア
長 次総経国万
経 参買統 国
協 参政技二
長 国一理
協 参参協親
長 参政経科
国 軍社専
長 参道内外
文 一二

GENERAL SAFETY REQUIREMENTS FOR STORAGE AND TRANSPORT OF CHEMICAL MUNITIONS 1. GENERAL. THE

HAZARDS INHERENT IN HANDLING CERTAIN CHEMICAL AGENTS AND HAZARDOUS CHEMICALS ARE

SUCH THAT SPECIAL SAFETY INSTRUCTIONS ARE REQUIRED. A HIGH DEGREE OF SAFETY MAY

BE ACHIEVED IN HANDLING CHEMICAL AGENTS AND HAZARDOUS CHEMICALS BY DESIGNATING A SPECIFIC INDIVIDUAL IN AN ORGANIZATION TO BE

RESPONSIBLE FOR PLANNING, COORDINATING, AND SUPERVISING A SAFETY PROGRAM. A.

RESPONSIBILITY. THE UNIT COMMANDER OF A

DEPOT OR THE INSTALLATION COMMANDER, WHERE

MORE THAN ONE UNIT IS INVOLVED, IS

RESPONSIBLE FOR ESTABLISHING AND ENFORCING SAFETY PROCEDURES. WITHIN A DESIGNATED

WORKING GROUP OR PARTY, THE SENIOR OFFICER, NONCOMMISSIONED OFFICER, OR SUPERVISORY

CIVILIAN IN CHARGE IS RESPONSIBLE FOR HAVING PERSONNEL FOLLOW DETAILED SAFETY PROCEDURES.

B. TRAINING. ALL PERSONNEL ENGAGED IN HANDLING CHEMICAL AGENTS AND HAZARDOUS CHEMICALS SHOULD HAVE

SPECIAL TRAINING IN DETECTING THE PRESENCE OF CHEMICAL AGENTS BY THE USE OF DETECTORS, IN RECOGNIZING SYMPTOMS OF CHEMICAL AGENT POISONING IN THEMSELVES AND OTHERS, IN

FIRST-AID PROCEDURES, IN THE PROPER WEARING OF PROTECTIVE CLOTHING AND THE PROTECTIVE

MASK, AND IN THE USE OF SPECIAL EQUIPMENT REQUIRED IN EMERGENCIES. PERSONNEL SHOULD BE INSTRUCTED TO REPORT FOR WORK DAILY WITH

CLEANLY SHAVEN FACES TO INSURE AN AIR-TIGHT FIT OF THE PROTECTIVE MASK. THE COOPERATION OF PERSONNEL IN SAFETY MATTERS MAY BE

OBTAINED THROUGH AN EDUCATIONAL PROGRAM

ILLUSTRATING POSSIBLE RESULTS TO THOSE WHO ARE CARELESS IN HANDLING CHEMICAL AGENTS

AND HAZARDOUS CHEMICALS. C. SUPERVISORY

PERSONNEL. SUPERVISORY PERSONNEL SHOULD BE THOROUGHLY TRAINED TO HANDLE CHEMICAL AGENTS AND HAZARDOUS CHEMICALS AND TO TAKE CORRECT

ACTION IN AN EMERGENCY. D. SAFETY PLAN.

THE ESTABLISHMENT AND ENFORCEMENT OF A SAFETY PLAN SYSTEMATICALLY EXPOSES AND REDUCES HAZARDS IN AN INSTALLATION HANDLING

C CHEMICAL ITEMS. A SAFETY PLAN SHOULD COVER THE THREE

MAIN HAZARDS--FIRE, CONTAMINATION, AND SABOTAGE, FREQUENT DRILLS SHOULD BE

CONDUCTED. E. LOCAL DISASTER PLAN. IT IS THE RESPONSIBILITY OF EVERY UNIT COMMANDER TO PREPARE A LOCAL DISASTER PLAN TO BE FOLLOWED IN THE EVENT OF A DISASTER. SUCH A PLAN SHOULD INCLUDE MEASURES TO BE TAKEN

TO REDUCE INJURY TO PERSONNEL AND DAMAGE TO PROPERTY, AND TO PRESERVE EVIDENCE PERTINENT TO CAUSE AND EFFECT. 2. GENERAL SAFETY

PRECAUTIONS. WHEN PERSONNEL ARE ENGAGED IN ROUTINE HANDLING OF CONTAINERS OF CHEMICAL AGENTS, THEY SHOULD BE INSTRUCTED TO OBSERVE THE FOLLOWING GENERAL SAFETY

PRECAUTIONS: A. STORAGE GROUP A CHEMICAL AGENTS. WHEN HANDLING GROUP A CHEMICAL AGENTS, COMPLETE IMPERMEABLE PROTECTIVE CLOTHING WILL BE WORN WHENEVER A KNOWN OR SUSPECTED LEAKER IS ENCOUNTERED. DELUGE SHOWERS SHOULD BE READILY AVAILABLE.

O AFTER THE STRUCTURE OR AREA HAS BEEN DETERMINED TO BE FREE OF CONTAMINATION, PERSONNEL MAY WEAR THE FOLLOWING MINIMUM PROTECTIVE CLOTHING. (1) BUTY 1 RUBBER BOOTS. (2) BUTY 1 RUBBER APRON EXTENDING BELOW TOP OF BOOTS. (3) BUTY 1 RUBBER GLOVES. (4) SPECIAL PURPOSE OF M17 SERIES PROTECTIVE MASK IN SLUNG POSITION. (5) UNIMPREGNATED COVERALLS, UNDERWEAR, AND SOCKS.

PERSONAL CLOTHING WILL NOT BE WORK SEMICLON GOVERNMENT-ISSUED CLOTHING MUST BE WORN. B. STORAGE GROUP B CHEMICAL AGENTS. WHEN HANDLING CONTAINERS OF GROUP B CHEMICAL AGENTS, PERSONNEL SHOULD HAVE PROTECTIVE MASKS AND FIRSTAID EQUIPMENT IMMEDIATELY AVAILABLE FOR USE. WHEN HANDLING LIQUID SMOKE, RUBBER APRONS, RUBBER BOOTS, AND RUBBER GLOVES ARE ALSO NECESSARY. C. STORAGE GROUP C CHEMICAL AGENTS. WHEN HANDLING CONTAINERS OF GROUP C CHEMICAL AGENTS, PERSONNEL SHOULD HAVE DRUMS OF WATER AND OTHER FIRE-FIGHTING EQUIPMENT AND FIRST-AID

○ EQUIPMENT IMMEDIATELY AVAILABLE FOR USE. D.

← STORAGE GROUP D CHEMICAL AGENTS. WHEN HANDLING CONTAINERS OF GROUP D

CHEMICAL AGENTS, PERSONNEL SHOULD HAVE

○ FIRE-FIGHTING EQUIPMENT AND FIRST-AIR

○ EQUIPMENT IMMEDIATELY AVAILABLE FOR USE. E.

○ CORROSIVE LIQUIDS. WHEN HANDLING CONTAINERS

OF CORROSIVE LIQUIDS OR ACID-TYPE CHEMICAL

AGENTS, PERSONNEL SHOULD WEAR RUBBER BOOTS,

○ RUBBER APRONS, RUBBER GLOVES, AND SAFETY

GOGGLES. PROTECTIVE MASKS, DRUMS OF WATER,

AND FIRST-AID EQUIPMENT SHOULD

○ BE IMMEDIATELY AVAILABLE FOR USE. F.

○ CORROSIVE SOLIDS. WHEN HANDLING CONTAINERS

○ OF CORROSIVE SOLID, PERSONNEL SHOULD WEAR

RUBBER BOOTS, RUBBER APRONS, RUBBER GLOVES,

AND SAFETY GOGGLES. THE PROTECTIVE MASK AND

HOOD, DRUMS OF WATER, AND FIRST-AID

EQUIPMENT SHOULD BE IMMEDIATELY AVAILABLE

FOR USE. 3. FIRE PREVENTION. FIRE

PREVENTION PERTAINS TO THE MEASURES DESIGNED.

TO DETECT AND ELIMINATE CAUSES OF FIRE,

FIRE-SAFETY PROCEDURES, AND THE PASSIVE

○ MEANS UTILIZED TO CONFINE A FIRE, ONCE IT BREAKS OUT, TO THE PLACE OF ORIGIN. THE FOLLOWING FACTORS SHOULD BE CONSIDERED:

A. DEPOT LAYOUT. THE DEPOT SHOULD BE LAID

OUT WITH ADEQUATE FIREBREAKS, CONVENIENT TO

○ SOURCES OF WATER FOR FIGHTING FORES, IN AN

○ AREA WITH THE MINIMUM COMBUSTIBLE MATERIAL.

THE AREA SHOULD OFFER SOME PROTECTION

AGAINST DIRECT RAYS OF THE SUN IN HOT

○ CLIMATES. HIGHLY FLAMMABLE CHEMICALS SHOULD

BE STORED SEPARATELY FROM OTHER CHEMICALS.

B. FIRE POINTS. FIRE POINTS SHOULD BE

CONVENIENTLY LOCATED THROUGHOUT THE DEPOT

○ AREA. THEY SHOULD BE CLEARLY MARKED WITH

○ BEIGHT OR REFLECTOR PAINT FOR EASY

IDENTIFICATION IN THE DARK. EACH FIRE POINT

SHOULD BE EQUIPPED WITH A SUITABLE FIRE

ALARM,

SEVERAL LONG-HANDLED SHOVELS, A PILE OF

SAND, BUCKETS, AND WATER-FILLED BARRELS. THE

WATER BARRELS SHOULD BE PERIODICALLY

INSPECTED AND KEPT FILLED. DURING FREEZING

WEATHER, AN AN-TIFREEZE, SUCH AS SALT,

○ SHOULD BE ADDED TO THE WATER TO KEEP IT FROM FREEZING. BUCKETS SHOULD BE PAINTED TO PREVENT RUST.

C, SAFETY SMOKING POINTS. SAFETY SMOKING POINTS SHOULD BE DESIGNATED, CONVENIENT TO NO SMOKING AREAS. D.

○ FIRE-ALARM SYSTEM. A GOOD FIRE-ALARM SYSTEM SHOULD BE INSTALLED. E. WATER SUPPLY. WHEN FIRE-FIGHTING EQUIPMENT WITH SUCTION HOSE IS AVAILABLE, LARGE WATER STORAGE FACILITIES SHOULD BE MADE

AVAILABLE AT CONVENIENT LOCATIONS. F.

○ FIRE-FIGHTING MARKERS. TO PROVIDE A GUIDE TO FIRE FIGHTERS IN DETERMINING THE TYPE OF

○ HAZARD EXISTING IN AN AREA, SPECIFIC STORAGE AREAS SHOULD BE MARKED WITH THE APPROVED FIRE SYMBOLS. G. OVERHEAD

PROTECTION. FOR DESIGNATED STACKS OF CONTAINERS OF CHEMICAL AGENTS, OVERHEAD PROTECTION AGAINST DIRECT RAYS OF THE SUN SHOULD BE PROVIDED. IT IS IMPORTANT TO ALLOW ADEQUATE CLEARANCE TO PROVIDE VENTILATION ON TOP AND UNDERNEATH.

○ STACKS. H. HOUSEKEEPING. COVERED

FIRE-RESISTANT CANS SHOULD BE LOCATED AT CONVENIENT POINTS FOR THE DISPOSAL OF OILY RAGS AND WASTE. VOLATILE

○ FLAMMABLE LIQUIDS SHOULD BE KEPT COVERED.

○ FLAMMABLE RUBBISH SHOULD NOT BE ALLOWED TO

○ ACCUMULATE. I. FIRE-FIGHTING PLAN. A WRITTEN FIRE-FIGHTING PLAN SHOULD BE PREPARED AND PROMINENTLY POSTED AT CONVENIENT LOCATIONS.

○ THIS PLAN SHOULD ANNOUNCE THE SIGNALS FOR FIRE ALARMS AND FOR ALL-CLEAR, ASSIGN SPECIFIC DUTIES

○ TO PERSONNEL, LIST THE NEXT HIGHER

HEADQUARTERS AND OTHER AUTHORITIES TO BE

○ NOTIFIED IN CASE OF FIRE, LIST THE PLACES WHERE HELP CAN BE OBTAINED IF NEEDED, AND FURNISH ALL OTHER PERTINENT INFORMATION. 4.

○ SAFETY MEASURES AGAINST LIQUID CONTAMINATION. STORAGE AREAS FOR BLISTER AGENTS AND NERVE AGENTS SHOULD

BE SEPARATE FROM EACH OTHER AND FROM

STORAGE AREAS OF LAA OTHER CHEMICAL AGENTS.

THE STORAGE AREA FOR NERVE AGENTS SHOULD

BE ENCLOSED, BY CYCLONE-TYPE FENCING, IF PRACTICABLE, AND SHOULD ALWAYS BE WELL GUARDED. THE FOLLOWING SAFETY MEASURES SHOULD BE OBSERVED: A. PLACARDING. DANGEROUS AREAS SHOULD BE

SUITABLE PLACARDED WITH SIGNS AND MARKINGS.

B. PARKING AREAS. PARKING AREAS FOR VEHICLES SHOULD BE DESIGNATED UPWIND OF THE PREVAILING WIND DIRECTION. C. SANITARY

FACILITIES AND SHOWERS. SANITARY FACILITIES AND SHOWERS SHOULD BE PROVIDED UPWIND OF THE PREVAILING WIND DIRECTION. D. PERSONNEL DECONTAMINATION POINT.

DECONTAMINATION POINTS AND CLOTHING EXCHANGES

SHOULD BE CONVENIENTLY LOCATED UPWIND OF THE PREVAILING WIND DIRECTION. EMERGENCY DECONTAMINATION POINTS SHOULD BE LOCATED WITHIN THE STORAGE AREA. SEMICOLON THESE SHOULD PROVIDE WATER AND SOAP. ARRANGEMENTS SHOULD BE MADE FOR DECONTAMINATION AND REIMPREGNATION OF CONTAMINATED PROTECTIVE CLOTHING. E. DECONTAMINATING MATERIAL. DECONTAMINATING

MATERIAL AND EQUIPMENT SHOULD BE CONVENIENTLY LOCATED AT POINTS AROUND THE STORAGE AREA.

F. DISPOSAL AREA. A SUITABLE AREA SHOULD BE DESIGNATED FOR DISPOSAL OF CHEMICAL AGENTS AND CONTAMINATED CONTAINERS THAT CANNOT BE SALVAGED. G. RESERVE STOCK. A SUITABLE RESERVE OF PROTECTIVE MASKS, FILTER ELEMENTS AND

CANISTERS, CLOTHING, DECONTAMINANTS, AND

FIRST-AID SUPPLIES SHOULD BE ESTABLISHED FOR USE IN EMERGENCIES. H. PERSONNEL CHECK.

PERSONNEL SHOULD BE CHECKED BEFORE ENTERING THE STORAGE AREA TO INSURE THAT THEY ARE WEARING PROPER PROTECTIVE CLOTHING AND

EQUIPMENT. I. SPECIAL PRECAUTIONS FOR STORING NERVE AGENTS. IN ADDITION TO OBSERVING THE SAFETY MEASURES OUTLINED IN A THROUGH H ABOVE, THE MEASURES OUTLINED

BELOW ALSO SHOULD BE OBSERVED. SINCE NERVE AGENTS PRESENT BOTH A LIQUID HAZARD AND A VAPOR HAZARD TO PERSONNEL. 5. SAFETY MEASURES APPLY PARTICULARLY TO STORAGE AREAS CONTAINING

G-TYPE NERVE AGENTS BECAUSE THEY PRESENT A

SERIOUS VAPOR HAZARD TO PERSONNEL, IN ADDITION TO THE LIQUID CONTAMINATION HAZARD.

A. DETECTION EQUIPMENT. A SUFFICIENT NUMBER OF DETECTION DEVICES SHOULD BE EMPLOYED TO REVEAL ANY PRESENCE OF G-AGENT VAPOR WITHIN THE STORAGE AREA. B. PERSONNEL. PERSONNEL SHOULD

NOT BE PERMITTED TO ENTER THE NERVE-AGENT STORAGE AREA ALONE, OR SHOULD NOT BE LEFT

ALONE WHILE WORKING. PERSONNEL HAVING ANY CUTS OR ABRASIONS SHOULD BE CHECKED BY MEDICAL PERSONNEL TO INSURE THAT THESE

INJURIES ARE SATISFACTORILY COVERED BEFORE THEY ARE PERMITTED TO WORK IN THE AREA.

IMMEDIATELY

UPON COMPLETION OF DAILY DUTY, PERSONNEL SHOULD BE GIVEN A PHYSICAL CHECK BY A QUALIFIED TECHNICIAN TO DETERMINE WHETHER OR NOT SYMPTOMS OF NERVE-AGENT POISONING EXIST. SHOWERS OR BATHS SHOULD THEN BE REQUIRED, FOLLOWED BY A CHANGE OF CLOTHING.

IF NERVE-AGENT SYMPTOMS ARE PRESENT, IMMEDIATE FIRST AID WILL

BE REQUIRED AND THE INDIVIDUAL EVACUATED TO A HOSPITAL IMMEDIATELY. IT IS ALSO SUGGESTED THAT ANOTHER CHECK BE MADE ABOUT 2 HOURS

AFTER THE FIRST CHECK, SINCE PERSONNEL EXPERIENCING LOW-LEVEL EXPOSURES MAY NOT SHOW SYMPTOMS IMMEDIATELY. C. PROTECTION AND

FIRST-AID EQUIPMENT. ALL PERSONNEL ARE CHECKED PRIOR TO

ENTERING THE STORAGE AREA TO DETERMINE WHETHER

THEY HAVE THE PROPER PROTECTIVE AND FIRST-AID EQUIPMENT AND UNDERSTAND ITS USE.

D. LIMITATION OF EXPOSURE. THE MINIMUM

NUMBER OF PERSONNEL SHOULD BE EXPOSED FOR THE MINIMUM LENGTH OF TIME IN THE

NERVE-AGENT STORAGE AREA. JOBS NOT NECESSARY TO ROUTINE

STORAGE OPERATIONS SHOULD NOT BE PERFORMED IN THE STORAGE AREA. E. CRITERIA FOR

REPLACING FILTER ELEMENTS OR CANISTERS OF MASKS. THE LOCAL SAFETY SOP WILL DETERMINE

THE FREQUENCY OF THE REPLACEMENT OF THE FILTER ELEMENTS OR CANISTERS OF MASKS.

FILTER ELEMENTS OR CANISTERS MUST BE

REPLACED IF

THEY- (1) HAVE BEEN EXPOSED TO BLOOD AGENTS. (BLOOD AGENTS MAY BREAK DOWN THE FILTER ELEMENTS OR CANISTERS AFTER ONE EXPOSURE.) (2) HAVE BEEN IMMERSSED IN WATER.

(3) ARE VISIBLY DAMAGED OR DETERIORATED. (4)

IMPOSE SEVERE IMPEDIMENT TO BREATHING. F.

EATING, DRINKING, AND SMOKING. PERSONNEL ARE PROHIBITED FROM EATING, DRINKING, CHEWING, OR SMOKING IN THE STORAGE AREA, AFTER LEAVING

THE STORAGE AREA, PERSONNEL ARE REQUIRED TO BE CHECKED FOR CONTAMINATION AND BE

DECONTAMINATED IF NECESSARY, AND TO WASH THEIR HANDS AND FACES BEFORE EATING. G.

WIND DIRECTION AND

SPEED INDICATORS. WIND VANES OR OTHER WIND DIRECTION INDICATORS SHOULD BE LOCATED AT THE TRANSFER AND DISPOSAL AREAS AND ALSO AT OTHER DESIRABLE LOCATIONS IN THE STORAGE AREA. WIND SPEED INDICATORS ALSO SHOULD BE AVAILABLE. IN THE ABSENCE OF INDICATORS, PERSONNEL SHOULD BE TRAINED TO ESTIMATE WIND DIRECTION AND SPEED. 6. ANTISABOTAGE

MEASURES. THE FOLLOWING SAFETY MEASURES

SHOULD BE OBSERVED TO REDUCE THE

POSSIBILITY OF SABOTAGE. A. GUARDS OR

SENTRIES. GUARDS OR SENTRIES ARE MAINTAINED

AROUND THE STORAGE AREA 24 HOURS A DAY AND

SHOULD PATROL THE PERIMETER OF THE

NERVE-AGENT STORAGE AREA

AT A DISTANCE OF APPROXIMATELY 300 YARDS.

GUARDS MUST CARRY PROTECTIVE MASKS AND

FIRST-AID EQUIPMENT. B. SECURITY SCREENING.

ALL LOCAL LABOR EMPLOYED IN THE STORAGE

AREA MUST HAVE SECURITY CLEARANCE. C.

PASSES AND IDENTIFICATION. A SYSTEM OF

PASSES AND IDENTIFICATION MUST BE

ESTABLISHED FOR ALL

PERSONNEL ENTERING THE STORAGE AREA. D.

LOCAL DEFENSE. MILITARY PERSONNEL ARE

ORGANIZED FOR LOCAL DEFENSE AGAINST POSSIBLE

GUERRILLA ATTACK. 7. DECONTAMINATION.

DECONTAMINATION IS THE PROCESS OF

NEUTRALIZING THE HARMFUL EFFECTS OF A

CHEMICAL AGENT BY COVERING THE AGENT,

REMOVING IT, ABSORBING IT, DESTROYING IT, OR

CHANGING

IT INTO HARMLESS SUBSTANCE THROUGH THE
ACTION OF CHEMICAL DECONTAMINANTS. CHEMICAL
DECONTAMINANTS ARE USED WHEN RELATIVELY RAPID
AND COMPLETE DECONTAMINATION IS REQUIRED,
BUT THEY ARE NOT VERY EFFECTIVE UNDER
CONDITIONS OF EXTREME COLD (BELOW 20 F.)
PERSONNEL SHOULD BE FAMILIAR WITH THE
METHODS AND EQUIPMENT USED TO DECONTAMINATE
ALL AGENTS.

(3)

ソカ
シ

大蔵省外務省
 事務次長 興房
 臣官官審審長長
 備書文会營給
 國安長領移長
 參領旅移長

ア 參地中東
 長 北東西
 米 參北北線
 中南
 參 西東洋
 長 西東

近ア長経
 參審近ア
 次總編國万
 長経協長(第)
 參政技二
 國一理
 參條協規
 長國 參政經科
 長(海)長文長
 二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

193

総番号(TA) 305 主管
 7/1年 1月 日 19時 05分 河 總 務 署 北
 7/1年 1月 5日 21時 27分 本 省 署 北

外務大臣 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (本土専門家等の立会)

第16号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第10号に關し

5日クラーク渉外局長は、現段階では極秘の含みで当方に次の通り内話した。

(イ) 本土専門家チームのみに対し、ヘイズ少将が陸軍司令部において説明及び質疑応答を行なう予定。

(ロ) 米側では13人乗りのミニバスを用意しており、本土専門家(5人と了解する)、ヘイズ、クラーク、ナカヨシ(通訳担当)のほかの5席をGRIからの希望者に当てる用意のある旨GRIに通知した。

(ハ) GRIがGOJに要望したといわれる学者等については本土専門家チームのわくとするや否やは両政府間の調整に委ねたい。

(ニ) ミニバス組は9日テバテ弾やくこの内部立入り(防衛庁専門家のみ限定したいが検討中)を含めてんがんさんばしまでの下見のTOURに案内する。はん送当日はCONVOYに同行し得るようアレンデする。(新聞記者

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

団は終始別の車とする)
 (丁)

(1) 藤首津泰務第1連隊(第)
 主信簿 21.45

外務省

大政外外儀
 務次典房
 臣自官審審長長
 儀總人監厚計
 儀書文会營給
 国資長
 領移長
 參調折企
 參領旅移
 參地中東
 長北東西
 參北北
 參二
 參西東洋
 長西東
 近ア長
 參書近ア
 長経経国方
 參貿統
 參政技二
 国一理
 參条協
 長国參政経科
 長情社專
 長文參道内外
 長一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 460
 71年1月6日16時35分 沖繩 発着 米北
 71年1月6日18時00分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去準備

第20号 極秘 大至急

往電第10号に関し

1. イトス及び上原(対策室長)は6日午前当方に下記の通り述べた。

(イ) 5日のガス撤去対策本部において、5名(国頭往電の分にモリ、サトシ東大農学部助手を加えたもの)をりゆう政独自に招くことを決め、オオミネ東京事務所長より打しんを始めた。

(ロ) りゆう政としては本土派遣の専門家はそれなりに評価するが、独自の招へいを行なうことが民心ちんせいの要件であると判断するに至った。

(ハ) GOJとして経費負担等諸般の便ぎを与えることを切望する(当方より特に経費については筋違いであることを指摘した)。

2. クラーク渉外局長は、6日午後当方に下記の通り述べた。

(イ) 米側としては、GRIへ割当てた5人のわくは、G

極秘 29

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

RIが自主的に適格者をせんこうするものと期待している。

(ロ) GRIの招待する学者等のうちGOJが望ましからずと判断する者があれば、GOJよりドロップするようGRIまたは本人に働きかけて欲しい(この旨弁務官より主席にも意のあるところを伝えた)。

(ハ) GOJ専門家チームは、全員8日午前に着するよう強く希望する。8日午後0時半よりフル・ドレスのリハーサルを現場で行なう。はん出は1/日となる見込みである。

(ニ) 米側としてはブリーフィング、リハーサル及びはん出コンボイ同行(弾やくと及びてんがんさんばし立入りを含む)につき、すべてGOJ及びGRIのチームを合体して行ないたい。

(丁)

(早手交済 1/6 18時)

極秘

- ソカヒ
- 大政事外外儀官
- 務務次典房
- 臣官官審審長長
- 備給入電厚計
- 備給入會管給
- 国資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長北東西
- 参北北總
- 参西東洋
- 西東
- 近ア長経
- 参審近ア
- 次総経国万
- 参實統国
- 参政技二
- 国一理
- 参条協組
- 長国
- 参政経科
- 軍社専
- 参道内外
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 468 主管
 71年 月 6日 17時18分 沖繩 発着 米北
 71年 月 6日 19時04分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(りゆう政説明)

第2/号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第16号に関し

りゆう政どくガス撤去対策本部ウエサト事務局長は、6日おきなわ事務局長(三木、エツタ同席)に対し行政府のどくガス撤去対策につき説明したところ、要旨次の通り。

(1) 関係地域住民の避難は行なわれないが、万一の事故に備えて避難訓練を行ない、かつ、プレス広報車を用いるなどして移送状況を随時住民に知らせることとする。

(2) ミサト村長より要望越したコース変更については、5日同村長の案内で関係局長、りゆう政本部長、ヘイズ少将等の視察したところ、りゆう政としては、期間、費用、土地取用の関係上、コース変更は困難と判断されたので米軍の提示した予定のコースで第1回の移送は行なうこととし、将来第2回以後の移送にはコース変更を再考するよう米側に申し入れる。

(3) 専門家の派遣につき、原水協等に自衛官派遣に反対する向きもあるので、りゆう政独自が専門家を要請して、住民いよの一助とすることとした。(3)

外務省

209

- ソカヒ
- 大政事外外儀官
- 務務次典房
- 臣官官審審長長
- 備給入電厚計
- 備給入會管給
- 国資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長北東西
- 参北北總
- 参西東洋
- 西東
- 近ア長経
- 参審近ア
- 次総経国万
- 参實統国
- 参政技二
- 国一理
- 参条協組
- 長国
- 参政経科
- 軍社専
- 参道内外
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 00001 主管
 71年 月 6日 17時25分 沖繩 発着 米北
 71年 月 6日 18時15分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去準備

第2.2号 略 大至急

往電第20号に関し

クラーク局長は6日ゆう方当方に下記の通り述べた。

「9日午前7時半しゆくしや発でHAMB Y基地(スケラン近傍)においてガス・マスク装着訓練をGOJ、GRI各チーム及びプレスに対して行なう。右ははん送当日のマンボイ同行には必ずの条件につき全員参加願いたい。同日午後4時よりGOJ、GRIチームにヘイズによる特別のブリーフィングを行なう」

(7)

(厚手支持 1/6 1855)

外務省

90

- 大政審外外儀官
- 事務次長
- 官官審審長
- 儀総人電厚計
- 儀文会管給
- 国参調析企
- 長参領移長
- 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 参一
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国万
- 長参買統
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 長国参政経科
- 長軍社専
- 参道内外
- 長文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

67

電信写

総番号(TA) 0037
 71年1月6日 17時35分 非 緩 発 米 地
 71年1月6日 18時11分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去輸送船

第23号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第3号に関し

ちゆう米陸軍報道部は、6日「てんがんさんばしから「ジ」島へどくガスを輸送する最初の輸送船は、米海軍のLST、JAMES E. ROBINSON号であり、積載後12日までに出発する予定」なる旨発表した。

(了)

- 大政審外外儀官
- 事務次長
- 官官審審長
- 儀総人電厚計
- 儀文会管給
- 国参調析企
- 長参領移長
- 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 参一
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国万
- 長参買統
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 長国参政経科
- 長軍社専
- 参道内外
- 長文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

177

電信写

総番号(TA) 777
 71年1月6日 18時5分 沖 緩 発 米 地
 71年1月6日 19時5分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

本土専門家チーム日程

第24号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第20号に関し

現時点では流動的な要請がなからず一行の日程のスケルトンは概ね下記のラインにて準備中

1月8日(金)

一行4名到着(ノース7便)

ホテルでけい食後民政府経由チハナへ。

12:30PMより リハーサル・オペレーション同行

終了後、ヘイズ少将及び主席訪問(未定)

3:00
 4:00PM フリーフィング(ヘイズ)において陸軍司令部

1月9日

(タナハ部長到着(便未定))

7:00AM しゃくしゃくハシビロ基地へ。(マスク着用訓練)

2:00PM 事務局との打合せ(未定)

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. 30 PM GRIとの打合せ(未定)

準備委または事務局主催ゆう食会(計画)

1月10日 南部戦せき等視察(希望者)

1月11日 はん出コンボイ同行(時間未定)

日本側主催米関係者招待ゆう食会(計画)

(丁)

(男子交際 116 2015)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|----------------------------|--|--------------------------------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 平 | 符号表示 暗 <input type="radio"/> 略 <input type="radio"/> 平 <input checked="" type="radio"/> | 総第 07 117 号 |
| YYYYYY | 第 3 号 | 昭和 年 月 日 時 分 秒 JAN 7 18 55 |
| | 大至急 <input type="radio"/> 至急 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> LTF <input type="radio"/> | 発電係 19 |

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長 | 主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年1月7日 調査者 吉野公博 電話番号 21166 |
|---|-------------------------------|--|

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 協賛先 官房総務参事官 官房書記官 軍縮室長 | 人事課長 安全保障課長 |
|---------------------------------|----------------|

大使 臨時代理大使
在 仲 経 高 陞
総領事 代理

在 米 半 場
大使 臨時代理大使
総領事 代理

件名 在 仲 経 米 軍 毒 ガ ス 移 送 作 業 の 安 全 性 確 認 の 為 の 日 本 政 府 派 遣 団

2号及3号
貴電米 24号に因り

在 仲 経 毒 ガ ス 移 送 作 業 の 安 全 性 確 認 の

為 下 記 関 係 者 を 専 門 家 5 名 に 12月8日

(NW0041-2)
12月12日東京発、12日貴地発

但し、本助送機は11日JAL 722
(千葉隊長は13日)の予定で派遣するにき
(NW0041-2並地発)

漢

字 濟

168

ナ

(※印刷内は電報記入)

(昭和四二七一 改正)

GB-1

宿舎の手配等

所要の手配は必然に宿舎を
手配するに付、北米に
録願に左記
記
仲 経 ・ 北 方 政 策 庁 調 整 印 長 田 辺 博 通
于 米 北 米 才 一 課 長
東 大 工 学 部 助 教 授 工 博 長 哲 郎 (防 衛 庁)
陸 上 幕 僚 監 部 化 学 課 二 等 陸 佐 阿 摩 憲
同 上 三 等 陸 佐 甘 利 富 重 (千葉北米)
課長 (同北米外務事務官(米北局)兼任)

米に轉電した。

13)

GB-3

外務省

北米一課

信達表

46.1.7 沖縄・北方対策庁

在沖縄米軍毒ガス移送作業の安全性確認のため
の日本政府派遣団について

政府は上記派遣団のメンバーを次のとおり決定し、
明8日沖縄に派遣する予定である。

沖縄・北方対策庁 調整部長 田辺 博通

東京大学工学部助教授 工博 長 哲郎

防衛庁陸上幕僚監部(化学課) 2等陸佐 阿達 寛

〃 3等陸佐 甘利 富重

外務省アメリカ局北米一課長(渉以関係) 千葉 一夫

(注) 長助教授は「有機合成化学」を専門とし、
昨年ジュネーブにおける軍縮会議に、日本政府代
表団顧問として参加し、化学兵器の開発・製造・貯
蔵の禁止関係についての助言を行なったこともある専
門家である。
阿達 2佐 および 甘利 3佐 は、いずれも現在
化学防護関係の研究開発等を担当している専
門家である。

本7日 12時頃 発表予定

総 理 府

B-5 3522- (10) (改訂版)

在沖縄米軍毒ガス移送作業の
安全性確認のため日本政府派遣団

田辺 博通 沖縄・北方対策庁 調整部長

長 哲郎 工博 東大工学部 助教授

阿達 寛 防衛庁 陸上幕僚監部 化学課
2等陸佐

甘利 富重 防衛庁 同上
3等陸佐

千葉 一夫 外務省 アメリカ局 北米一課長

GA-6

外務省

名称

在沖繩米軍毒ガス移送作業

の安全性確認のため日本政府

派遣団

略称

日本政府安全性確認派遣団

専任派遣について (資料参考の経路)

(1) 糸洲局長とのやりとり。

糸: GRIは5人という方針は10.11.15に決定した。

(折衝の結果、5名に決定された。

質: 4月22日、学者1本に絞るのが最も現実的である。

糸: 合つた。

(本50の局長会議で)

GRIの5人の参加は10.11.15という方向で決定する。

質: 4人の長を招くのは困難。非現実的である。

糸: 合つた。

(2) 高松副局長との接触

加藤事務局長の参加は不可。GRIの5人の立会問題を議論する。

アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参事官

北米第一課長

田中

8

() 第 8 号

昭和 46 年 1 月 7 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
化学剤の保管・輸送に関する安全基準

引用公・電信
日付・番号 往電第12号

4日、民政府より送付越した標記資料、4部別添送付する。

付函添付 付函空便(行) 付函空便(DP) 付函船便(貨) 付函船便(郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

- 首席事務官
- 参事官
- 外務調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 女子学
- 局庶務



ONTARIO, CANADA
MONTREAL
1/7/46

GENERAL SAFETY REQUIREMENTS FOR STORAGE AND TRANSPORT OF CHEMICAL MUNITIONS

1. GENERAL. The hazards inherent in handling certain chemical agents and hazardous chemicals are such that special safety instructions are required. A high degree of safety may be achieved in handling chemical agents and hazardous chemicals by designating a specific individual in an organization to be responsible for planning, coordinating, and supervising a safety program.

a. Responsibility. The unit commander of a depot or the installation commander, where more than one unit is involved, is responsible for establishing and enforcing safety procedures. Within a designated working group or party, the senior officer, noncommissioned officer, or supervisory civilian in charge is responsible for having personnel follow detailed safety procedures.

b. Training. All personnel engaged in handling chemical agents and hazardous chemicals should have special training in detecting the presence of chemical agents by the use of detectors, in recognizing symptoms of chemical agent poisoning in themselves and others, in first-aid procedures, in the proper wearing of protective clothing and the protective mask, and in the use of special equipment required in emergencies. Personnel should be instructed to report for work daily with cleanly shaven faces to insure an air-tight fit of the protective mask. The cooperation of personnel in safety matters may be obtained through an educational program illustrating possible results to those who are careless in handling chemical agents and hazardous chemicals.

c. Supervisory Personnel. Supervisory personnel should be thoroughly trained to handle chemical agents and hazardous chemicals and to take correct action in an emergency.

d. Safety Plan. The establishment and enforcement of a safety plan systematically exposes and reduces hazards in an installation handling chemical items. A safety plan should cover the three main hazards--fire, contamination, and sabotage. Frequent drills should be conducted.

e. Local Disaster Plan. It is the responsibility of every unit commander to prepare a local disaster plan to be followed in the event of a disaster. Such a plan should include measures to be taken to reduce injury to personnel and damage to property, and to preserve evidence pertinent to cause and effect.

2. General Safety Precautions. When personnel are engaged in routine handling of containers of chemical agents, they should be instructed to observe the following general safety precautions:

a. Storage Group A chemical Agents. When handling group A chemical agents, complete impermeable protective clothing will be worn whenever a known or suspected leak is encountered. Deluge showers should be readily available. After the structure or area has been determined to be free of contamination, personnel may wear the following minimum protective clothing:

- (1) Butyl rubber boots.
- (2) Butyl rubber apron extending below top of boots.
- (3) Butyl rubber gloves.

(4) Special purpose or M17 series protective mask in slung position.

(5) Unimpregnated coveralls, underwear, and socks. Personal clothing will not be worn; government-issued clothing must be worn.

b. Storage Group B Chemical Agents. When handling containers of group B chemical agents, personnel should have protective masks and first-aid equipment immediately available for use. When handling liquid smoke, rubber aprons, rubber boots, and rubber gloves are also necessary.

c. Storage Group C Chemical Agents. When handling containers of group C chemical agents, personnel should have drums of water and other fire-fighting equipment and first-aid equipment immediately available for use.

d. Storage Group D Chemical Agents. When handling containers of group D chemical agents, personnel should have fire-fighting equipment and first-aid equipment immediately available for use.

e. Corrosive Liquids. When handling containers of corrosive liquids or acid-type chemical agents, personnel should wear rubber boots, rubber aprons, rubber gloves, and safety goggles. Protective masks, drums of water, and first-aid equipment should be immediately available for use.

f. Corrosive Solids. When handling containers of corrosive solids, personnel should wear rubber boots, rubber aprons, rubber gloves, and safety goggles. The protective mask and hood, drums of water, and first-aid equipment should be immediately available for use.

3. Fire Prevention. Fire prevention pertains to the measures designed to detect and eliminate causes of fire, fire-safety procedures, and the passive means utilized to confine a fire, once it breaks out, to the place of origin. The following factors should be considered:

a. Depot Layout. The depot should be laid out with adequate fire-breaks, convenient to sources of water for fighting fires, in an area with the minimum combustible material. The area should offer some protection against direct rays of the sun in hot climates. Highly flammable chemicals should be stored separately from other chemicals.

b. Fire Points. Fire points should be conveniently located throughout the depot area. They should be clearly marked with beige or reflector paint for easy identification in the dark. Each fire point should be equipped with a suitable fire alarm, several long-handled shovels, a pile of sand, buckets, and water-filled barrels. The water barrels should be periodically inspected and kept filled. During freezing weather, an antifreeze, such as salt, should be added to the water to keep it from freezing. Buckets should be painted to prevent rust.

c. Safety Smoking Points. Safety smoking points should be designated, convenient to NO SMOKING areas.

d. Fire-Alarm System. A good fire-alarm system should be installed.

e. Water Supply. When fire-fighting equipment with suction hose is available, large water storage facilities should be made available at convenient locations.

f. Fire-Fighting Markers. To provide a guide to fire fighters in determining the type of hazard existing in an area, specific storage areas should be marked with the approved fire symbols.

g. Overhead Protection. For designated stacks of containers of chemical agents, overhead protection against direct rays of the sun should be provided. It is important to allow adequate clearance to provide ventilation on top and underneath stacks.

h. Housekeeping. Covered fire-resistant cans should be located at convenient points for the disposal of oily rags and waste. Volatile flammable liquids should be kept covered. Flammable rubbish should not be allowed to accumulate.

i. Fire-Fighting Plan. A written fire-fighting plan should be prepared and prominently posted at convenient locations. This plan should announce the signals for fire alarms and for all-clear, assign specific duties to personnel, list the next higher headquarters and other authorities to be notified in case of fire, list the places where help can be obtained if needed, and furnish all other pertinent information.

4. Safety Measures Against Liquid Contamination. Storage areas for blister agents and nerve agents should be separate from each other and from storage areas of all other chemical agents. The storage area for nerve agents should be enclosed, by cyclone-type fencing, if practicable, and should always be well guarded. The following safety measures should be observed:

a. Placarding. Dangerous areas should be suitably placarded with signs and markings.

b. Parking Areas. Parking areas for vehicles should be designated upwind of the prevailing wind direction.

c. Sanitary Facilities and Showers. Sanitary facilities and showers should be provided upwind of the prevailing wind direction.

d. Personnel Decontamination Point. Decontamination points and clothing exchanges should be conveniently located upwind of the prevailing wind direction. Emergency decontamination points should be located within the storage area; these should provide water and soap. Arrangements should be made for decontamination and reimpregnation of contaminated protective clothing.

e. Decontaminating Material. Decontaminating material and equipment should be conveniently located at points around the storage area.

f. Disposal Area. A suitable area should be designated for disposal of chemical agents and contaminated containers that cannot be salvaged.

g. Reserve Stock. A suitable reserve of protective masks, filter elements and canisters, clothing, decontaminants, and first-aid supplies should be established for use in emergencies.

h. Personnel Check. Personnel should be checked before entering the storage area to insure that they are wearing proper protective clothing and equipment.

i. Special Precautions for Storing Nerve Agents. In addition to observing the safety measures outlined in a through h above, the measures outlined below also should be observed, since nerve agents present both a liquid hazard and a vapor hazard to personnel.

5. Safety Measures Against Vapor Hazard. The following safety measures apply particularly to storage areas containing G-type nerve agents because they present a serious vapor hazard to personnel, in addition to the liquid contamination hazard.

a. Detection Equipment. A sufficient number of detection devices should be employed to reveal any presence of G-agent vapor within the storage area.

b. Personnel. Personnel should not be permitted to enter the nerve-agent storage area alone, or should not be left alone while working. Personnel having any cuts or abrasions should be checked by medical personnel to insure that these injuries are satisfactorily covered before they are permitted to work in the area. Immediately upon completion of daily duty, personnel should be given a physical check by a qualified technician to determine whether or not symptoms of nerve-agent poisoning exist. Showers or baths should then be required, followed by a change of clothing. If nerve-agent symptoms are present, immediate first aid will be required and the individual evacuated to a hospital immediately. It is also suggested that another check be made about 2 hours after the first check, since personnel experiencing low-level exposures may not show symptoms immediately.

c. Protection and First-Aid Equipment. All personnel are checked prior to entering the storage area to determine whether they have the proper protective and first-aid equipment and understand its use.

d. Limitation of Exposure. The minimum number of personnel should be exposed for the minimum length of time in the nerve-agent storage area. Jobs not necessary to routine storage operations should not be performed in the storage area.

e. Criteria for Replacing Filter Elements or Canisters of Masks. The local safety SOP will determine the frequency of the replacement of the filter elements or canisters of masks. Filter elements or canisters must be replaced if they-

- (1) Have been exposed to blood agents. (Blood agents may break down the filter elements or canisters after one exposure.)
- (2) Have been immersed in water.
- (3) Are visibly damaged or deteriorated.
- (4) Impose severe impediment to breathing.

f. Eating, Drinking, and Smoking. Personnel are prohibited from eating, drinking, chewing, or smoking in the storage area. After leaving the storage area, personnel are required to be checked for contamination and be decontaminated if necessary, and to wash their hands and faces before eating.

g. Wind Direction and Speed Indicators. Wind vanes or other wind direction indicators should be located at the transfer and disposal areas and also at other desirable locations in the storage area. Wind speed indicators also should be available. In the absence of indicators, personnel should be trained to estimate wind direction and speed.

6. Antisabotage Measures. The following safety measures should be observed to reduce the possibility of sabotage.

a. Guards or Sentries. Guards or sentries are maintained around the storage area 24 hours a day and should patrol the perimeter of the nerve-agent storage area at a distance of approximately 300 yards. Guards must carry protective masks and first-aid equipment.

b. Security Screening. All local labor employed in the storage area must have security clearance.

c. Passes and Identification. A system of passes and identification must be established for all personnel entering the storage area.

d. Local Defense. Military personnel are organized for local defense against possible guerrilla attack.

7. Decontamination. Decontamination is the process of neutralizing the harmful effects of a chemical agent by covering the agent, removing it, absorbing it, destroying it, or changing it into harmless substance through the action of chemical decontaminants. Chemical decontaminants are used when relatively rapid and complete decontamination is required, but they are not very effective under conditions of extreme cold (below 20° F.). Personnel should be familiar with the methods and equipment used to decontaminate all agents.

SAFETY ANNEX FOR OPERATION RED HAT

1. CONCEPT. Safety will be the prime consideration in all aspects of Operation Red Hat. The nature of this project requires that all operations be controlled by personnel who are knowledgeable and thoroughly trained in every phase of chemical operations. All containers of agents will meet Interstate Commerce Commission/Director of Transportation (ICC/DOT) specifications.

2. Personnel.

a. Military and civilian personnel involved in the operational phase of this plan such as the vehicle loading, convoy unloading and ship loading operation, will be highly proficient and experienced in the specific tasks they are to perform. They will, as a minimum, possess an excellent character rating; not have a history of repeated court martial and possess reliable character traits. Where necessary, they will receive special training to provide additional safety in handling chemical items. Augmentation personnel will also be highly trained and meet requirements outlined above.

b. Throughout the entire operation, highly trained technical escort personnel will be available for monitoring the munitions to detect agent leakage, and if necessary contain or decontaminate the agent. Throughout the operations, decontamination supplies will be available.

c. Medical personnel, equipped with appropriate medical supplies, will provide medical diagnosis and treatment to personnel in the event of agent exposure or injury. The capability of medical supplies and service support will exist throughout the entire operation.

d. Security forces will be present during all phases of the operation, to provide physical security of the cargo and minimize risk of exposure to the public.

e. Trained chemical accident/incident control forces will be available to assist, if necessary, to reduce to a minimum the detrimental effects of an accident. Chemical accident/incident control teams will be strategically located and equipped with appropriate monitoring, medical and decontamination materials. These forces will have the necessary means of transportation to enable fast and effective response.

3. Operations.

a. All Red Hat operations will be accomplished in a manner which reduces exposure and affords maximum safety to personnel and property.

Prior to the movement of chemical munitions, all participating services/ commands/agencies will insure that all plans and actions to be taken stress safety. Safety considerations will always be the controlling factor.

b. Munitions will be inspected prior to loading, in preparation for shipment. 2d Log Command will transport the munitions by truck convoy from Chibana to Tengan Pier. Security forces, medical and technical escort personnel will accompany the convoy. Truck unloading and ship loading operations will be performed by transportation personnel of the 2d Log Command, with chemical safety guidance furnished by technical escort personnel.

c. Action will be taken to insure personnel do not perform in an unsafe or hazardous manner due to exhaustion.

4. GENERAL.

a. Safety measures will include the detection of defective munitions, first aid, decontamination, physical security, fire prevention and proper use of tools and handling equipment. All chemical munitions have been 100% inspected and are in excellent condition. Continued inspection will be conducted to insure that all munitions are maintained in the same condition.

b. In an accident/incident, the primary concern during Red Hat operations will be to limit any chemical agent exposure to the least number of personnel for the shortest period of time.

c. Safety briefings to all participating personnel will be conducted by Technical Escort Center personnel prior to commencement of Red Hat operations.

d. Wire or radio communication will be established from each operational site to the nearest medical and/or safety team.

e. All operations and movement of chemical munitions will be under the technical supervision of Technical Escort Center personnel to insure safe handling and movement of chemical munitions from Okinawa to Johnston Island.

f. Technical Escort personnel will determine acceptability of munitions for shipment.

g. The operations will not be accomplished during severe weather such as heavy rains, high winds, dense ground fog and/or when lightning risks are forecast along the convoy route or at Tengan Pier. Wind direction and velocity indications will be provided at all operations areas.

h. Rest areas, distant from work areas, will be provided. A separate area will be made available, which will be removed from the work area, and will have wash and toilet facilities.

i. Communications will be maintained between medical, technical escort and loading crews and other emergency backup teams.

j. Fire fighting equipment and emergency decontamination facilities such as portable showers and decontamination apparatus will be available at the pier prior to commencement of loading operations.

k. All personnel entering the toxic storage area will have a protective mask which has been properly checked and fitted in his possession. Personnel not having a protective mask will not be admitted to the area.

l. Properly equipped ambulance, with a qualified and properly trained medical technician, will be readily available at all times when operations are in progress in the toxic area.

m. Particular attention will be given to the availability and serviceability of all special equipment required for first aid, monitoring of individual protection against and decontamination of the chemical agents.

n. All convoy operations will be restricted to daylight hours.

5. Inspection of Vehicles and Equipment. Vehicles, MSE and special equipment used in handling and transporting Red Hat munitions will be inspected/tested daily prior to use.

6. Inspection of Ships Gear and Rigging. All ships gear will be inspected and load tested prior to use. This includes a complete inspection of all rigging and operational testing by lifting dummy loads in excess of 25% of rated capacity. No ships rigging or gear will be used unless approved for use by safety inspectors.

7. Safety Standing Operating Procedures.

a. The utilization of a written standing operating procedure (SOP) is mandatory for all operations of Project Red Hat. The SOP prepared by each unit/agency will include safety requirements, personnel requirements, exact designation of the equipment to be used, location and sequence of the operation to be performed and a sufficiently detailed description of how each step of the operation is to be performed.

b. The SOP will be approved by the commanding officer or by a qualified member of his staff whom he has delegated to review and approve procedures. The SOP will be approved by persons designated as being responsible for performance of the operation.

c. All personnel having operational duties or supervision thereof will be cognizant of, and understand, the SOP requirements for their particular operation.

d. Decontamination Station. A personnel decontamination station will be provided in the vicinity of loading/discharge and storage areas. This facility will provide for:

- a. Area for storage and decontamination of protective clothing and equipment.
- b. Bathing facilities for all personnel involved in the operation.
- c. Facilities for storing and dispensing work clothing.
- d. Provisions for emergency change of work clothing and for decontamination of personnel and clothing.

OFFICE OF THE
INFORMATION COORDINATOR
OFFICE OF CINCPACREP
Tel: 57107

January 7, 1971

MEMO TO NEWS MEDIA:

DOCUMENTS ON SAFETY MEASURES FOR CHEMICAL MUNITIONS REMOVAL FROM OKINAWA

For your information and use are copies in English and Japanese of the safety annex for OPERATION RED HAT and general safety requirements for the storage and transport of chemical munitions, compiled by Headquarters, U.S. Army, Ryukyu Islands (USARYIS) from official U.S. Government documents.

(END)

沖縄からの化学兵器の移動についての安全対策資料

- この資料は、「レッドハット作戦に関する安全付属書」及び「化学兵器の貯蔵と輸送に関する全般的な安全基準」の日英両文で、皆様の参考のため準備されたものである。なお、この資料は米国防政府の公文書から抜粋して、在沖米陸軍司令部が編集したものである。

(完)

レッド ハット作戦に関する安全付属書

1. 概 念

レッド ハット作戦のあらゆる段階において第一に考慮すべきことは安全である。この計画の性質上、すべての作業は、化学作用のあらゆる分野において知識を有し、かつ、十分な訓練を受けた要員によつて管理されることが必要である。作用薬剤のすべての容器は、米匡州間通商委員会運輸局の明細基準に合致するものとする。

2. 要 員

a. 車輛への荷積み、荷おろし、及び船積みのような作業部門にたずさわる軍民要員はその行なう特定の業務に高度に熟達し、かつ、経験を有するものとする。これらの要員は最少限、優秀な人格評価を有し、軍法会議による累犯経歴がなく、信頼出来る人格の持主であること。彼等は又、必要な場合、化学薬品の取り扱いについて、更に安全を保障するため、特別の訓練を受ける。増援要員も高度の訓練を受け、上記の必要条件に合致するものとする。

b. 全作業を通じて、化学兵器の監視のため、高度の訓練を受けた技術警護要員が配備され、薬剤の漏出を探知し、必要に応じて、薬剤の封入或いは消去に当らせる。全作業を通じて、消去用物資が配備される。

c. 薬による被曝或いは傷害が生じた場合は、適切な医療物資を装備した医療要員が診察及び治療に当たる。全作業を通じて医療物資や医療援助が行なわれる。

d. 積荷の安全を確保し、一般住民への被曝の危険を最少限度にとどめるため、作業の全段階を通して保安要員が配備される。

e. 事故による有害な影響を最少限度にとどめることを、必要に応じて、援助するため、訓練された化学事故(事件)管理部隊が配置される。化学事故(事件)管理班は戦略的に配置され、適切な監視、医療及び消去資材を装備する。これらの部隊は徹速にして、かつ効果的な活動が出来るような必要な輸送手段を持つ。

3. 作 業

a. すべてのレッド ハット作戦は被曝を少なくし、人間や財産に対する安全を最大限に確保する方法で行なわれる。化学兵器の移動前に、これに参加するすべての軍、部隊及び機隊は、実施されるすべての計画及び処置が安全に重点を置いているかを確かめる。安全に対する配慮は常に最も重要な要素である。

b. 船積みのための準備として、積み込む前に、化学兵器は検査される。第二兵站部隊は軍用トラック隊を編成してこれらの化学兵器を知花から天城棧橋まで運送する。保安部隊、医療及び技術警護要員もその軍用トラック隊と同行する。トラックからの積みおろし及び船への積み込みは技術警護要員から得た化学安全指導に基づいて第二兵站部隊所属の輸送部隊の要員が行なう。

c. 各要員が疲労のため安全でない或いはあぶない方法で作業をしないような処置を講ずる。

4. 総合的方針

a. 安全対策には欠陥兵器の発見、救急措置、毒の消去、積荷の保全、火災防止及び器具や機械の適正使用等が含まれる。すべての化学兵器は100パーセントの検査を行ない、最も安全な状態におく。又すべての化学兵器を確実に最も安全な状態で保持するよう絶えず検査を行なう。

b. 事故又は事件に際しては、化学薬剤による被曝を最少人数、最短時間に抑えることがレッド ハット作戦を通じて最も重要な点である。

c. この作業に従事するすべての要員に対する安全対策説明会は、レッド ハット作戦が開始される前に技術警護センターの要員が行なう。

d. 各作業場ともよりの医療及び(もしくは)保安班との間に無線又は有線通信施設を設けず。

e. 化学兵器の安全な取扱い及び沖繩からジョンストン島への移送を保証するため、すべての作業及び化学兵器の移動は、技術警護センター要員の技術的監督下で行なわれる。

- f. 技術員は兵器の構造が満足にできるかどうかを決定する。
- g. 豪雨、強風、地上の激震などのような悪天候、もしくは輸送経路又は天候情報に補強情報が予測される時には作業は行わない。又、全作業地域で風向きと風速が明示される。
- h. 作業場から離れた所に休息地域を設ける。更に作業場から離れた別の地域に洗濯及び洗面施設を設ける。
 - 1. 医療、技術員及び荷積み要員とその他の緊急援助班との間に絶えず通信を保つ。
 - j. 稼働作業が始まる前に消火器具及び携帯用シャワーや消去器具のような緊急消去施設を現場に設置する。
 - k. 毒ガス貯蔵地域にはいるすべての要員は適正に検査され、身体に合った防護マスクを携帯する。尚、防護マスクを持たない者は同地域にはいることができない。
 - 1. 毒ガス貯蔵地域で作業が行われている時には、有資格者で、しかも適切な訓練を受けた医療要員を乗せ、適切に装備された救急車が何時でも出動できるように待機している。
 - m. 救急処置、化学薬剤からの個人の保護のための監視及び消去に必要なすべての特殊器具の準備や効用については特に注意が払われる。
 - n. すべての輸送作業は日中のみ行なう。

5. 車輛及び機械の検査

レッドハット兵器の取り扱いや輸送に使用される車輛、フォークリフト(MHB)及び特殊機械は使用する前に毎日検査し、テストを行なう。

6. 給具及び索具の検査

すべての給具は使用前に検査を受け荷積みのテストを行なう。これには

すべての索具の完全な検査や認定能力の25パーセントを超える種類の荷物をつり上げる操作テストも含まれている。如何なる索具や給具も安全検査官からの使用許可がなければ使用できない。

7. 安全作業規定

a. レッドハット計画は、すべての作業過程を通じて文書による作業規定書(SOP)を使用することを義務づけている。SOPは各部隊や機関で作成し、その中には安全性の基準、要員の資格、使用する機械の正確な名称、実施する作業の場所と順序、及び作業の各段階における実施方法に関する十分詳細な説明書が含まれる。

b. SOPは司令官もしくは司令官からSOPの検討やその手続の認可を委任されたスタッフで、責任ある者が認可する。SOPは作業の実施責任者と任命された者によつて認可される。

c. 作業の任務や監督に当る要員はこのそれぞれの作業について規定したSOPを認識し理解すること。

8. 毒消去所

要員のための毒消去所が荷積み、荷おろし場及び貯蔵地域付近に設置される。消去所は次の施設からなる。

- a. 防護服や器具の貯蔵と消去地域。
- b. 作業に従事するすべての要員の入浴施設。
- c. 作業服の貯蔵と配布施設。
- d. 緊急更衣所及び要員や衣服の毒消去施設。

- リカヒ
- 大政事外外務官
- 事務次長
- 典房
- 大臣官舎審査長
- 儀禮人電厚計
- 儀禮文書給
- 国長
- 参閣析企
- 参閣移
- 参閣旅移
- 参地中東
- 参北西
- 参北北
- 参中
- 参西東洋
- 参西東
- 参近
- 参書近
- 参次総経国万
- 参経協
- 参政経二
- 参政経一
- 参条協
- 参政経科
- 参社専
- 参通内外
- 参文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

280

電信写

総番号(TA) 00843 主管
 71年1月8日 19時35分 伊 境 発着
 71年1月8日 20時47分 本 省 着

外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(専門家派遣)

第33号 平 至急 (ゆう先処理)

貴電米北/第3号に関し

8日午前G.O.Jチーム一行は主席訪問後記者会見を行なつたところ、右会見応答振り次の通り。

1. われわれの目的は早期撤去実現にあるが、単に撤去作業に立会うだけでなく、現場で専門家ができる状態で安全性を確認し、細かいスケジュールについては今後米側と打合わせる。

2. 米軍はガス兵器は3種類と言っているが、先ず容器の外装を見れば内容がわかり、それなりに安全性が確認でき、また作業に当つて参考とされる文書を見れば確認の度合いは更に補完される。長助教授や2人の自衛官は本土で最高の権い者であり、この方々が安全性を確認すれば絶対に安全である。また、調査の時間は十分あると考えている。

3. りゆう政招待の専門家と行動を共にするかどうかについては米側と協議の上決められると思うが、本土政府としては本来かれこれ容かいする立場にはないと思う。(両方

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の専門家が分れて行動すれば夫々別個の判断が出て困るのではないかとの質問に対し) わが方の専門家は本土政府より派遣された権い者で調査が客観的に行なわれることは言うまでもない。また長助教授はりゆう政側専門家の一部としたしくアカデミックな交流が期待できる。

4. わが方専門家の所見は撤去前に随時主席に伝える。

(了)

(2/1/50 北米 譯 字 手 文 濟 電信課)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印) 符号表示 略 (平) 総第10 007 号
 暗 略 (平) 第 49 号
 昭和 年 月 日 時 分 発
 JAN 10 05 発電係

大 臣 閣下
 政務次官
 事務次官
 外務審議官
 外務審議官
 官 房 長

主管
 アメリカ局長
 参事官
 北米第一部長

主管局部課 (室) 名
 米北1

起案 昭和 46 年 / 月 / 日
 起案者 電話番号
 1117 2465

協議先

在 米 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
 報 報 総領事 代理 あり

件名
 米北1 搭記去 (奪り戻し) 査

沖縄米電チ33号転電 (00843)

GB-1

(※印刷内は電信記入)

(昭和四二・七一 改正)

- ノカヒ
- 大政事外外機官
- 務次典房
- 次官官審審長長
- 機総人電厚計
- 備書文書官給
- 長 参閣折企
- 長 参領旅移
- 長 参地中東
- 長 参北北西
- 長 参北北西
- 長 参中南
- 長 参西東洋
- 長 参西東
- 長 参近ア
- 長 次総経国万
- 長 参買結国
- 長 参政技二
- 長 参協協
- 長 参政経科
- 長 参社専
- 長 参通内外
- 長 文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 00852
 71 年 1 月 8 日 21 時 20 分 沖縄 発
 71 年 1 月 8 日 23 時 54 分 本省 着

外務大臣 閣下 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (GOJチームの米施設内調査)

第34号 略 至急

往電第33号に関し

タナベ部長ほか4名は、8日午後よりゆう刻にかけて標記調査を行なった。概要次の通り。(要綱追報)

1. 第2兵たん部において、ヘイズ司令官より簡単なブリーフィングの後、クラーク局長同道ヘリコプターにてチバナに赴いた。

(1) 同地の第196弾やく大隊本部において (イ) 指き統制所 (COMMAND AND CONTROL CENTER) を視察。次いで (ロ) 同本部にて全般的なブリーフィング及び米側担当者 (在ちゆう米軍関係者及び米本土よりの派遣官) のしようかいを受けた。

(2) その上でチバナ弾やくこに赴き化学兵器ちよ蔵区域に立入り (ヘイズ司令官によれば軍関係者以外では初めての由) (イ) 先ずいりようセンターにおいて解どく関係及びこ外において防どく用コンテナー (1トン爆弾、750ポンド爆弾、105ミリほろ弾用等) の説明と展示を

283

電 報

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

○ 受けた。(ロ) 続いて今回撤去のマスタード・ガスちよ廠
 こに立ち入り、/05ミリ及び/55ミリほう弾(今回分
 はすべて右両種のみ。なお、信管はぬいてあり。化学ざい
 のほか少量のふい起爆やくを装てん)を詳細に調査。(ハ)
 更に今回撤去用にトレーラーに積み込んだ状態をも調
 査した。

○ (3) 続いて弾やく大隊よりヘリコプターにて第2兵たん
 部にもどり、ヘイズより作業計画命令書につき概略説明を
 受けて調査を終了した。

○ 2. 米側は、調査に極めて協力的で質問にもこん切に回答
 し、調査の成果は大いに見るべきものがあつたが、現段階
 における取りあえずの中間的な所見は次の通り。(なお、
 同所見概略は、調査後ヤラ主席不在のため知念副主席に伝
 達し、また記者会見においてもひろうした。)

○ (1) マスタード・ガスほう弾(概ね/955年製)の状
 態は極めて良好で、ふしよく等の形せきは全く認められな
 かつた。

○ (2) トレーラーへの積み込む状態。特にとばくぶりはけ
 んろうで、事故等に対する安全性は非常に高いと認められ
 た。

○ (3) 米側のその他の準備ぶり。特に指き通信関係には万
 全を期していると認められた。(ただし、りゆう政ないし

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

○ 住民対策政治的な面は別)

○ (4) 当方の質問に答え、米側よりの回答のうち注目すべ
 きもの次の通り。

○ (イ) 今回の安全基準が米本国における輸送(人口ち密地
 帯を含む)より高い点は(A)輸送車列は本国では単に技
 術警護班が随伴するのみに対し、今回は数多くの付属人員
 (MP、いりよう班、語学用員等々)がいる。(B)指き
 通信、車両点検、地元警察との協力等も同じ。(C)今
 回の担当人員のり歴をあらひ、せい選したのが極めて異例
 である。

○ (ロ) 本国における実験において多量のガス弾を積んだ貨
 車にダイナマイトをしかけて爆破せしめ、貨車は大破した
 が全くガスもれはなく、また/トンガス爆弾を入れたコン
 テナーを40フィートの高さより投下したが、コンテナ
 ー爆弾とも何ら異常がなかつた。(69年7月の当
 地における事故は、ACCIDENTでなくINCIDENTの区分に属し、ガスもれがあつたというよりはそのち
 ようごうの疑いがあつたので、念のため関係者をいりよう
 センターで検査したのみである。

○ 米に転電されたい。

○ (丁)

(9/1 米國に転電済 電信課)

外務省電信案 (分類)

| | | |
|----------------------------|-----------------------|---|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 | 符号表示 暗 略 平 | 総第 09 001 号 |
| | 第 34 号 | 昭和 9 年 1 月 8 日 時 23 分 |
| | 大至急 至急 ・普通・LTF | 発電係 丸 |

電信課長
代
24

(※印欄内は電報係記入)

| | | |
|---|--|--|
| 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主管 アメリカ局長 ア 参事官 了 北米才一課長 了 | 主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 46 年 1 月 9 日 起案者 代 電話番号 丸 |
|---|--|--|

協議先

在 **米** **大使** 臨時代理大使
総領事 代理 **あて 外務** 大臣 発

電 在 **大使** 臨時代理大使
報 在 総領事 代理 **あて**

件名 **毒ガス撤去 (GOT4-49米施設内調査)**

沖縄来電第34号 (総00852) 転電。

(3)

(昭和四二・七・一改正)

GB-1

ノカ
レ

大政事
務次
官官
密審
長長
機機
関関
人電
厚計
機機
密文
会營
給
長
参
調
析
金
長
参
領
旅
移

ア 参地中東
長 北東西
参北
中南
参
参西東洋
長 西東

近
参参
了了
長長
経経
一
一

長
参参
経経
協協
長長
二
二

長
参参
経経
協協
長長
二
二

長
参参
経経
協協
長長
二
二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) **00846** 主管
71年 1月 8日 21時30分 汗電 殆
71年 1月 8日 23時39分 本省 着 **米北1**

外務大臣 殿 **高級大使** 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (りゆう政招へい専門家)

第35号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第33号に関し

1. 知念副主席及び記者団より日本政府派遣団のみが詳細に弾やくご立入り調査をしたのに比し、りゆう政招へい専門家についての同様調査許可要求には8日ゆう刻現在米側より検討中とのみ答えているのは差別ではないかとの質問があり。当方より日本政府は随分以前より在京大使館より申入れていたので先に決定したもので。差別などではないと思う旨コメントし。一応納得せしめた次第である。(他方これら専門家は当地朝日特派員に対し、「米側が詳細に調査する機会を与えない限り1/1日の立会いは拒否する」と述べた由。)

2. 明9日リハーサルではひが双方の人員が共に参加する(ただし車は別となる由)が。その後は別行動となるところ。記者団等より両者の統一見解を期待するが如き質問もあり。右は論外としても。当方としては然るべき方法での接触を考えているので念のため。(取りあえず本8日よる

写
済

613

秘
221

24

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

長助教授が旧知のタムラ教授と私的にこん談することとなる見込み)
 以上別途往電と重複する点あるも御参考らて。
 (了)

秘

外務省電信案 (分類)

| | | |
|---------------------|-----------------|----------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 | 符号表示 暗 (略) 平 | 総第 10 009 号 |
| 第 5 / 号 | 昭和 年 月 日 時 分 宛 | JAN 10 0 5 3 4 |
| 大至急 (至急) 普通 LTF | 発電係 大崎 | |

| | | |
|--|-------------------------------|---|
| 大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長 | 主管局部課 (室) 名 米北一 起案 昭和 48 年 1 月 10 日 起案者 電話番号 P6117 2465 |
|--|-------------------------------|---|

協議先

在米 牛崎 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 であて 牛崎 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
 報 総領事 代理 であて

件名 毒ガス除去 (琉球招へ"専門家)

沖縄米電市 35 号 転電 (00846)

済

228

(※印欄内は電信照記入)

(昭和四三・七二改正)

GB-1

ソカヒ

大政事外外機官
務次典房
臣官官務審長長
備人厚計
備又會管給

國
長
領
移
長

ア
長
北
長
中
長
西
長

近
長
次
長

長
協
長

長
政
長

長
軍
長

長
文
長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

548

電信写

総番号 (TA) 00858 主管
 71年1月8日22時05分 沖 観 発 着
 71年1月9日00時26分 本 省 着 米 北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (専門家派遣)

第36号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第33号に関し

8日午後6時、チバナ弾やく視察。ヘイズ少将のブリーフィングを終えた一行は地念副主席と会談ののち記者会見に臨み、先ずチナ部長より、チバナ弾やくご内のマスタード。ガス弾のそうごに立ち入ったが、(イ)ちよ蔵の状態及び(ロ)積出しの模様から判断して、素人の目から見てそのはん出作業は極めてしゆう到であり、安全性は極めて高いと概略報告し、続いて記者団の質問に回答したところ、右概要次の通り。(カツコ内質問)

1. マスタード弾の種類は) 105ミリと155ミリの2種類であつた。155ミリマスタード弾は重さ11.7ポンド。こうはんの厚さは厚いところで4分の3インチ。うすい所で1.5インチで外観は極めてきれいでサビがない。包装は2本単位を4列にならべそれを4.5インチの木わくて囲み。1米はばのナイロンベルトでしめている。信管は取り外しており、起爆力の弱い爆やくは入っている

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が外圧では爆発しない。

2. (日政専門家とりゆう政専門家の合同結論は何時出するか。りゆう政専門家の弾やくご立ち入りはまだ許可されていない。安全性の結論は住民に報告するか)、正式に会って協議することは定め抜かないが、明日のリハーサルで同行することになっている。安全性の結論はりゆう政がわれわれ専門家の派遣を要請したことでもあり、先ずりゆう政に話すことになっている。りゆう政の要望があればきく用意はある。日政専門家の派遣については、前々から外交チャンネルを通じて米側に申入れた結果許可が出たもので、りゆう政専門家の申入れについても何れ先方から回答越すと思う。

3. (マスクなしで点検したか。住たく地域でも安全と思うか) 規則によりマスクを携行して視察した。容器の安全性については、「ヘ」少将の説明によれば、かつて米国で(イ)貨車に積んで下から爆発させたり、(ロ)1トンのコンテナを40フィートの高さから落下したが何れも異常がなく、また弾やくご内とうさぎを入れて2時間経っても異状なければ、マスクなしで立ち入り可能とのことであつた。検知器はあつたが、使う必要はなかつた。本日は積み込みまでの確認を行なつたもので、はん送時の安全性については道路を見ないとわからないが、各国の化学兵器で

一ス一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

んぱんには、信管がなければ安全としている。

4. (容器は入れ変えたものか。容器はふしよくしていないか) 入れ換えをおきなわでやることは不可能で、米國で CHARGEされたものであることを確認した。155ミリ弾は1955年に作られたもので外装がネズミいろで、HD GASのマークが入っており、グリーンの2本の線が引いてある。現在自衛隊でも20年、30年前のほう弾を使っていることからみて大じょうぶと考えている。本日の視察は、ガス弾がよくちよ蔵されていることがわかった。内装には特殊の材質を使っている。

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|---------------------|-----------------|--------------------------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 平 | 符号表示 暗 略 (平) | 総第 10 008 号 |
| 第 50 号 | | 昭和 年 月 日 時 分 発 JAN 10 05 34 |
| 大至急 (至急) 普通・LTF | | 発電係 早水 |

Y Y X Y X

| | | |
|--|-------------------------------|-----------------------|
| 未 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長 | 主管局部課 (室) 名 米北1 |
| | | 起案 昭和 年 月 日 |
| | | 起案者 電話番号 1007 2465 |

協議先

在米 牛崎 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 であて 5133 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使
報 総領事 代理 であて

件名 毒ガス撤去 (東京家流進)

沖繩米電第36号 軽電 (00858)

557

昭和四二七一改正

GB-1

- 大坂外務省
- 事務次長
- 大臣官舎審議長
- 儀典人電厚計
- 秘書官
- 国資局長
- 領事局長
- 参調折企
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北東
- 参北北保
- 参中東
- 参西東洋
- 参西東
- 参近ア
- 参次総経国万
- 参貿統
- 参政技二
- 参国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 参軍社專
- 参道内外
- 参文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

192

電信写

7/年1月7日 19時30分 神 縄 発着 米北
 7/年1月7日 20時12分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去本土派遣チーム日程

第29号 略 大至急
 往電第28号に関し
 その後の米側との調整に基づく日程下記の通り。

(1) 8日
 午前 冒頭往電のとおり
 1. 15PM 準備委発
 1. 45PM 民政府着
 2. 00PM 第2兵たんコマンド発 (ヘリコプター)
 (ヘイズ、クラーク同行)
 2. 15PM テパナ弾やくこ着
 現場視察 (約30分) ヘイズのブリーフィング (約1時間)
) (おいて、テパナの建物)
 (以上GOJチームのみ)
 4. 30PM 主席表けい
 5. 30PM 記者会見 (おいて、行政府) (場所は記者団の希望による)
 7. 00PM カトウ局長主催ゆう食会合(サマ)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

192

電信写

(2) 9日
 7. 30AM しゆくしゃ発
 ハンビー飛行場にて装備訓練等
 12. 30PMより リハーサル (チパナーてんがん) 参加
 以下未定
 なお、公使主催ゆう食会 (ヘイズ、フオールズ、ノールズ、グレッグ、クラーク、リオルダン等招待) を11日に予定している。

(7)

(軍手文着、7日21:20)

ソカ
ビビ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

23

大政事外外務官

務務 典房
次次
臣官直務審長長
機給人評厚計
機書文会營給

国長
長領移長
参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北北西
参北北
中 参一三
南 参西東洋
部 西東
長 三

近
了長
長 参審近ア
経 次総経国万

長 参質統
経 参政技二
協 国一理

参 参条協
長 参政経科

長 参社専
輔 参道内外

長 一二
文 長

電信写

総番号(TA) 00559 主管
71年1月8日 22時17分 沖繩 猪 着 未
71年1月9日 00時27分 本省 着 未

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去 SAFETY ASPECTS

第37号 平 至急

往電第33号に同じ、

8日、ヘイスツ将よりわが方一行に配布
した毒ガス撤去 SAFETY ASPECTS 別紙

第38号の通り。

(3)

RED HAT - SAFETY ASPECTS THE CHEMICAL MUNITION THAT WILL BE MOVED ARE OF A STURDY CONSTRUCTION AND THEREFORE CAN STAND A LOT OF HEAT AND ROUGH MOVEMENT. IN OUR CONTINUAL EMPHASIS ON SAFETY THESE MUNITIONS HAVE BEEN PREVIOUSLY

INSPECTED BY DEPARTMENT OF DEFENSE TECHNICAL EXPERTS, ARE CONTINUOUSLY BEING INSPECTED AT THE DEPOT BY HIGHLY QUALIFIED AMMO INSPECTORS, AND WILL BE INSPECTED AGAIN PRIOR TO MOVEMENT AND LOADING ABOARD THE VESSEL BY TECHNICAL ESCORT PERSONNEL WE ARE BRINGING FROM THE U.S. SPECIALLY TRAINED TECHNICAL ESCORT PERSONNEL WHO ARE HIGHLY QUALIFIED AND ARE EQUIPPED TO HANDLE ANY EMERGENCIES THAT MIGHT ARISE DURING THE OPERATION. IN ADDITION, THEY HAVE TRAVELLED MILLIONS OF MILES ACCOMPANYING SIMILAR MATERIALS WITHOUT ANY ACCIDENTS. THE TECHNICAL ESCORT TEAMS WILL BE AUGMENTED WITH LOCAL EMERGENCY REACTION TEAMS SEMICOLON I.E., MEDICAL, EOD, CBR, DECON, FIRE, ETC., IN SUPPORT OF LOADING AND CONVOY OPERATIONS. IN ADDITION, NAVY EXPERTS WILL BE PROVIDED TO ADVISE THE

SHIP'S MASTER AND CREW AND OFFER ADVICE IN THE LOADING OF THE SHIP (ELT, NAVORD SAFETY TEAM). ALL HUMANLY POSSIBLE SAFETY PRECAUTIONS HAVE BEEN TAKEN TO INSURE THE SAFETY OF THE OPERATION. HOWEVER, THE REMOTE POSSIBILITY EXISTS THAT SOME UNFORESEEN EVENT MIGHT HAPPEN. THE FOLLOWING ARE SOME EXAMPLES AND ACTIONS THAT WILL BE TAKEN IN ORDER TO MINIMIZE THE HAZARD: A. MINOR COLLISION: THE CONVOY IS PRECEDED AND FOLLOWED BY MILITARY POLICE ESCORT VEHICLES AND JOINT GRI-MP TRAFFIC CONTROL POINTS HAVE BEEN ESTABLISHED IN ORDER TO MINIMIZE THE POSSIBILITY OF COLLISION. THE MUNITION PALLETS HAVE BEEN TIED DOWN AND BLOCKED TO THE TRAILER IN SUCH A MANNER THAT IF A MINOR COLLISION OCCURS, MUNITIONS WILL NOT BE AFFECTED BY THE SHOCK OF IMPACT. B. CARGO VEHICLE OVERTURN: THE CONVOY WILL TRAVEL OVER PAVED ROADS THAT ARE UNDER REPAIR AT ALL TIMES BY FACILITIES ENGINEER PERSONNEL. IF BY ANY CHANCE A CARGO VEHICLE OVERTURNS, THE STRONG TIE-DOWN AND BLOCKING WILL KEEP THE MUNITIONS

○ ATTACHED TO THE TRAILER SEMICOLON HOWEVER, IF SOME OF THE MUNITIONS BECOME LOOSE AND HIT THE PAVEMENT, THEIR STURDY CONSTRUCTION (HEAVY STEEL) WILL BE ABLE TO STAND THE DROP WITHOUT ANY SERIOUS CONSEQUENCES. C. FIRE INVOLVING THE CML MUNITIONS: THE MUNITIONS WILL BE COVERED BY TARPULINS. IF A FIRE DEVELOPS ANYWHERE ON THE VEHICLE, IT IS FELT THAT BEFORE IT CAN REACH THE MUNITIONS, IT CAN BE PUT OUT WITH THE FIRE EXTINGUISHERS CARRIED IN EACH OF THE CARGO VEHICLES IN THE CONVOY. IF THE FIRE IS OF SUCH PROPORTIONS THAT IT CANNOT BE EFFECTIVELY FOUGHT WITH FIRE EXTINGUISHERS, A FIRE TRUCK IS IMMEDIATELY AVAILABLE IN THE CONVOY. ADDITIONAL FIRE FIGHTING PERSONNEL AND EQUIPMENT WILL BE ON STANDBY TO REPORT AT THE SCENE OF THE FIRE ON CALL BY THE CONVOY COMMANDER. THE MUNITIONS ARE OF HEAVY STEEL CONSTRUCTION AND WILL STAND VERY HIGH TEMPERATURES, IT WOULD TAKE VERY HIGH TEMPERATURES TO RUPTURE OR EVEN DETONATE THE HIGH EXPLOSIVE IN THESE MUNITIONS. D. LEAKING MUNITIONS: IN THE

○ EXTREMELY REMOTE CHANCE A LEAK DEVELOPS IN ONE OF THE MUNITIONS DURING MOVEMENT, IT WILL BE IN THE WAY OF A SMALL CRACK OR PINHOLE. LIQUID CHEMICAL AGENT WILL RUN OUT AND A SMALL PUDDLE WILL BE FORMED. UNLESS THERE IS AN "AS INTENDED EXPLOSION" OF THE MUNITION, THERE WILL BE ALMOST NO VAPOR COMING OUT. THERE IS NO DANGER OF EXPOSURE TO OTHER THAN THE PEOPLE IN THE IMMEDIATE VICINITY OF THE SPILLAGE AND ONLY IF UNPROTECTED PERSONNEL COME IN CONTACT WITH THE AGENT, I.E., TOUCH IT. THE TECHNICAL ESCORT PERSONNEL ARE EQUIPPED TO HANDLE ANY EMERGENCIES INVOLVING LEAKING MUNITIONS. SUFFICIENT DECONTAMINANTS ARE AVAILABLE AT ALL WORKING SITES THAT WILL NEUTRALIZE ANY SPILLED CHEMICALS. IN ADDITION, ADEQUATE AIRTIGHT CONTAINERS ARE AVAILABLE TO TECHNICAL ESCORT PERSONNEL TO ENCAPSULATE AND SEAL ANY LEAKING MUNITIONS DISCOVERED.

(3)

ノカヒ
大政事外外務官
事務次長 典房
巨官官審審長長
電厚計
文會管給
参調析企
参領旅移
ア 参地中東
北東西
参北北線
参一二
参西東洋
西東
近ア長経
参審近ア
次総経國万
長経協長
参實統
参政技二
國一理
参務協規
参政経科
長経協長
参道内外
文長

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

68

電信写
総番号(TA) 1040
70年1月9日17時15分 沖繩 猪北
70年1月9日18時10分 本省 猪北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス問題についての抗議集会の開催

中41号 平 至急
往電中2号に關し
復帰協は8日の中央執行委において中1次撤去予定日の11日朝、自らが主体となって毒ガス問題について抗議の意思表示を行なうことを決定した(実力阻止を当面の目的とはしていない)。右によれば最大動員目標5千人(うち県労協2,500人、教職員会1,500人、その他1,000人)11日午前6時キタミ小学校に集合(先発部隊として午前1時に1割を集結する)。当日交通遮断の措置がとられることがあれば中2案として、ミサト小学校に集結する。

ノカヒ
大政事外外務官
事務次長 典房
巨官官審審長長
電厚計
文會管給
参調析企
参領旅移
ア 参地中東
北東西
参北北線
参一二
参西東洋
西東
近ア長経
参審近ア
次総経國万
長経協長
参實統
参政技二
國一理
参務協規
参政経科
長経協長
参道内外
文長

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

258

電信写
総番号(TA) 1073
70年1月9日21時30分 沖繩 猪北
70年1月10日00時35分 本省 猪北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

主席との会談(9日)

第42号 略 至急
往電第34号に關し
わが方一行は9日午後のリハーサル参加後5時半より約1時間におたりヤラ主席を往訪(先方トミカワ、イトス、大島等出席)これまでの調査結果につき委細説明するとともに安全性については全く不安がないことを確信するに至ったことをたんに申し述べ、今や第1回のはん送が予定通り行なわれることをおきなわけん民のためにもちゅう望するものである旨を強調したのに対し、主席は安全確保を至上命令とすることにつき同感であると述べた。同席のトミカワ、イトスより、現場に突然火事が発生した場合、トラジクがてんぶくせる場合等不測の事故の際はいかん等、また、一部に伝えられる避難の安全基準(原水協パンフレット等)につき種々質問があり、当方専門家より然るべく説明し先方は首肯していた。なお、トミカワは、りゅう政側専門家に対しては、米側のアレンジしたちよ蔵等の特別見学終了後や分となつてもりゅう政の対策会議に出

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

席を求め調査結果について協議を遂げる意向なる旨を述べた。右会談中心が方一行に対し記者会見の申入れありりゆり政側とも打合せ右に應ずることとし主席室を辞去した。
(了)

- 2 -

秘

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|----------------------------|----------------------|---|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 | 符号表示 暗 略 平 | ※ 総第 10 010 号 |
| | ※ 第 52 号 | ※ 昭和 JAN 10 年 0 月 5 日 3 時 4 分発 |
| YYYY | 大至急 至急 普通・LTF | ※ 発電係 G |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長 | 主管局部課 (室) 名 米北1 起案 昭和 46 年 1 月 0 日 起案者 16 課 電話番号 2465 |
|--|-------------------------------|--|

協議先

在米 **973** (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 **あて 外務** 大臣発

電 在 大 使 臨時代理大使
報 総領事 代理 **あて**

件名 **主席との会談 (90)**

沖繩末電第 42 号 軽電 (1073)

密
済

228

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七二改正)

ソカ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

411

電信写

大政事外外領官

事務次長

大臣官審審長

機密

文会管給

調査

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

総番号(TA) 1075 主管
 74年1月9日21時40分 沖縄 発着 北1
 74年1月10日00時47分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくがす 撤去 (日本政府調査団)

第43号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第42号に関し

1. 調査団は9日朝よりリハーサル参加の準備作業(防どく面装着訓練、写真さつえい等)ののち、クラブ渉外局長と会食、次いで12時30分よりリハーサル参加(車列の直後にマイクロバス1台に米側グレッグ大さ等と同車。その次のマイクロバスにりゅう政招へい調査団、知念副主席等。更にその次に報道関係用大型バス3台)。てんがんさんばし到着後、さんばしの先たんまで立入り見学(ただし、移送当日はさんばしの陸がん寄りの部分にのみ立入る。これは記者団よりゆうぐうである)。現地解散後USARVIを経由準備委員会に17.00帰着、次いでりゅう政にて17.30よりヤラ主席に所見通報。18.45より記者会見を行なった。(夫々別途電報)

2. 本日の調査により米側の輸送上の安全措置は万全であるとの所見を得てこれを主席に通報し記者団にもひろうした。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. 他方、りゅう政招へい調査団(同日朝和気到着)は同日午後弾やくこ内のガスちよ蔵と等立入り調査を認められリハーサル終了後へイス少将の案内にて実施した(委細判明次第追報)が、りゅう政側の希望もありこれに先立ち当方より非公式に調査終了後意見を交換し差支えなければヤラ主席への所見通報も一踏に行なつてもよいとの趣旨を伝えおいたところ。先方より知念副主席を通じこれを拒否(同乗の米関係者によればタムラ教授より一行にはかつたところ小山内が「自分らも4人の統一見解を出すことなく自由に意見を表明したいので日政側との調整には反対」ととなえ、モリがこれに同調。なお、知念は終始無言なりし趣。)したので当方は主席に単独で所見通報することとし同副主席に了承せしめた。

4. りゅう政は本日より調査団を交えて対策本部を開き1月10日朝にてもミサト村民への説明会を催したい趣。当方よりりゅう政側に対し先方が希望すれば右説明会に当方一行中例えば長教授を協力せしめてもよく調査団は明日待機すべき旨を主席に表明しおいた。(右は上記3.の次第とともに記者団にひろうすみ)

(了)

10日08:00
 佐藤首席事務官に連絡済、電信課

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

措置をとっており安全である。調査結果に満足したので、特に米側に対し改善を申し入れることはなかつた。

3. (りゆう政招請の専門家と会うか)。お互いに知えを合わせればよいアイデアが出ると考えたので、一応先方に申し入れを行なつた。しかし、先方は4名それぞれが独自の見解をもつこともあり得べしとして統一見解にはしぼられたくないとのことであつたので、その取扱いは当方としてはりゆう政の判断に一任した。もち論改めて先方の申出てがあれば何時でも会う用意はある。知念副主席(同行)は、何分りゆう政招請者の意向であるので「し方がない」と言つていた。

4. (トミカワ総務局長に対し、りゆう政の態度はいかにして決めるか、また、両調査団の意見が違つたときはどちらをそん重するか)。今般対策長会議を開きりゆう政側専門家の意見も十分ちよう取し態度を決定することになる。

(丁) (-10日 08:00
佐藤首席事務官に連絡済、電信課)

秘

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|---------------------|---------------|----------------------------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 | 符号表示 暗 略 平 | ※ 総第 10 004 号 |
| | ※ 第 46 号 | ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 JAN 10 05 34 |
| | 大至急・至急・普通・LTF | ※ 発電係 |

| | | |
|--|------------------------------|---|
| 大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米一課長 | 主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年1月10日 起案者 電話番号 か 原 2465 |
|--|------------------------------|---|

協議先

在米 総領事 代理 臨時代理大使 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使 代理 発
報 総領事

件名 毒ガス撤去 (日本政府調査団派遣)

沖繩末電 44号 電 (10.65)

済

※印欄内は電信課記入

(昭和四二七一改正)

ソカヒ

大政事外外務省
事務次長
官官審審長
厚計

文会官給

参調新企
参領旅移

参地中東
長北東西
参北保
参一二
参西東洋
長西東

参近ア
長経総国万

参實統二
参政技二
長経協長
国一理

参系特想
長国参政経科
参社専
参情長文長
一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

389

総番号(TA) 1074 主管
 71年 月 9日 10時 35分 中 総 署 米北
 71年 月 10日 00時 36分 本 省 署 米北

外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (ランパート・ヤラ会談)

第45号 極秘 至急 (ゆう先処理)

9日午後ノールズ政治顧問が出張中の米北一課長に述べた本件会談(同日午前「ラ」弁務官の要請により約2時間にわたり行なわれた)の概要次の通りの趣。

1. 「ラ」よりくり返しガスが予定通り安全に撤去されることを実施するための主要責任は自分と主席が分ち合うものであるとして、主席による適切な措置(住民説得等)を要望した。右に対し主席は全く反応を示さず、ぎやくにくり返しミサト村民の撤去開始延期の要望(りゆう政招へい調査団の弾やくこ内立入りを認めた上「ラ」はこれに同意一日政調査団等各方面とのコンセンサスに立ち村民に絶対に安全なりと保証せしめるためなお日をかすことが必要なりとの論旨)を述べた。また主席より経路変更について米側の速やかなる意思表示を要望。弁務官より十分に検討を開始したが十分な結論を得るには2-3カ月を要する旨説明したが、主席は納得しなかつた。なお、「ラ」より自分もヘイズ少将も日よう日といえどもいつてもりゆう致な

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いし日政側との協議に必ずべく待機中である旨約した。(注: 米側は以上の結果により事態打開の希望が大きく後退したものとして極めてちんつうな気分にあるが如く見受けられた趣。)

2. 次いで弁務官より外部には一切ふせるとの了解のもとに(イ) //日のはん出に当りすわり込み等があつた場合りゆうきゆう警察が絶対大じようぶとの保証を行なうまで作業を止めるつもりである。(ロ) 主席がどうしても延期をしなくてはならないとの自分(「ラ」)が納得できる理由があり、かつ延期が最少限の日数である場合に限り、主席より申出てがあればワシントンにその旨進言する用意がある。右は主席以外の何人の申出ても断る(注: 当方として「ロビンソン」号の数日間の出港延期可能ならしめるよう配船計画の変更を中央にりん請するつもりであるとの印象を受けた。)旨述べた。右に対し主席は「分つた」とのみ答えた。

(丁) (10日 08:00 佐藤首席事務官に連絡済) 電信課

-2-

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) **極秘** 符号表示 **暗** 略 平 総第 **10 005** 号
 第 **47** 号 昭和 年 月 日 時 分 発 **JAN 10 053**
 YX YYY 大至急・至急 普通・LTF 発電係

主管 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長
 主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長
 主管局部課(室) 米北
 起案 昭和46年1月0日
 起案者 電話番号 2007 2455

協議先

在米 米北大使 臨時代理大使 総領事 代理 大使 臨時代理大使 総領事 代理

件名 毒ガス撤去 (ラソポート・尾良合談)
 沖縄米電市 45号 転電 (1074)

済

403

(※印欄内は電信記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

- ソカヒ
- 大政事外外儀青
- 務務典房
- 次次
- 臣官審審長長
- 儀給入厚計
- 儀書文会官給
- 儀責
- 國資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 米北北保
- 中南南
- 参西東洋
- 長 西東
- 近ア
- 長 参近ア
- 経 次総経國万
- 長 参買統
- 協 参政技二
- 長 参政一理
- 長 参参
- 長 参政経科
- 長 参社專
- 長 参道内外
- 文長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 1070 主管
 71年 月 9日 23時 5分 沖 絶 発 米北
 71年 月 10日 08時 11分 本 省 署
 外務大臣殿 高橋 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 ナハ市火さい発生
 第46号 略 至急 (ゆう先処理)
 9日午後7時/5分ナハ市西新ちようマルヨ商会(いもの会社)より発火。近ばうおきなわガス・タンクへの延しようがゆう慮され警察は。付近住民の避難を行なつたところ。同8時50分無事ちん火した。この際。ガス撤去立会のため来ちゆう中の長東大助教授は。ガス・タンクへの延しよう及び当該火さいの性質につきゆう慮し。直ちに火さい現場に赴き自ら現場を視察し対策につきりゆう政側に指示すべきことを本使に申述べ急行したが。現場におけるりゆうきゆう側の措置は万全であり。当該火さいは無事ちん火した。なお。本使としては長助教授が当地に調査団のノ員として来ちゆう。かつ。本使とるい次往電申しおけの通りドクガス問題の措置について妥当なる意見を申述べて誠にその所見を多としていた次第であるが。本件火さいの事実の通報に接するや直ちに行動に移し。適切なる行動に出たる同助教授の行為に対しては誠に深じんなるけい意を表するものである。(3) (10日 08:00 佐藤首席事務官に連絡済、電信課)

秘

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

61

大政事外務官
務務 典房
次次 長
臣官 審審 長長
儀儀 厚計
備備 文會 管管
備備 文會 管管

総番号(TA) 1099 主管
71年1月10日12時15分 神羅 発着
71年1月10日14時23分 本省 着

参調析企
参領旅移

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第47号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第43号に関し

ランパート高等弁務官より本使に対し、11日のはん送当日2人で一語に現場で立会うこととしたい旨招請越したので右に同意しておいた。(立会い地点はノボリカワ派出所前)。

(了)

(写手交着、10日14:50)

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
参西東洋
長 西東

近ア 参審近ア
長 次総経国万

長 参貿統
参政技二
国一理

参条協規
長 参政経科

参社專
長 参道内外
一一

外務省

秘

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

213

大政事外務官
務務 典房
次次 長
臣官 審審 長長
儀儀 厚計
備備 文會 管管
備備 文會 管管

総番号(TA) 1098 主管
71年1月10日12時20分 神羅 発着
71年1月10日13時14分 本省 着

参調析企
参領旅移

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(リニウ政の対策)

第48号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第44号に関し

10日早きようヤラ主席は記者会見を行ない。本土政府及びりゆう政招待の専門家の見解をちよう取した結果として11日予定通り撤去作業を行ないたいと発表したところ。同日午前トミカワりゆう政総務局長はオカノに対し概要次の通り述べた。

1. 今回りゆう政の決定は主として本土政府調査団の見解に基づいて行なれたが、対外的には而調査団の見解をもちようしたことになる。本日(10日)午後2時よりミサト村において主席、副主席をはじめりゆう政の全幹部が出席し、説明、説得に当ることになっているが、この際地元の要求によりりゆう政招待の調査団のみが参加することになっている。住民の要請があれば、本土調査団特に長助教授の参加を求めることになるかも知れない。その結果を発表する記者会見は今ゆう遅く開くことになろう。

2. 11日午前7時、キヤンプ・ケンザー近くの道路沿い

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
参西東洋
長 西東

近ア 参審近ア
長 次総経国万

長 参貿統
参政技二
国一理

参条協規
長 参政経科

参社專
長 参道内外
一一

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に**対策本部**を^①設置し。そこに主席以下幹部が^②つめること
になっている。

(丁)

(字手交済、10日 14:00)

秘

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|----------------------------|----------------------|----------------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 | 符号表示 暗 略 平 | ※ 総第 10 006 号 |
| | ※ 第 48 号 | ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 |
| YYYYYY | 大至急 至急 普通・LTF | ※ 宛電 10 8 5 3 |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長 | 主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年1月10日 起案者 電話番号 加藤 2465 |
|--|-------------------------------|--|

協議先

在米 **牛込** 臨時代理大使
総領事 代理 えて **杉本** 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 えて

件名 **毒ガス撤去 (瑞政の対応)**

沖縄末電48号 転電 (1098)

字
済

268

※印刷内は電信課記名

(昭和四二七一改正)

- ソカ
- 大政事外外領官
- 事務次長
- 官審長
- 厚計
- 文會管給
- 参調析企
- 参領旅移
- 参地中東
- 北東西
- 参一
- 参西東洋
- 西東
- 参近ア
- 次総経国万
- 参買統
- 参政技二
- 国一理
- 参務協規
- 参政経科
- 参道内外
- 長補長
- 文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

297

総番号(TA) 1101 主管
 71年1月10日20時20分 中 野 発着
 71年1月10日21時22分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 随時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(9日より及び10日の動き)

49号 略 大至急
 往電第48号に関し

1. りゆう政招へい調査団は9日よる意見交換を行なつたが、安全性の有無をめぐり内部調整がなかなかつかず、10日午前0時ごろタムラ、和気が記者会見において「一応安全」との中間的見解を表明、続いてりゆう政対策本部と会議をし、午前3時30分ヤラ主席より住民を説得すれば11日の移送は予定通り行なうようにしたい旨発表した。

2. 住民に説得する説得はりゆう政幹部及びりゆう政調査団出席のもとに10日午後よりミサト村役場において行なわれ、主席等より11日移送実施を要望、調査団員より安全性ありと説得。また、住民避難の不安を述べた。住民側は過激派学生らしき若干名のヤジ以外は概ね傾ちようしてはいたが、なかなか結論に達せず5時55分主席より11日の移送は予定通り実施するとの決意を述べて散会した。副主席によれば局長が手分けして各部落に当り、避難計画について話し合った後、今や9時半までには全局長は

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

帰来し対策会議を再開する由。(なお、最終段階においては避難の際の補償問題が表面化し、G.R.I側は検討すると述べるに止まつた。)(なお、りゆう政ないし住民側より日本政府調査団出席依頼はなかつたが念のためこの間タナヤ、長、及びアダチを当事務所三木と共に説得場付近のコサ警察署のコエク派出所に待機せしめておいた)

3. だくガス輸送船ロビンソン号は10日ナハ港より回航でんがさんばしに接がんした。

(了)

米井、佐藤事務本に連絡済
 2215 電 停保

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)

() 第 18 号
昭和 46 年 1 月 14 日

外務大臣殿

在準備委代表事務所
高瀬代



(件名)
毒ガス撤去安全対策に関する
琉政資料送付

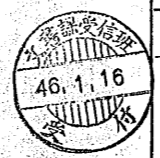
引用公・電信
日付・番号 1月10日付往電カ49号

10日美里村に於て開かれた地元説明会
の
参集者に配布された標記資料2部別添
送付する。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

- 首席事務官
- 左
- 参事官
- 漁業
- 空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 九十九
- 局庶務



GA-3-1

Handwritten vertical notes on the right margin, including 'PONTA' and other illegible characters.

毒ガス兵器撤去に際しての対策について

人道に絶対に許せない恐ろしい毒ガス兵器が沖繩に存在していることは悲しむべきことであり、私どもは心からの憤りをもつてその即時完全撤去を米軍に要求してきました。そして、米軍は、この強い抵抗と要求により、ようやくその移送を始めることを決定しました。琉球政府は、毒ガスについての知識もなまぬ撤去対策をたてることを余儀なくされ、いかに県民の生命財産を守るかについて考え、私どもとしてできる限りの対策をたててまいります。

とくに、本土から専門家や学者を招聘し、その実態調査を通じて、具体的に対処すべきことを慎重に検討した結果、今回実施される150トンのマスタードガスの移送については、移送に際して危険度が少ないことを認め、予定どおり移送を徹断させることになりました。

そのため政府は、登川のキャンピング・ペーグ前広場に対策本部を設け、警察本部とも相提携して万全の対策をとりますので、移送の沿道にあたる地域住民をはじめ、県民の皆様には冷静な態度を堅持され、協力していただくよう希望いたします。

対策は次のとおりであります。

- 1 まず、地域住民の皆様には移送の当日も平常どおり行動していただくたい。ただし、移送の当日は一時的に交通の規制が行なわれますので、この点は十分順守していただくたい。
- 2 当日は、避難は行ないませんが、万一の場合に備え政府は、市村当局、区、消防団、警察の関係機関と緊密な連携をとつて万全の対策をとります。その場合区ごとに責任者を置き、連絡指示系統を確立しますので、これに従つて行動していただくたい。
- 3 気象観測（北美小校前、柴野比、美原）も確立しており、適当な場所におき流しをたてて風向、風速がすぐわかるようにしてあります。その場合は、火気の取り締まり、盗難予防に注意していただくたい。
- 4 避難の場合、警備車からの情報により、対策本部が報道機関、区長、市村当局、消防団などを通ずる連絡網によつて万全を期します。
- 5 現地対策本部の電話番号は次のとおりです。
077-0911、077-0912、077-0913、077-0914、077-0915、077-0916
- 6 移送の間中は関係地域は交通制限があり、対向の車両交通や追い越しなどが禁止されます。
- 7 救急対策として中部病院内に救護本部を置き、通常の事故やけが人が人に備えます。
- 8 救護本部の電話は、072-4111です。
- 9 保安対策については、市、村当局、区、消防団と十分連絡を保ち、区ごとに対策を講じます。

大政事外務官
 次長 典房
 官官審審長長
 備備人電厚計
 備備文、管給
 国資長
 参調析企
 参領旅移
 参地中東
 長北西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長西東
 参審近ア
 次総経国万
 参賀統国
 参政技二
 国一理
 参政経科
 参社専
 参道内外
 長文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

257

電信写

総番号 (T.A) 7705
 77年 月 10 日 22 時 55 分 沖 編 発 米北
 77年 月 11 日 00 時 30 分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理
 どくガス撤去 (主席と住民との対話集会)

第50号 平 大至急

往電第49号に関し
 主席と住民との対話集会の模様三木によれば次の通り。
 /、冒頭約30分間主席より、輸送は安全度が高いと認め、明日実施することとしたので、住民の協力を得たいと述べた後、質疑応答に入ったところその模様次の通り。

- (1) 住民側の申し入れ
- ア。安全性につき更に確認すべし
 - イ。事前に住民を避難させよ
 - ウ。米側にコースの変更を確約させよ
 - エ。安全性の確認及びコース変更の確約まで、4ないし5日延期するよう米側に申し入れよ
 - オ。避難のため住民の受ける損失、例えば休業補償、避難のためのバス代、タクシー代の補償等を米側に申し入れよ

(2) GEIの回答
 ア。絶対安全はあり得ないが安全性は相当高い。(タムラ)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

。オザナイも具体的に説明)
 イ。住民避難の必要はないが、万一の事故に備え本集会終了後各局長と各部落で避難の具体化につき検討する。
 ウ。延期を申し入れることは考えない。明日実施するよう協力されたい。
 エ。補償については何とも言えない。
 2。対話集会の模様は、六部分の住民は真けんかつれいせいなりしも、約20名の知関係地区からの参加者特に4ないし5名の学生ふうの者が当局に対し、ヤジとど号を飛ばしていた。

-2-

(米北(佐藤)等と米北(高瀬)等)
 0100(11日) 子付課

ソカヒ

大政事外務省

事務次長 典房
大臣官舎長 長
儀衛人選厚計
儀衛人選厚計
儀衛人選厚計

参調折企
参領旅移

参地中東
参北東西
参北北保
参二
参西東洋
参西東

参近ア長
参近ア長
次総経國万

参長統二
参政技二
参國一理

参衆協規
参政経科

参社專
参内外
参文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

193

電信写

総番号(TA) 1106 主管
 71年1月11日01時15分 沖繩 発着 米地/
 71年1月11日02時17分 本省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理
 どくガス撤去
 第5/号 平 大至急
 往電第50号に関し
 情勢流動的なるも取りあえず次の通り。(随時電報する。)

1. 10日午後7時半に至り、ミサト村対策協議会(会長ナカムラ村長)は定足数に至らないまま//日の輸送は実力でそ止する旨を決議した。
2. 復帰協は、ナカソネ事務局長を中心とする勢力が一部軟化を伝えられたミサト村村民にテコ入れした結果、両者の勢力のきゆう合が急速に進展し、そ止への動きが高まっている。(午前0時20分現在ミサト小学校に約500人が集まっている)
3. りゆう政は午後10時より対策会議を開く予定であったが、華村落説得に動いている各局長の帰来が遅れ、午前0時半に至るも態度決定に至っていない。
4. 午前0時半ミサト村長はトミカワに対し、上記決議にかかわらず、今一度説得努力を傾けるべき旨述べるとともに、避難訓練を撤去前に一度でも行なり時間的余ゆうを切

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

望する旨述べた由。
 (了)
 -2-
 1月11日0220 米地/佐海防務局に
 要約情 子代理

外務省

ソカヒ

本政正外務省

事務次長 典房
大臣官舎審議長 長
備前入部厚計
備前入部会営給
参調折企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
(-二)
参西東洋
長 西東

近ア長 参書近ア
経 次給経國万
長 参賀統
経 参政技二
協 国一理
長 参協協
国 参政経科
長 参社專
備 参道内外
長 文長

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 1124 沖縄 主管
70/年 月 日 4時45分 発着
70/年 月 日 11時23分 本省

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

弁務官との会談

第5号 極秘 大至急

往電第5/号に関し

10日午後10時より11日午前0時半まで弁務官公てい
において弁務官とヤラ主席との会談に同席(弁務官の要請
による)したるがその節(脱・離会中)ヘイズ、ノールズ、クラ
ク、サンキ、オオシロ秘書

(1) 主席は本日ゆう刻までガス輸送実施につきミサトそ
他の代表者説得のため専門家の答申。自分ガ身の安全性
につきの確認。避難の不要等につきる説明したるが。
理解せしめるに至らず。特に避難につきて万々一の際は
ゆう政職員をして待機ゆう導せしめると説明するも混乱
おそれありとてちよう村の字単位の訓練を行儀(時)と
して2日間のゆうよを弁務官に要請することを主張され。
りゆう政職員をして引き続き説得せしめいるが現在のま
までは明日予定通り無事はん出することは不可能と断ぜざ
るを得ず。付きてはせひとも2日間のゆうよを得たいと述
べた。

(2) 右に対し弁務官より、この種要請がこの時期においてな

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

れたることは誠にDISAPPOINTINGなり。従来
専門家の判定が事のかぎなりとのことで右がこう定的なり
しをもつて明日のはん出は実施し得るものと考えおたり
とし。米軍は日本政府及びりゆう政より撤去の要請ありた
るをもつて広はんなる準備をなし米本国より25名の専門
家を来ちゆうせしめ万全の準備を完了しおるをもつてせひ
とも明日は予定通り決行したしと述べ。本使よりも。本使
自身身をもつて安全を実証すべく。本件はおきなわ復帰の
根源に関する重大問題なる上。主席自身の指導力ゆけい重
を問わるる性質のものにつき本件実施に身をもつて当るべ
きことを説得した。主席は自分自身の実施についての決意
。安全性につきての確信は不変なるが。現地部落民の身も
つてするそ止の決意に対しては説得のために時間を欲し
きこと及びかれらも2日間のゆうよを欲しおるにつき右を
受け容れ2日後には絶対に実施にふみ切る決意なりと申し
述べた。

(3) 弁務官が。延期せば混乱を起すことを期待する者に
有利となり。主席の希望に反する事態となるべしと言いた
るに対し。主席はけん労協。復帰協。教職員会等も2日間
の延期を要請してくれよと請求しおり。右延期は事態を落着
かすべく。また2日後においてまたまた理由を付し重ねて
延期方の要請あらば如何にするやとの質問に対しては。2

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

日あらは事態はしゆう取し得べく主席としては責任をもつて実施すと応えた。上記各団体も延期せば協力しるべく、明日の決行は必ず実行せしめをもつて報いらるべく、これが対策は持ち合わさずと述べた。

また、ヤラは、支援団体は自分の足を引張るのみであるとたんじ、2日後若しはん出が実施しなければそれは全く飢の責任であり、辞職のやむなきにも至りかねない事態であると付言し、此處、弁務官は困るとたしなめたやりとりがあつた。なお、弁務官より、本使の意見を求められたので、当人がやる気なければ明日の徹去強行は不可能なるべく、また主席の心境は誠に同情に価いするものあり。大なる支障を来すべく、早く止むを得ざるべしと述べた。

(4) 会談後ヤラより、2日の延期を求め、弁務官よりワシントンに請訓後3時間ないし6時間で回答接到すべき旨を述べた旨取りあえず記者発表することを合意し会合を終つた。

(5) //日午前2時20分弁務官より本使あて、電話をもつてビールス次官補より2日間の延期につきやむを得ないとの連絡があつたこと、右接受後直ちに主席に対し、ミサト小学校に集結中の人々は解散させて然るべきものと伝えられたこと、また、山中大臣が予定通り来訪されることに異

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

存なく。この旨既に在京米大使館にも伝えたことを述べた。

(丁)

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外務官

電信写

事務次長 典厚
 臣官官審審長長
 儀給人電厚前
 儀書文会密終
 儀書文会密終
 儀書文会密終
 儀書文会密終

主管

社

訂正報

(極秘)

46. 1. 11
霞信課

11日付神繩来電第52号(総番1124、
 件名、弁務官との会談)本文、3及び
 4行目を下記の通り訂正ありたい。

記

(1) 主席は-----
 (2) 主席は-----
 (3) 主席は-----

(了)

外務省

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 欧 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 次総経國万
 長経協長
 参政技二
 国一理
 参政協
 参政経科
 長情長文
 参道内外
 一二

極秘

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外務官

電信写

事務次長 典厚
 臣官官審審長長
 儀給人電厚前
 儀書文会密終
 儀書文会密終
 儀書文会密終
 儀書文会密終

90

総番号(TA) 1120 主管

70年1月11日04時25分 神繩 発
 70年1月11日09時05分 本省 着 幸北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(ランバート・ヤラ会談)

第53号 平 大至急

往電第52号に関し、11日午前1時30分高等弁務官と
 会談を終えたヤラ主席は記者会見を行ない次の通り発表し
 た。

1. 弁務官に対し2日間の撤去延期を申し入れたところ、
 同弁務官は即答はできないが本国政府に請訓し、3ない
 し6時間後に回答すると答えた。
2. なお、本件会談にはタカモ大使、ヘイス少将も出席し
 た。

(了)

外務省

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 欧 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 次総経國万
 長経協長
 参政技二
 国一理
 参政協
 参政経科
 長情長文
 参道内外
 一二

ソカ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

101

電信写

大政事外外機官
 務次典房
 臣官官審審長長
 機総人電厚計
 備文会管給
 備

国資長
 参調析企
 参領旅移

総番号(TA) 1128 主管
 77年 月 日 11時00分 沖繩 発着 米北1
 77年 月 日 11時53分 本省 着 米北1
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(学生の基地侵入)

第54号 平 至急

往電第53号に関し

どくガス撤去せ止のため、ミサト村キタミ小学校で集会中の約600人は、11日午前4時から第267部隊ゲート前で集会し、5時ごろ解散しつつあったところ、革マル派学生約55名は、午前5時ゲートの金あみを破つて基地内に侵入。ガード・ボツクスに投石しそのガラスを破損したが、機動隊の現場到着に伴い6時ごろ退去した。双方とも人員にひ害なし。警察側は主謀学生を器物き棄罪と基地侵入罪(布令、けい法2。2。8)で検挙したい意向である。

(了)

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 次総経国万

長経協長条
 参質統
 参政枝二
 国一理

参条協規
 長国
 参政経科

軍社専
 参道内外
 一一

外務省

ソカ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

102

電信写

大政事外外機官
 務次典房
 臣官官審審長長
 機総人電厚計
 備文会管給
 備

国資長
 参調析企
 参領旅移

総番号(TA) 1129 主管
 77年 月 日 11時15分 沖繩 発着 米北1
 77年 月 日 11時5分 本省 着 米北1
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(基地侵入)

第55号 平 至急

往電第54号に関し

1. 高野弁務官府報道調整官室ナカヨシは、11日三木に次の通り申し越した。
 11日午前4時、75ないし100名のヘルメットをかぶったぐん衆が、キャンプ・ヘーグに突入しようとしたところ、海兵隊憲兵にせ止され、10分後退去した。双方とも人員にひ害なきも、ガード・ハウスのまどガラスが破損のため、(了)した。
 2. なお、往電第54号の事件は同一グループの行動と判断される。

(了)

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 次総経国万

長経協長条
 参質統
 参政枝二
 国一理

参条協規
 長国
 参政経科

軍社専
 参道内外
 一一

外務省

ソカヒ
 大政事外外僑官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀儀人電厚計
 儀儀文会營給
 費費
 國資長
 參調折企
 價價移移
 長長
 參地中東
 長長 北東西
 參北北保
 中中
 南南
 審審
 歐歐 參西東洋
 長長 西東
 近近
 アア 參審近ア
 長長 次総経國万
 長長 參實統
 長長 參政技二
 長長 國一理
 長長 參系協規
 長長 參政経科
 長長 専社専
 長長 参道内外
 長長 文文
 長長 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

190

総番号(TA) 12/4
 71年 1月 11日 22時 40分 沖 繩 発 着
 71年 1月 12日 00時 36分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第59号 略 至急

往電第53号に關し

1. ノールズ顧問は、//日朝当方に対し、撤去の2日延期は残念なるも今回のはん送計画につき寄せられている日本政府の熱心なる協力態勢につき弁務官府としても特に謝意を表する旨述べるところがあつた。

2. GRIは//日各局長の選ばつて委員と各部落に派遣して避難計画等につき話し合いを続行するとともに急進的な動きを示している中部教職員会役員等を招き「主席」自ら説得に当てている由。

3. 主席は//日びるカトウ局長、タナベ団長、チバ課長を招致こん 談した。

4. チバ課長は//日午後ランパート弁務官を往訪こん 談した。

5. わが方一行は//日ヨツオカ公使主催ゆう食会においてヘイズ少将、トラツセル(はん送専門家)、グレッグ大さ、ノールズ、クラーク等と意見を交換した。

6. 以上は//日何れもその様子を報告する。(了)

外務省

ソカヒ
 大政事外外僑官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀儀人電厚計
 儀儀文会營給
 費費
 國資長
 參調折企
 價價移移
 長長
 參地中東
 長長 北東西
 參北北保
 中中
 南南
 審審
 歐歐 參西東洋
 長長 西東
 近近
 アア 參審近ア
 長長 次総経國万
 長長 參實統
 長長 參政技二
 長長 國一理
 長長 參系協規
 長長 參政経科
 長長 専社専
 長長 参道内外
 長長 文文
 長長 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

861

総番号(TA) 1247
 71年 1月 12日 01時 55分 沖 繩 発 着
 71年 1月 12日 04時 38分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ガス撤去(各種こん 談等)

第60号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第59号3.及び4.に關し

1. ヤラ主席主催//日中食会(当方カトウ局長、タナベ団長、北米第1課長、先方トミカワ総務局長、オオシロ秘書)概要次の通り。

(1) 主席より反対派説得の困難性を説明し、特に昨/0日の対話集会は敗北であつたと認め(この点警察の見方と一致しりゆう政各局長及びプレスのおつ観論とぎやく)今や住民の避難問題をめぐり、日米りゆう何れの政府へも不信感をもつ相手側のとなえる事前そ開及びその費用の政府負担の主張に手をやいていると述べた。

(2) 次いで当方質問に答へ、主席は例え説得が不調となつても再び高等弁務官に延期を申し込む本場でないこと。48時間とは自分が考えたもので原予定が/0-/2日の間に積み込みとあつたのに習つたものである。と述べた。また、次回よりの経路変更についても弁務官が早急にコミットし得ざる事情はよくわかる。としていた。

(3) 更に本日自分は教職員会(特に中頭支部)及び復帰協

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

支部と協議し、各局長以下はりゆう政での避難計画等協議及び現地各部落での説得を行なうと述べ、当方より調査団専門家及び代表部員をして安全性及び万一の避難要領を参考までに作成せしめてもよいと示させるところ、大変よろこびぜひそうされたいと要望した。(注：後刻安全性に関する資料2種(イ)やや専門的なもの及び(ロ)極めて平易なもの、及び(ハ)上記要領を作成、総務局長に送達。なお、参考までにヘイズ少将にも手交。上記中(ロ)は別電第6/号の通り。(イ)(ハ)は追電する)

(モ)先方より、移送当日村民のすわり込みがあれば全然警察力が使えない(少数の過激派学生の場合しか使えない)。りゆう政に対するげん民の信頼感を失なう如き措置はとれないとしきりに述べたのに対し、当方より、主席が政治的ふん囲気的好転をもたらせば村民と支援団体のかい離が可能となるのではないか、何れにせよガス撤去の延期(無期の場合もある)と、警察力の使用にともなうリスクはあるが、相手側の動きに対し**弁難**のし勢を示すこととの二者択一の状態となり得る可能性をよく検討される要はないか、と指摘しおいた。(先方特にコメントせず)

2. 北米第1課長の同日午後ランパート弁務官往訪会談の模様(ガス関係のみ)次の通り。

(1) 当方より、上記1.の内容を伝えたところ先方は、今回の事態に当って本使はじめ日本政府の協力を

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

は非常に感謝しており、特にヘイズ少将は日本政府調査団の活動を極めて多と述べていると述べた。

(2)先方より、移送当日りゆうきゆう警察が規制を保証しかねるそうじようが発生すれば中止の他ないが、問題は輸送船及び米本国からの専門家を数日足らずで手放さざるを得ないが船は2週間位で次の配船が得られるに反し、専門家はいつになったら再びしようあくし得るか全く見当がつかないので、移送再開のメドがつかないと述べた。また当方質問に対し、経路の変更はえい意調査中だが、例えFAVORABLEな結論が出るとしても完成には早くても5カ月位かかる(ただし、この数字は絶対ふせて欲しい)と述べた。

3. タナベ以下調査団は同日りゆう刻、先方の求めにより、立法院において帰省中のアサト、セナガ、上原、キヤンの4国会議員とこん談したが、当方より安全性に問題なく/日も早く移送を行なうことが望ましい旨述べ、先方の質問に対し、詳細かつ技術的にこれをふえんしていた。各議員とも極めておだやかな態度で移送及び安全性については概ねヤラ主席と同様の考えと見受けられた。

4. 同日ヘイズ少将以下とのばんさん会(当方招待)におけるひが専門家の話し合いについては追報の予定。

5. よるに入り、北米第1課長が当地朝日支局長よりちよ取せるところによれば、(1)復帰協内部では移送完成

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の社大。人民同党（ヤラ政權支持というよりは、世論の反ばつをおもんばかっている）と、社会党及び同党に属するナカソネ事務局長（この際個人的指導力をのぼさんとの野心あり）が対立し、（2）教職員会では特に急進的な中頭支部に対し、フクチ政経部長以下幹部が説得に努力中で、事態はぜん次好転のきざしがあるが、（3）問題は中村ミサト村長（自民党）がどの位支援団体を押えられるかにかかっており、場合によつては同村長の判断による避難命令発出をりゆう政がもく認するという形で人心をちんせいさせるという演出が必要なるやも知れざる趣。何ら御参考まで。

（了）

-4-

外務省

秘

ゾカ
ヒレ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 1-248 主管
71年1月12日02時15分 沖純 発着
71年1月12日04時39分 本省 北1

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (各種ごん談等)

第61号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第60号別電

「今回の化学漁器はなぜ安全か」

米軍の計画している撤去作業を実際に、技術的に細部検討したところ、安全性が確認されました。次に申し上げることは、みな様になぜ安全なのかを理解していただくのに役立つと思います。

1. 弾自体の構造が安全。

弾は、信管がついている時のみ、危険性が考えられますが、移送されるものは信管が取り外されてあり、その代りに鉄製のふたをしつかりはめ込んであるので爆発することはありません。

その安全性は、みな様の家でいて使っているプロパンガスボンベよりずっと安全です。それはプロパンガスボンベにはガスを出したり、止めたりする部分がついていて、ここがボンベで一番弱いところになっています。これに対し、弾はその部分に相当するものはないのでこわれる心配があ

大政事 外務省
事務次 典房
臣官官審審長長
儀総人徳厚計
費費 上管給

国資長 参調折企
領移長 参領旅移

中東 参地中東
長 北 参北西
中 参北北保
南 参
参西 参西東洋
長 西東

近 参参近ア
長 次総経国万
経

長 参實経国
経協長 参政技二
国一理

長 参参協規
国 参政経科

長 参社専
参道内外
文長 一二

外務省

秘

389

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

りません。

2. 弾はトレーラーにしっかりと固定されているから安全。みな様は新聞やテレビで見たように、弾は8発/組にして、しっかりと固定してあります。このパッケージをトレーラーの上に/段だけ積み、ゆかの部分は5センチ位のかく材でかこみ、大きなくぎで固定してあります。更に写真でおわかりのように強いナイロン製のベルトでくずれることがないようにがっちり固定しています。

このようにトレーラーのゆか上に固定された弾には厚手の防水シートでおおつてあります。

仮に、トレーラーがてんぷくしたとしても、にくずれ事故はないようになっていて、全く安全です。また、たとえてんぷくするようなことがあつても、その位のことでは、どくガスはもれません。

3. 弾の内部に入っているどくガスはじょう発しにくいので安全。

仮に、どくガスがもれたとしても、中に入っているものは、マスタードガスという油のようなどくガスで、すぐ大量にじょう発することはありません。き発度とか、どく性等の数値を使つて専門的な計算をしてみますと、このマスタードガスはもれた場所へ行つて、身体につけない限り、水道の消どくに使われているえん素ガスより、数十倍も安全です。(了)

外務省

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 1300
 77年 月 12日 10時50分 申 報 主管
 77年 月 10日 11時41分 本 省 発 報 米 坂 1

外務大臣殿 高 程 (大) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去開始時刻の変更

第62号 平 大至急

往電第61号に関し

りゆう政及び民政府によれば主席は、12日午前7時35分、民政官に対し、どくガス撤去開始時刻を当日朝、住民の事前避難を円かつにするため更に2時間延期するよう電話で要請したが、同8時50分民政官を通じ、弁務官より「開始時刻を10時まで延期する。ただし、これは住民の避難の必要性を認めたものではない」と回答した趣。

(了)

外務省

96

| | |
|-----|------------|
| ソカヒ | 大政事外外儀官 |
| | 傍務 典房 |
| | 次次 長 |
| | 臣官査審長長 |
| | 儀総 厚計 |
| | 備書文会管給 |
| | 備 |
| | 國資長 |
| | 参調折企 |
| | 領移長 |
| | 参領除移 |
| | ア 参地中東 |
| | 長 北 東 西 |
| | 米 参北保 |
| | 中南 参一二 |
| | 歐 参西東洋 |
| | 長 西東 |
| | 近 参書近ア |
| | 了 次総経国万 |
| | 長 参賀統 国 |
| | 経 参政技二 国一理 |
| | 協 参案協統 |
| | 長 参政経科 |
| | 国 平社専 |
| | 長 参道内外 |
| | 一 二 |

- ソカヒ
- 大政軍外外機電
- 務務 典房
- 臣官官審審長長
- 機総人電厚計
- 機機
- 機機
- 国資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北東西
- 参北北保
- 参(ニ)
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国万
- 参質統
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 参社専
- 参道内外
- 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

30

電信写

総番号(TA) 1329 主管

7/年 月 日 15時15分 沖繩 猪着 米北

7/年 1月 12日 18時51分 本省 猪着 米北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去(オサ助教授のフライト変更)

第64号 平 至急

往電オ57号に關し

その後更に2時間撤去作業が遅れたため

オサ助教授のフライトを13日JL722便に変更した。左レかるべく関係方面へ通報願いたい。

(7)

860

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 1355 主管

70/年 月 日 16時30分 沖繩 猪着 米北

70/年 1月 12日 19時18分 本省 猪着 米北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(各種こん説等)

第65号 略 至急

往電第60号別電2

化学兵器撤去作業に関する技術的検討について。

派遣団は下記について技術的検討を加え、米軍の化学兵器撤去作業の安全性を確認し得た。

記

1. 米陸軍作業諸計画等
2. 安全基準
3. 輸送上の諸問題
4. 化学兵器の突地点検

1. 米陸軍作業諸計画等。

本撤去作業に関する米陸軍の計画及び命令について具さに検討を加え、その内容は具体的、かつ予測される諸条件、事象に対し、高度の安全性を確保しつつ、対処し得ると判断する。

文書(計画及び命令)の構成は次の通り。

(/) 作業計画 (OPERATION)

- ソカヒ
- 大政軍外外機電
- 務務 典房
- 臣官官審審長長
- 機総人電厚計
- 機機
- 機機
- 国資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北東西
- 参北北保
- 参(ニ)
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国万
- 参質統
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 参社専
- 参道内外
- 一一

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

PLAN)

「本文」及び次の「別紙」から成る。

- A. 化学兵器リスト。。。撤去作業の対象となる化学兵器 (CHEMICAL MUNITION) の名称及び特性について明記され、本作業従事者に対するしゅう知徹底を図ることを目的の一つとしている。
- B. 兵たん支援事項。。。撤去作業に関連する所要器資材の準備、輸送業務、兵たん支援系統。
- C. 情報見積。。。撤去作業に関連する情勢判断のためのてんこう気象資料等。
- D. 安全管理事項。。。撤去作業全般を通ずる安全上の点検事項、手順及び基準等
- E. 化学事故 (ACCIDENT) 及び付帯的出来事 (INCIDENT) 対策。。。撤去作業全般を通じ、弾やくと地域、輸送途上、うんぱん区域における万一の事故ないし付帯的出来事に対処するための器資材準備、要員、手順、対処後の確認要領等
- F. 憲兵運用事項。。。撤去作業に関連する憲兵業務 (交通規制、輸送隊の警護)
- G. 衛生運用事項。。。撤去作業全般を通ずる衛生管理、救護業務
- H. 広報事項。。。撤去作業に関連する一般けん民、住民地への広報。別紙 (広報用リーフレット) 参照。

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- I. 通信連絡事項。。。撤去作業に関連する指々統制系統の通信連絡手段、通信要領
 - J. 管理事項。。。撤去作業全般を通ずる一般管理支援その他
- (2) 特別命令 (SPECIAL ORDER)
- 前記計画の執行を命ずる詳細にわたる命令
2. 安全基準
- 危険物の移送に関しては、米本国においてもわが国同様の輸送規制法規により厳密な規制がなされている。
- 本撤去作業は、将来の更に高どく性化学兵器撤去の際の諸条件を第一義に考慮し計画している。即ち米国における安全上の分類から、今回のEDはGB、VX等のしんけいざいとともに「グループA」に属するもので、その取扱、輸送等すべて同一の基準により安全を確保するよう規定されている。
- 今回の技術的検討によつて、弾やくと地域、輸送隊の編成、道路、さんばし地域及びこれらに付随する諸条件は必要かつ十分安全上の考慮から計画されているものとの結論を得た。
- 因みに米国の法規を調査の結果、州際通商委員会 (INTERSTATE COMMERCE COMMISSION) 規則、爆発物輸送法 (TRANSPORTATION

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

OF EXPLOSIVES ACT)、合衆国沿岸警備隊(U. S. COAST GUARD)規則により本移送間諸作業は規制されているが、更に今回の公衆衛生局(PUBLIC HEALTH SERVICE)長以下の委員会によつて提案された示さを全面的に受入れ、/回の輸送化学量も米本国における場合よりも少量としている。

3. 輸送上の諸問題

下記の事項について、技術的検討を加へ、その成果は極めて満足し得る状況と判断される。

(1) 輸送隊の器資材

各種車両及び安全確保のための準備器材、除く資材ならびに関連するじゆ品類は極めて良好な機能を具備し万全である。

(2) 道路

使用する道のは、表面、線型、こう配、ふく員は極めて良好であり、安全運行をそ害する要因は全くないものと判断される

(3) 交通規制

計画文書の技術的検討及び予行の実地点検から、交通規制の諸条件(規制要員配置、~~輸送連絡~~、速度制限、車間きよ離、空地連絡、等)は万全の態勢を整備しているものと

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

判断される。

4. 化学兵器の実地点検

チバナ弾やくちよ蔵地域内に於ける化学兵器(CHEMICAL MUNITION)の実地点検の結果、今回の移送の対象となるりゆう弾ほう用化学弾やくのちよ蔵状態及びにすがたの積載状況は極めて良好である。輸送途上における激れつな外力(例、航空機つい落等)以外の原因によるEDろうえい事故は考え難い。

(丁)

(833.120.2040)

-5-

大 務 外 務 省
 次 長 典 房
 官 官 審 審 長 長
 備 備 電 電 厚 副
 備 備 文 文 會 會 營 營 結
 備 備 省 省
 國 資 長 參 調 折 企
 領 移 長 參 領 旅 移
 ア 參 地 中 東
 長 北 東 西
 長 參 北 保
 中 南 審 一 二
 歐 參 西 東 洋
 長 西 東
 近 參 審 近 ア
 了 長 次 總 經 國 市
 長 參 賢 統 國
 長 參 政 技 二
 協 長 一 理
 長 參 參 協 規
 國 參 政 經 科
 長 參 社 專
 官 參 道 内 外
 文 長 一 二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘 226

総番号(TA) 1377
 7/年 月 12日 18時 50分 中 絶 発 米 扱 1
 7/年 月 12日 20時 41分 本 省 着

外務大臣 閣 高 瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(各種こん談等)

第6号 依 至急

往電第60号 別電3

避難計画(案)

1. 方針

政府は、万一の事故に備え、関係住民の避難に関して準備し民心の安定を期する。

2. 要領

(1) 避難すべき住民区の選定(つとめて小範囲とする)

(2) 避難地域の選定

かざかみ(今回は、輸送経路の北側地区)

(3) 避難経路

北側、南側。

(4) 避難要領

ア。事前の避難は行なわない

イ。警報(発令責任者：)サイレン、広報車、その他

ウ。交通統制

(5) 救護 救護の場所、TEL 責任者

(6) 連絡通信(対米軍、対りゅう政、対住民)

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

(7) 避難実施

ア。避難命令発令(責任者)

イ。と歩。車(つとめてと歩とすべきこと)

(8) 広報

特に警報。避難場所、経路等につきわかり易く広報しゆう知する

(9) 費用

別途計画する

(10) その他

付図(場所、経路指示)電話番号表

備考：本資料は、日本政府チームとしてりゅうきゆう政府に対し、避難をリコメンドするものでなく、単にりゅう政の避難に関する準備の参考に資するためのものである。

(丁)

(字 経 済 12 日 23 15)

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀儀 電厚計
 備備 文会當給
 備備

参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南密
 参一
 参西東洋
 西東

近ア長経
 参審近ア
 次総経国万
 長経協長条
 参賀統国
 参政技二
 国一理
 参参協協
 長国
 参政経科
 軍社専
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

110

電信写

総番号(TA) 1368 主管
 70年 月 日 17時50分 沖繩 発着
 70年 1月 12日 19時53分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ガス撤去

第68号 略 大至急

往電第62号に関し

トミカワ総務局長によれば、12日午後4時ミサト村対策委の復帰箇の中部要員組合は、共同で主席に対し、(イ)はん出作業の開始を13日午前10時とすること(注：既に決定済)、(ロ)住民を避難させること(自主的避難にGRIが協力する)、(ハ)第2回以降のはん送ルートを主席が責任をもって確約することの3条件がすべて受入れられれば、13日のはん送の契力を止は行なわない旨を回答した由(丁)

(8時 12日 2040)

9

外務省

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀儀 電厚計
 備備 文会當給
 備備

参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南密
 参一
 参西東洋
 西東

近ア長経
 参審近ア
 次総経国万
 長経協長条
 参賀統国
 参政技二
 国一理
 参参協協
 長国
 参政経科
 軍社専
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

589

電信写

総番号(TA) 1386 主管
 70年 月 日 19時30分 沖繩 発着
 70年 1月 12日 23時30分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(ヘイズ少将記者会見)

第69号 平 大至急

往電第68号に関し

ヘイズ少将は12日午後3時東急ホテルにおいて記者会見を行ない、冒頭スタートメント(別電第70号)を読み上げ、今次撤去作業に当って本土政府及びかりゅう政派遣の調査団の示した努力に感謝し、撤去作業の方式は米国の公衆衛生局の認めた基準を上まわつたものであると述べたあと概要次の通り記者団の質問に答えた。(カツニ内質問)

1. (今次撤去作業の完了はいつか)、第1回及び第2回のはん送を夫々13日午前10時及び正午に行なうことになつてはいるが、そのあと船積みの日ばつまでに行ない、次いで船内わく組み等を深やまで完了し、船長の決定により14日午前8時出港することになつてはいる。台ふう等輸送にとって不利なてんどうであれば、作業を中止するがてんじや道路状態よりもはらう等によるPIERの状態が重要で、因みに11日12日の如きてんじや作業にとつてPERFECTな状態であると付け加えたい。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. (高等弁務官はほん送ルート^ルの何処に立つか。事故発生の際米軍の取る対策は)。弁務官はノボリカワの交差点付近に立つことになっている。事故が起これば特別警護班が直ちに事故の程度、防さい時間等諸般の状況判断を行ない拡声器で住民の避難をよびかけるが、もつと広範囲の避難を要する場合はキャンプ・ヘーグに待機した広報車が各方面へ出動することになっている。解どく作業の際むしろ大事なのは作業のじやまとならないよう行動して欲しいことである。また避難に要する費用は米側が払えとのりゆう政の要請は今のところ行なわれていない。デモ、すわり込みにより、(イ) CONVOY出発前に通路がぼろ害された時は直ちにりゆう警の応援を求めることとし、(ロ) はん送途中でぼろ害に会った時は直ちに CONVOY をストップし、りゆう警の応援を得つつ事態の成り行きを注視して判断する。しかし、CONVOY 出発が遅れたというだけでは撤去期日は延期しない。

3. (将来別のルートをとることを考えているか) この点については弁務官の命により D 班が現在全面的な調査を行なっている。

4. (ジョンストン島の施設が未完了の上、ルートの変更が問題となっている現在どうして / 50 トンのマスタードを撤去するか)。これは私見だが、(イ) おれわれは撤去

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

すべく指令を受けていること。(ロ) 日米間で早期撤去が約束され、(ハ) おきなわ住民が早期撤去を希望しているからだとして了解している。

5. (イ) 撤去はいつ開始されるか。等々)。「ジ」島の施設全部が完了次第残りのマスタードを含めた全てのガス兵器を撤去する。従つて、「ジ」島の全施設完了まで第2回撤去作業は行なわれない。復帰までには全部撤去されるの見通しは変わらない。(空輸による撤去も検討したが、安全度から見て海上輸送がよいとの結論に達した。また「ジ」島には飛行場はあるが、小規模のものである。なお、キャンプ・キンザーの兵士、従業員が避難を始めているとか、自衛官数名がどくガス訓練を受けているなどの事実はない。

(7)

(署名) 12月23日 2355

ソハ
ヒ

大政專外外機管
務務 典務
次次 典務
巨官官密密長長
備備人専計
備備文金管給
備備

國書長
參調析企
參領綜移

7 參地中東
長 北東西
參北北保
中 參一二
南 參西東洋
嶺 西京
收 長

近7長
參書近7
經 次總經國万

長 參貿統三
經 參政技二
協 國一理
長 參參協規
條 參政課科
長 參社專
國 參通内外
長 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

646

電信写

總番号(TA) 1376 主管
 70年1月12日18時20分 沖總 発着
 70年1月12日20時41分 本省 米紙

外務大臣 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去 (ハイズ少将記者会見)

米70号 平至急
往電米69号 別電

(以下英文別紙のとおり)



OPENING REMARKS BY MAJ GEN JOHN J. HAYES. PRESS CONFERENCE
12 JAN 71.

MINNASAN, KON-RICHI-WA ... GOOD AFTERNOON

EVERYBODY ... OVER THE PAST FEW WEEKS, I HAVE
HAD THE PRIVILEGE OF TALKING WITH A NUMBER OF GROUPS OF
NEWSMEN ABOUT OPERATION RED HAT. HOWEVER, IN
RESPONSE TO NUMEROUS REQUESTS FOR AN OPEN PRESS CONFERENCE
WITH ALL THE NEWSMEN ASSIGNED TO COVER THIS OPERATION, I AM GLAD
TO HAVE THE OPPORTUNITY OF SEEING YOU ALL TODAY. I KNOW THAT YOU
STILL HAVE MANY QUESTIONS ABOUT THE REMOVAL OF CHEMICAL
MUNITIONS AND THEREFORE I HOPE THAT I WILL BE
ABLE TO CLARIFY FURTHER MANY OF THE QUESTIONS
STILL REMAINING IN YOUR MINDS. FIRST I WOULD
LIKE TO SAY THAT IT HAS BEEN MY PRIVILEGE AND
HONOR TO BRIEF THE TEAMS OF EXPERTS FROM THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AND TO ANSWER THEIR
QUESTIONS. I WISH TO PUBLICLY EXPRESS MY APPRECIATION
FOR THEIR STUDIES AND, OF COURSE, THEIR VIEWS CONCERNING THE
US ARMY'S PROCEDURES FOR CARRYING OUT THIS OPERATION. I CAN
STATE NOW THAT WE WILL HAVE

THE CONVOY TRAVEL UP THE CENTER OF THE
HIGHWAYS FROM THE CHIBANA DEPOT TO TENGAN
PIER. WE HAVE BEEN PREPARED TO CARRY OUT
THIS OPERATION WITH PARAMOUNT CONSIDERATION
GIVEN TO THE SAFETY OF THE MOVEMENT FOR ALL
THE PEOPLE CONCERNED IN THE ISHEKAWA/MI-SATO
AND GUSHIKAWA AREAS. OUR PROCEDURES HERE ARE
EQUAL OR BETTER THAN THOSE APPROVED FOR THE
UNITED STATES ITSELF BY THE US PUBLIC HEALTH
SERVICE. I HAVE HEARD THAT SOME OF YOU
NEWSMEN HAVE OBJECTED TO THE NECESSITY FOR
UNDERGOING THE TEST SO THE PROTECTIVE MASK
AT THE GAS CHAMBER. I AM SORRY THAT IT HAS
INCONVENIENCED YOU.
HOWEVER, IT IS ONLY A REQUIREMENT WE MUST
CARRY OUT UNDER THE US PUBLIC HEALTH SERVICE
REGULATION. THESE REGULATIONS ARE APPLIED TO
ALL NEWSMEN IN THE UNITED STATES ALSO. AS

YOU KNOW, THE REGULATIONS APPLY TO PERSONNEL
ON THE CONVOY INCLUDING NEWSMEN AND OFFICIALS
DESIRING TO FOLLOW THE GAS REMOVAL
ROUTE AND OBSERVE OPERATIONS ON THE PIER.
I WANT TO REITERATE ANOTHER POINT HERE: NO
ONE WILL BE ACTUALLY WEARING THE MASK DURING
OPERATIONS. THIS INCLUDES ALL MILITARY PERSONNEL.
ANOTHER POINT I WISH TO MAKE IS THIS:
ACTUALLY, THE 150 TONS OF MUSTARD BEING
REMOVED IS STRICTLY NOT A GAS.
THE AGENT IS IN LIQUID FORM IN A PROJECTILE.
OF THE 150 TONS COMPRISE THE ENTIRE WEIGHT
OF THE SHIPMENT, LESS THAN 10 PERCENT IS
THE MUSTARD GAS IN LIQUID FORM. THE REST
OF THE WEIGHT CONSISTS OF THE STEEL CASINGS
IN THE PROJECTILES. SOME OF YOU MAY KNOW
THAT
✓ DURING THE SAFETY TESTS CONDUCTED IN THE US,

- 4 -

WE FOUND THAT THE LARGEST SINGLE ITEM REMAINED
INTACT--WITH NO LEAKAGE WHATSOEVER--EVEN THOUGH THE
PROJECTILES ARE DROPPED FROM A HEIGHT OF 40
FEET UPON CONCRETE. THUS, YOU CAN SEE THAT
THE PROJECTILES WERE MADE TO WITHSTAND THE
MOST RIGOROUS HANDLING POSSIBLE. I
WOULD LIKE TO EMPHASIZE THAT MUNITIONS OF THE
TYPE WE ARE DEALING WITH HERE HAVE BEEN MOVED
MANY THOUSANDS OF MILES IN THE PAST WITHOUT
INCIDENT. THEY HAVE BEEN MOVED OVER ROADS
SIMILAR OR WORSE THAN THESE IN OKINAWA. THE
WERE ORIGINALLY BROUGHT INTO OKINAWA OVER
OKINAWAN. ROADS. OUR RIGID
SAFETY REQUIREMENTS AND PROCEDURES HAVE
PRECLUDED ACCIDENTS IN THE PAST. THE SAFETY
PRECAUTIONS AND PROCEDURES WILL BE FULLY AND
STRINGENTLY ENFORCED IN ANY MOVEMENT ON
OKINAWA. I AGAIN WISH TO STRESS THAT THE

- 5 -

ENTIRE OPERATION WILL BE CARRIED OUT IN UTMOST
SAFETY. WE ARE PREPARED TO INITIATE THIS
FIRST SHIPMENT
OF GAS TOMORROW.

(了)

(字と交指)

大政事外外儀官
 事務 典原
 次次
 臣官官審審長長
 儀儀人電厚厚
 儀儀文会管管
 費費
 國資長領移長
 參調析企
 參領旅移
 參地中東
 長北北西
 參北北保
 中南審
 歐參西東洋
 長西東
 近ア長
 參審近ア
 次総経國
 長経協長
 參留統國
 參政技二
 國一理
 參參協規
 長國
 參政経科
 長情長文長
 参社專
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘
 302

電信写

総番号(TA) 1378
 71年/月/2日/9時55分 沖 總 発 着
 71年/月/2日/21時22分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(技術的事項に関する対米質問及び回答)

第71号 略 大至急

往電第60号4.に關し

1. 1/1日のヘイズ少将以下レッドハット作戦関係者と会食の際、下記事項につき質問を行ない。米軍側(主としてトラスセル、ヘイズ、グレッグ等の補足)から満足すべき答弁を得た。

2. 問。発受された化学兵器の種類及び次期以降の使用容器について

答。種類は、各種ほう用化学弾や、155ミリ。ロケット弾、1トン。コンテナでドラムかんはない。

問。次期作業の際の「輸送」の構成は、今回と同じか

答。同じ

(コンテナ運送)

問。包装容器はODNEX用コンテナ等の包装外装を用いるか

答。十分な包装を考えているから使命しない。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

問。第2次以降の変更経路の可能性。

答。検討中

問。次期作業の期間及び方法。例えば一格で行なうのか。数次に分割して実施するのか

答。作業期間は5ないし6週間を要すると考えられる。船ぐりの関係もあり日の単位での断続も考えられる。

問。ちよ蔵問のろうえいに対する検査及び移送直前の点検等危険発生の未然確認についての要領はいかん

答。今回の作業と同様厳密な各種点検。検査の組合せを確実に実施し、移送時の安全を確保し得るように行なう。

3. 米側は下記を補足した。

(1) 航空用爆弾の型式の化学兵器はもっていない。

(2) 1台のトレーラーの化学弾船積み所要時間は約45分と見積られる。

(了)

(手交指 1202210)

カ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

77

電信写

大政事外外機管
事務次長 典房
臣官官審審長長
機機電厚計
機機文会管給
機機

総番号(TA) 1388
77年1月12日 22時30分 沖 機 務 着 米 根
77年1月12日 23時40分 本 省 着 米 根

主管

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ガス撤去(立法院に対する説明)

第72号 略

往電第68号に関し

わが方一行は12日午後立法院軍関係特別委員会(ナカヤマ委員長)の要請により、今回の調査結果につき2時間にわたり詳細説明を行なった。人民党フルゲン議員も参加していたが熱心に傾聴し、同人自身は安全性につき十分納得しているように見受けられた。

(了)

ア 参地中東
長 北 西
参北北保
中南警
欧 参西東洋
長 西 東

近ア 参審近ア
長 次総経国万
長 参貿統 國
長 参政技二 國一理
長 参条協規
長 参政経科
長 参社専
長 参道内外
長 文長

外務省

77

カ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

120

電信写

大政事外外機管
事務次長 典房
臣官官審審長長
機機電厚計
機機文会管給
機機

総番号(TA) 1387
77年1月12日 22時32分 沖 機 務 着 米 根
77年1月12日 23時40分 本 省 着 米 根

主管

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ガス撤去の見通し

第73号 平 大至急

往電第68号に関し

12日午後9時半現在、各団体とも既に実力そ止は行なわないことを決定するとともに、GRIも現地住民の希望者約2千名を20台のバスで早朝より避難せしめる措置をとることとなり、また第二次以降のはん送経路変更問題については、主席が責任をもつて対処するとの確約が得られたとして、突発的事態が発生しなければ予定通りはん送されとの見方となっている。(なお、りゆう警当局は一部学生の動きを警戒している)

(了)

(参事官 12月 23日)

ア 参地中東
長 北 西
参北北保
中南警
欧 参西東洋
長 西 東

近ア 参審近ア
長 次総経国万
長 参貿統 國
長 参政技二 國一理
長 参条協規
長 参政経科
長 参社専
長 参道内外
長 文長

外務省

ノカ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘
530

大臣官舎
参調折企
参領旅移

総番号(TA) 13A9
76年 1月 13日 22時40分 沖 總 主管
76年 1月 13日 00時18分 本 省 着 粗
外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ガス撤去 (ナカソネ事務局長内話)

第74号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第73号に関し

各団体の突力そ止の取止めの報が伝えられた12日よる。
ナカソネ復帰協事務局長は三木に対し次の通り内話せる趣
(先方発言のまま)

(1) 派遣専門家チームを含む本土政府の諸機関のせい方の
的な働きかけにより。結果的に主席は本土政府及び米軍に
対し責任をとる形となり。その意味で主席の「全面的敗北
」と言わざるを得ない。かくては今後主席不信の声が出る
のももつともと思う。

(2) 復帰協としては経路沿道全部落民が13日早朝まで
に避難するよう事前指導を行なっている(注: 実際には
ノボリカラなど一部の住民が避難する模様)右の補償につ
いては。主席は確約していないが。復帰協はこれをあくまで
獲得するよう日米両政府に要求するつもりである。

(3) 13日は組織的な突力そ止行動は行なわないが突異
的に何が起るか保証の限りではない。

ア 参地中東
長 北東西
参北北西
中南
参西東洋
西東
近ア 参近ア
長 次総経國
参賀航
参政技二
国一理
参条協
参政経科
参社専
参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

(4) 12日のヘイズ少将の記者会見の「高し勢」よりは
は強くプロテストしたい。
切迫せる四国の状況もあり。同人の述べるところは可成り
感情に流れるものと受取れたが何ら御参考まで。
(了)

(佐藤事務局長に送付: 13日0715 電信写)

ノカヒ
大政事外外務官
事務次長 典房
臣官官審審長長
儀總人電厚計
儀審文會管給
國資長領移長
參調析企
參領旅移

ア 參地中東
長 北東西
米長 參北北保
中南
歐 參西東洋
長 西東

近ア長 參審近ア
長 次總經國万
長 參貿統國
長 參政技二
長 參政協規
長 參政經科
長 參社專
長 參道内外
長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

28

電信写

總番号(TA) 1515 主管
70年1月18日16時40分 3中 報 発 著 本
70年1月18日12時38分 本 報 著 本

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去実施

オ76号 平 大急
総電オ73号に付し。
13日午前10時32分オ1回コンボイは
知花貯蔵庫よりテレガン橋橋に到着
した。オ2回直ちに折返しに行か
れる。取敢へす。

(3)

外務省

ノカヒ
大政事外外務官
事務次長 典房
臣官官審審長長
儀總人電厚計
儀審文會管給
國資長領移長
參調析企
參領旅移

ア 參地中東
長 北東西
米長 參北北保
中南
歐 參西東洋
長 西東

近ア長 參審近ア
長 次總經國万
長 參貿統國
長 參政技二
長 參政協規
長 參政經科
長 參社專
長 參道内外
長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

28

電信写

總番号(TA) 1514 主管
70年1月13日11時50分 3中 報 発 著 本
70年1月13日12時31分 本 報 著 本

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(主席記者会見)

第77号 平

主電第76号に關し

主席は第1回コンボイ終了後、午前10時40分現場で記者会見し。

(1) 2日間の延期は有効であつた。(2) かいせいとめぐまれ事故もなくうまく行つたと思う。(3) 次のはん送からルートを変更することについては米側の理解も得られるよう全力を傾注して当りたいと述べた。

(了)

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

33

電信写

大政事外外機官
務次典房
臣官官審審長長
備給厚計
備費文会營給
國資長
領移長

ア 参地中東
長 北東西
参北北係
中南
参一二
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
次総経國万
長 参賀統
参政技二
國一理
長 参協協
長 参政経科
長 参社専
長 参道内外
長 参文長

總番号(TA) 1518 主管
77年1月13日 12時05分 30 總 発
77年1月13日 12時52分 本 省 着 北
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去(学生の動き)

第78号 申 互急
経電第73号以内し
13日午前8時40分頃、カマール依学
生約50人がカデマ3ゲート附近に
突入を計ったが(30メートル程侵入
した)機動隊等により直ちに規制され
事態は平静化した。

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

33

電信写

大政事外外機官
務次典房
臣官官審審長長
備給厚計
備費文会營給
國資長
領移長

ア 参地中東
長 北東西
参北北係
中南
参一二
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
次総経國万
長 参賀統
参政技二
國一理
長 参協協
長 参政経科
長 参社専
長 参道内外
長 参文長

總番号(TA) 1524 主管
77年1月13日 12時45分 沖 總 発
77年1月13日 13時31分 本 省 着 北
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去実施

第79号 平 互急
経電第76号以内し
第二回コンボイは午後零時30分ランガン
桟橋に到着し今回の作業は船積以外は
完了した。本日は第一回コンボイの双
LAMPERTと共に現場に臨んた(LAMPERT
は双方に臨席)。

ソカヒ
 大政官外務省
 事務次長 典房
 臣官官審審長長
 備録人電厚計
 備録人電厚計
 備録人電厚計
 国資長 参調析企
 参領旅移
 参地中東
 北西
 参北北保
 参二
 参西東洋
 西東
 参参近ア
 次総経國万
 参参納国
 参政技二
 参一理
 参条協規
 参政経科
 参道内外
 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 1544
 年 月 日 18時35分 沖繩 飛米
 年 月 日 17時14分 本省 着米

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(はん送量)

第80号 略 大至急

往電第79号に関し

13日午後1時40分。てんがんさんばしのわが方チーム一行よりの連絡次の通り。

1。はん送は全部で9台のトレーラーで行なわれた。(5台及び4台)

(イ) トレーラー1台毎に積まれるパレット(16台)は。第8台目までは1台につき42パレット。最後の第9台目のみ41パレット。全体の重量は、各パレットにつき796ポンドであるので、計300,092ポンドとなる。右は150,046ショート・トン(1ショート・トン=2000ポンド)に相当する。

(ロ) ほう弾の種類は、155ミリマスタード・ガス弾。(LOT NO. はPOD 1-16)

2。8日ゆりの記者会見で本土政府専門家が、「全部で10台のトレーラーに積まれるものと思う」旨語つたと伝えられているが、見た感じを述べたまでであり、当時最終状

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

態を確認できる状況ではなかつた。
 3。アマリ3さが上記諸点につき確認する。
 4。作業が全部終了次第。ヘイズ少将が知念副主席を連れて弾やくこへ赴き、積み残しのないことを確認させる由。(わが方も加わる)
 (了)

(字手変更 11/13 17:25)

ノカト
 大政事外外機官
 務務次典房
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 儀事会営給
 国資参調析企
 長價長
 移参領旅移
 長
 参地中東
 北東西
 参北北保
 参二
 参西東洋
 西東
 参参近ア
 次総経国ア
 参参統国
 参政技二
 国一理
 参参協規
 参政経科
 取社専
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

126

電信写

総番号(TA) 1543 主管
 71年1月13日15時55分 沖 繩 発着 北北1
 71年1月13日17時11分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(はん送量)

第81号 略 至急

往電第80号に関し

13日午後2時すぎてんがんさんばしのチバ課長の連絡によれば、弁務官が主席及びわが方調査団に述べたところ次の通り。

「自分(「ラ」)も9台であることを承知していなかった。技術者に質したところ、安全対策上「ワン・コンボイ」に最大限5台で2回必要ということであり、結局9台で間に合ったわけである。技術者は輸送面に専念していたのでP.R.面の配慮が足りなかったと言えよう。この点は納得の行くまで手を打つよう努力する。しかし、150トンがはん送されたことは間違いない。」

(了)

(字 8 送 消 1/13 1735)

秘

ノカト
 大政事外外機官
 務務次典房
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 儀事会営給
 国資参調析企
 長價長
 移参領旅移
 長
 参地中東
 北東西
 参北北保
 参二
 参西東洋
 西東
 参参近ア
 次総経国ア
 参参統国
 参政技二
 国一理
 参参協規
 参政経科
 取社専
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

226

電信写

総番号(TA) 1558 主管
 70年1月13日17時20分 沖 繩 発着 北北1
 70年1月13日18時24分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(記者会見)

第82号 平 大至急

往電第80号に関し

13日午後第2回コンボイのはん送終了後、米側(弁務官、ヘイズ、グレッグ)はタンガン米軍バラックで記者会見を行なったところ、その模様下記の通りの趣。(わが方チームのほか 主席、副主席、タムラ、和氣、小山内も出席)

(1) 冒頭グレッグより、冒頭往電のラインによりはん送量につき計算の限拠を引用しつつ図表も使用して詳細に説明し、ヘイズが右を補足した。

(2) 知念副主席とタムラ教授はさんばして実際にカウントして見たところ上記の米側説明のとおりなる旨確認したことを報告した。

(3) 弁務官より、今回のはん送につきトレーラーの台数をめぐって米側のP.R.面の配慮が欠けていたことは遺憾であったが、はん送そのものは安全に行なわれ、150トン全量完了した旨述べ今後は更に注意したいと述べた。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なお、わが方チームとしては、記者団は特に弁務官のやわらかい応待もあり、納得した表情であつたが、今後ともかかる言いがかりを切っかけとして当地世論がさわぎ立てるという事態は十分予想しておくべきであるとの印象を得た由。

(丁)

(急、午後済 18:50)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) / 572
 71年1月13日 19時35分 沖 縄 主管
 71年1月13日 20時27分 本 省 発着 本北1
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ガス撤去

第4号 略 至急 (優先処理)
 往電第82号に因り、

第2回コンボイは第1回と異り、4台編成であつたので一般の予想をうち切るものとして特にマスコミ方面の物議をかもし、(米側への不信にもとづく)このため、(イ)わが方チームの申し入れにより米側は積載データ(往電第80号参照)を発表し、(ロ)いたく心づうしているヤラ主席に対し弁務官より往電第81号の発言を行ない、後刻本使にも弁務官より遣かんの意を表し、責任者をしつ責せりと述べていた。(ハ)更に往電第82号の記者会見(なお、正式出席者は弁務官、ヘイズ、グレッグ及び知念にて他は同席の形式をとつた)となつたものである。念のため、(なお、(ハ)の会見において弁務官より上記の発言をくり返し、ヘイズより技術的には完全な成功であつたがR面への配慮が足らなかつたことは自分の失態であることをそつ直に認める旨述べた。)

(丁) (20:50 本北1 譯に字手交済 電信譯)

外務省

ソカト

- 大政事外務官
- 次長 典房
- 長官 審審長 長
- 次長 入電厚計
- 次長 書会管給
- 次長 備費
- 参調析金
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北北西
- 参北北西
- 参二
- 参西東洋
- 参西東
- 参近ア
- 次総経国万
- 参賀統
- 参政技二
- 参一理
- 参参協組
- 参参経科
- 参社専
- 参参内外
- 参二

182

ソカ
ヒ

大政事外外儀官
務務 典房
次次 長長
臣官官審審長長
僚僚人電厚計
儀儀大会營給
書書

国
参調折企
参領旅移

ア
参地中東
長北東西
参北北保
中参二
南参西東洋
審参西東
政参西東
長

近
参審近ア
長次総経国万
経参習統国
協参政技二
長国一理
参参協規
国参政経科
長軍社専
情参道内外
長文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

290

電信写

総番号(TA) 1574
7/年 1月 13日 19時 45分 神 緩 発着 米北/
7/年 1月 13日 20時 41分 本 省

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

山中総務長官来ちゆう(記者会見)

第85号 平 至急

12日午後5時に行なわれた記者会見の概要次の通り。(カツコ内質問)

1。(どくガス撤去) 作業開始までにきよくせつはあつたが、地元の協力を得て無事第1次撤去を了したことは同けいである。本件撤去はハワイ等でも問題があつただけに、単に150トンというだけでなく、もつと大きな意義をもつている。弁務官、主席の誠意が地元を受けとられたとみている。先刻ヤラ主席に会つた際、次回ルートの変更問題は、(イ)費用、(ロ)工事期間、(ハ)地元の了解等を容れたはつきりした計畫案を提示するようお願いしおいた。自分としてはこれをふまえて弁務官と話し合いする。工事費分担についてはこれからの話し合いによるが、安全ルートの確定が先決だ。

2。(コザ事件そう乱罪の適用) 本土政府がりゆう政に圧力をかけた事案は、ないのみならず、コザ政からは何ら相談さえもなかつた。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3。(対おきなわ援助)、補正予算から自主財源として30億円(国体関係/5億、市ちよう村/5億)を出すことになつたがこれは本土市ちよう村の好意による復帰内いわいである。

4。(来ちゆう目的)、全閣僚留任とはいえずやはり新内閣として気持を新たにしてけん民と会いたい。復帰直前の1年半は過去25年にも相当する。大事な時機にしかもイトマン事件、コザ事件、射撃演習、どくガスと相次ぐ最近の問題に対処してこの間のけん民のたえにたえた気持を十分理解したい。

(丁)

(米北1課に写手文、21140)

ソカ
ヒ

大政事外外機官

事務 典房
次次
臣官宣審審長長
備給入電厚計
備書人会當給

国資長
参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
欣 参西東洋
長 西東

近ア長
参審近ア
次総経国万

長 参買統
経協長 参政技二
参 国一理
参 参条調規
長 参政経科
参 参社專
参 参道内外
参 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

50

総番号(TA) 1584 主管
 77年 月 日 20時00分 沖 縄 発 米北1
 77年 月 13日 22時03分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第86号 略 至急

往電第80号4。に関し

弾やくこの検分は、その後協議の結果、わが方の対米配慮の立場もあり、りゆう政に一任した()形で参加しなかつたので、右訂正する。

(丁)

(米北1課に写手交、22:35)

外務省

ソカ
ヒ

大政事外外機官

事務 典房
次次
臣官宣審審長長
備給入電厚計
備書人会當給

国資長
参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
欣 参西東洋
長 西東

近ア長
参審近ア
次総経国万

長 参買統
経協長 参政技二
参 国一理
参 参条調規
長 参政経科
参 参社專
参 参道内外
参 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

72

総番号(TA) 1713 主管
 77年 月 日 12時20分 沖 縄 発 米北1
 77年 月 14日 15時23分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス第1次輸送船の出港

第88号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第86号に関し

弁務官府報道調整官は14日次のとおり発表した。

「ロビンソン号は13日午後6時20分船積を完了し、

14日午前8時16分てんげんビアーを出港した。」

2. 「14日」は24日(西幸時間)到着する予定。

(丁)

外務省

大臣秘書長
参事官
北米第一課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

毒ガス輸送船の事故

46.1.14
北米1(注中)

14日午後12時45分準備委三木2佐郎
の事件に関する電話連絡次のとおり。

「ロビンソン号は13日午後6時20分
船積みも完了。14日午前8時16分天候

ヒアを去航した。

林、ジョンストン島には24日(日)午後

頃到着が予定。」

備考：本件127112は電報とれる。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

435

電信写

総番号(TA) 1712
71年 月 日 15時 15分
71年 1月 14日 15時 22分
主管 発着 総務 北米

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(りゅう政局長談)

第89号 略

往電第86号に関し

撤去第1回輸送終了後、トミカワ総務局長は、13日現場
で三木に対し、本件は主席の強い希望に基づくとして本使
及び当事務所ならびに本土派遣チームの積極的かつ適切な
支援により、事態を収めしゆうし得たことに謝意を表すると
ともに、要旨次の通り内話した趣。

1. 今次輸送が円かつ安全に行なわれたのは、2日間延期
されたことによるところ大であり、若し予定通り強行され
た場合は、大きな混乱を招いたものと思われる。

2. 次回以降のけい路については、ミサト村長提案のコー
スまたは、カデナ基地内を通り、西海がんに出るコースを
真げんに検討せざるを得ない。

これらについては用地取得の見地から不可能に近いと考
え、何とか西海がんにてんがんさんばし程度のピア
ーを作り、なべて基地内を通るコースとすることはできな
い。

本政事外務省
事務 典房
次次
臣官官審審長長
儀総)厚計
機文会営給
調査長領移長
参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
参北北
中南審
取 参西東洋
長 西東

近ア 参普近ア
長 次総経国万

長 参貿統
経 参政技二
協 国一理
長 参参協
長 参政経科
長 参参協
文 参参協

長 参参協
文 参参協

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

対し、同様の要望をなせるどころ長官より、(イ)西海がんで大型船接がんは不可能にて、小型船からの積み替えとするにしても事故の公算等欠点が多い。(ロ)東海がんでの近い道を作るとするならば、りゆう政より用地確保を含むしつかりした案を提出して欲しい。と指摘された由。

(2) / 4日マツオカ前主席は、北米第1課長に対し、地元保守勢力がけい路変更と同調しているのは実は完備した農道の新設を獲得しようとの下心からであると聞いている旨述べた。

万一コースの変更ができないときは主席の政權担当が危ぶまれるものとさえ考える。ただし、基地内のみを通ることについても、非公開おん密りに輸送されるおそれありと警戒する意見もある。何れにせよ今回が安全に行なわれたことを理由に既成事実として第2回以降同一コースで強行することは誠に避けるよう願望ありたい。

3. 今回2800人(新聞では5000人)を、20台の観光バスで北部ギノザ(約40KM離かく)に避難させたが、これは前日来復帰協等がと別にどくガスの危険を訴えて避難をしようとしたためである。

次回以降の避難については、休業補償も考えざるを得ない。

4. 今回特に、復帰協等の実力せ止を説得し得たのは、マラ主席にしてはじめて成し得たところと信ずる。

(了)

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 1763
 70年1月14日 15時00分 沖 龍 菅 北
 70年1月14日 19時11分 本省 菅 北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(本土派遣団のこうけん)

第90号 略

往電第89号に関し

今次政府派遣団は到着以来現地情勢に対処しつつよく本来の任務を遂行し、その調査結果は主席等りゆう政幹部をして万難を排して今次はん送を実施することに協力せしめる大きな原動力となつた。特に長助教授、アグチ2佐、アマリ3佐の各専門家は現在わが国の持つ最高水準の専門知識をもつてはん送の安全性確認にこうけんし、そのれいせいかつ平易な諸方面に対する説明ははん送実施の不可欠の要素であつたことが想起される。(自衛隊の「イメージ」の「改善」に寄与することも少なからざりしものと考えられる)また、タナベ団長、チバ課長も広い視野から派遣団の行動を領導し、変転する当地の特殊事情に即応して使命達成に邁かんならしめたことはあわせて特記されるべきことと思料する。本省におかれても、御如さいなきことながら、今次派遣団、特に上記専門家のこうけんに対し然るべく意のあるところを表明されることが時ぎにかなうものと

外務省

秘

ソカヒレ
 大政事外外務省
 事務次長 典房
 官官審審長長
 備総入備厚計
 備女会管給
 備費
 国資長 参調折企
 備移長 参領旅移
 ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中 参一二
 参西東洋
 長 西東
 近 参参近ア
 了 次総経国万
 長 参参参
 参政技二
 国一理
 参参参
 長 参政経科
 参社専
 参道内外
 長 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

存せられるとともに関係の向への謝意表明等然るべく御措置相成りたく。右ひ見あえて申進する。

(了)

(原字交換 11/14 1950)

- 2 -

秘

ノカ
ト

大政事外外機
務務 典房
次次
臣官官審審長長
備備人電厚計
備備人電厚計
備備人電厚計

国資長
参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
水長 参北北保
中南番
参 二
西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
次総経国万

長 参貿結
参政支二
口一理

参条協規
長 参政経科

長 参社専
参道内外

一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 2162
77年 月 日 18時15分 沖 絶 主 管
77年 1月 17日 18時40分 本 省 着 米 視 1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去(第2次以降のルート)

第92号 略

往電第90号に関し

クラーク渉外局長が16日当方に述べたところ次の通り。
「ミヤサトリゆう政建設局長は、カテナ及びチャタン村長等を帯同、16日ヘイス少将を訪問(「タ」同席)第2次以降のはん送路としてチペナ弾やくこー16号線横断-カテナ基地内通過-1号線横断-水カマのルートを有力案として提示した。「へ」より、ジョンストン島施設の完成は未だはつきりしないが夏ごろまでにはかた付く公算があること。一方上記の案についてはふ頭の建設に時間と費用が予想以上にかかること等の所見を述べつつ検討を約した。米側としては通り一ぺんの返事をしたわけではなく実際に研究してみることにする。」

(了)

秘

フカ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

114

電信写

- 大政事外外儀官
- 務務 典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀儀(冠厚計)
- 儀儀(文会管)
- 國資長 参調折企
- 領移長 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 参北北保
- 中南
- 参一二
- 参西東洋
- 西東
- 近ア長 参審近ア
- 長 次総経國
- 長 参貿統
- 参政技二
- 國一理
- 参条協規
- 長 参政経科
- 長 参社専
- 参道内外
- 長 参情長文長
- 一二

総番号(TA) 2570 主管
 71年1月20日12時10分 津 總 務 米地
 71年1月20日13時41分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス移送工事費負担

第101号 平

往電第92号に関し

20日の当地紙は、本土政府によるどくガス移送工事費の半額程度負担の方針が決定された旨報ずるとともに、自民党けん連の「本土政府の親心である」、アサヒ社大党委員長の「施政権の分担という発想であれば一理あるも、米国の資金不足が理由とすれば対米追従である。如何なるコースを遁つても安全という保証はないので、安全対策につき対米せつしようを進めるべし」、社会党けん連の「半額負担だけでは問題の解決にならぬ」等のコメントを掲載している。

(丁)

外務省

ソカ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

130

電信写

- 大政事外外儀官
- 務務 典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀儀(人電厚計)
- 儀儀(文會給)
- 儀儀
- 國資長 参調折企
- 領移長 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 参北北保
- 中南
- 参一二
- 参西東洋
- 西東
- 近ア長 参審近ア
- 長 次総経國
- 長 参貿統
- 参政技二
- 國一理
- 参条協規
- 長 参政経科
- 長 参社専
- 参道内外
- 長 参情長文長
- 一二

総番号(TA) 2581 主管
 71年1月20日15時40分 3P 總 務 米地
 71年1月20日16時52分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去問題

第102号 平

往電第92号に関し

1. 建設局試案に関連するカテナ、チャタン両村は、何れも米側への提示後に開かれた村議会において同案反対決議を行なった。
2. 19日の記者会見においてヤラ主席は、「建設局案は主席の指示によって作成されたものであるが、りゅう政としての正式案は何れのルートとなるにせよ地元住民と立法院の意見をも考慮に入れてしん重に検討し早急に決定したい」旨述べた。
3. 行政府対策本部によれば、建設局試案により必要となる新港またはさんばしは完全撤去のあとに港の管理をりゅう政にかん元させるという条件で住民説得を行なつてはどうかとの意見も出ている由。(丁)

外務省

北米一課長
北米一課長
北米一課長

秘密標記 (赤色)

第 38 号

昭和 46 年 1 月 21 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

毒ガス撤去に關する日本政府派遣調査団写真集

引用公・電信
日付・番号

標記写真集 別添送付する。

付函添付 付函空便 (行) 付函空便 (DP) 付函船便 (貨) 付函船便 (郵)

本信送付先:

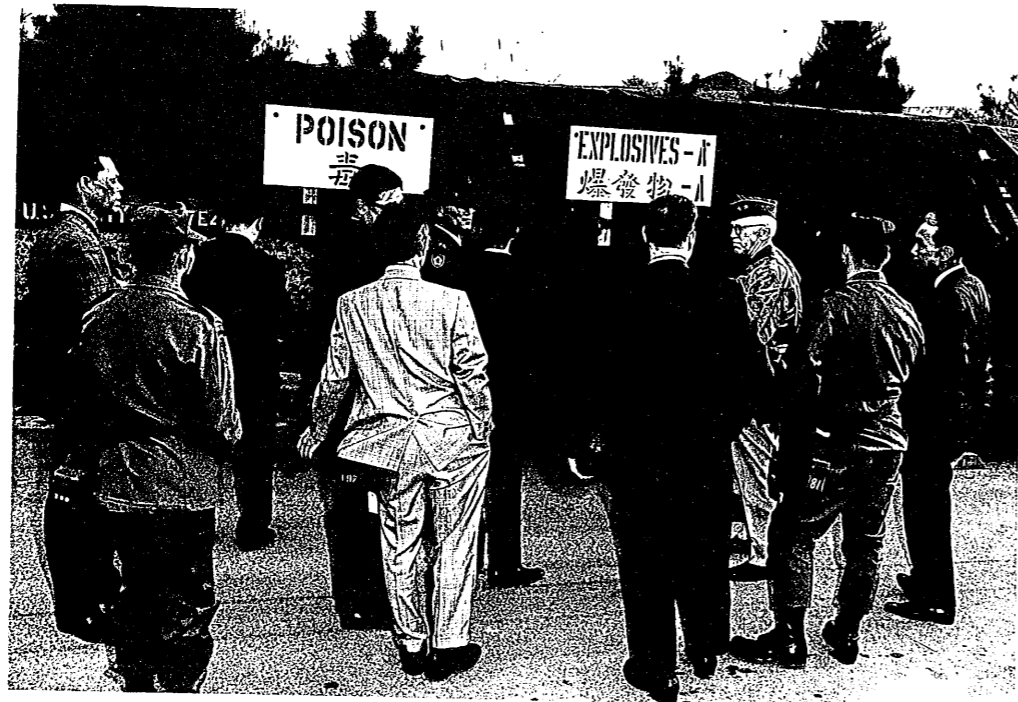
本信写送付先:

配付先:

他の調査員
ONTA, JDA
長助知事
三木一課長









アメリカ局長

参事官
参事官
北米一課長

秘密標記 (赤色)

回年勤 粉田
220 (22)

第 41 号
昭和 46 年 1 月 21 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
毒ガス撤去 (琉政招待専門家の調査
報告書送付)

引用公・電信
日付・番号 1月8日付往電サ35号

標記報告書3部別添送付す。

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (D.P) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

- 参事官
- 方
- 外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力大
- 局業務



GA-3-1

207 在外公館

子ONTA、JDA、長如教授
原生、中ノ原
1/26 送付済

琉球政府委託

毒ガス剤兵器移送に関する調査報告

1971年1月14日提出

△ 調査の方式

われわれは具体的に科学的、技術的点検と調査を行うために、対象を「本体」と「輸送体系」とに分け、そのなかに基本的な調査条項をつぎのように選んだ。

(1) 本体（毒ガス剤およびその容器）

- ① 移送するガスの種類を明かにする。
- ② 移送するガスの収められている容器の種類を明確にする。
- ③ 移送するガスの貯蔵年数を明確にする。
- ④ 移送するガスの容器の状態を点検する。
- ⑤ 移送するガスの輸送に対する積み込み方を調査する。
- ⑥ 万一事故発生時に際し「毒ガス」自体に対する対処方策を調査する。
- ⑦ 万一事故発生時に際し「人間および家畜」に対する対処方策を調査する。
- ⑧ 事故の二つの対処方策に就てそれらの準備状況を明確にする。
- ⑨ 毒ガス剤に対する検知器具などの整備状況を明確にする。
- ⑩ 米軍側は高度の専門知識を有する技術警備班を当らしめると述べているが、その内容について調査する。

(2) 輸送体系

- ① 輸送体系の調査をする。
- ② 輸送車輛の万全を点検する。
- ③ 安全運転の方式を点検し、それを守り得るかどうか調査する。

- ④ 万一事故発生時に於ける米軍側の救急・避難対策を点検する。
- ⑤ 気象条件の大きさの変化、例えば悪天候などに於ける米軍側の対策を調査する。また、輸送に最も適当な天候に関する明示を受ける。
- ⑥ 毒ガス剤輸送船に対する積み込み方を調査する。
- ⑦ 今回の毒ガス剤移送作戦の方式が、この一回に限って行われるものであるかどうかを調査する。

以上の調査条項に従ってわれわれは点検及び調査に従事した。

△ 調査の報告

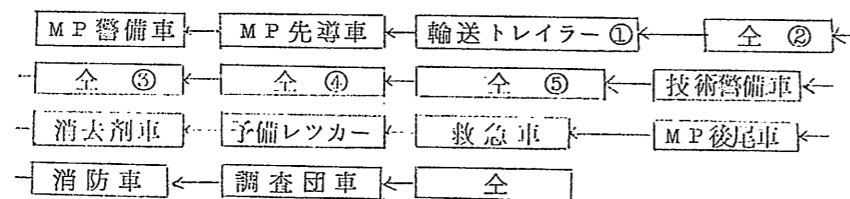
(1) 本体

- ① 移送する毒ガス剤はHD（マスタード・ガス剤）である。
- ② 移送する毒ガス剤の容器は155ミリ榴弾砲の砲弾であり、一発分の重量は96.28ポンド、弾体内に充填されている毒ガス剤は約10ポンドである。
- ③ 移送する弾砲の製造年度は1955年とされている。
- ④ 貯蔵されていた砲弾は特に異状は見出されなかった。
- ⑤ 砲弾をつみこんだトレイラー上には左右に約半インチの厚材をうちこみ砲弾のパッケージを固定し、さらに積載砲弾には12本のベルトをもって固定してあった。そのうえカバーとして天幕地がかけられ、3本のベルトで固定してあった。
この積載および固定方式は一応の整備が見られた。
- ⑥ 万一事故発生時に際しては(A)次亜塩素酸塩 (B)ジエチレントリアミンが消去剤として用意され、レッドハット地域（知花）、天願橋地域および輸送隊に準備されると説明された。
その量は(イ)レッドハット地域-----1万4千トン (ロ)輸送隊400ガロン (ハ)天願 3,000ポンドとされている。

- ⑦ 人間等に対する措置は「事故は発生時に於て処置し大事にはならない」ことが強調され、米軍側としては何ら措置方式を用意しないことを明かにした。
- ⑧ 従つて米軍側の消去剤の用意、輸送隊のガスマスク携行技術警備班の編成のほかは、広報車と輸送路警戒体制などに止まり、地域住民への対処措置は用意されないことが明かになった。
- ⑨ 検査用意には検知用紙と検査用スポイトが用意されている。
- ⑩ 本国に於て選抜された化学兵器の専門要員をもつて技術警備班が編成され、消去車輛も用意される。

(2) 輸送体系

- ① 輸送隊は一隊をつぎのように編成する。



- ② 輸送車輛の間隔は原則として10メートルをおく。
- ③ 制限速度を時速20マイルとする。
- ④ 輸送車輛の点検は入念に行い出発日の出発前に最終点検を行う。
- ⑤ 安全運転の経歴をもつドライバーを選んで当らせるむね言明があった。
- ⑥ 輸送隊の各車輛フェンダーには消去剤スプレーがとりつけられ、万一事故発生時には消去車が隊列をはなれて急行し消去作業に当る。警報は広報車などによつて伝えられる。
- ⑦ 輸送に当り最も適当な天候と気象条件は(イ)風の強くないこと。(ロ)大雨でないこと。(ハ)船積みのために波が荒くないことなどであり、第一回の輸送後でも大雨の場合は第二回の輸送を延期する。

- ⑥ 輸送隊は天願地域に到着後、待機地域に入つて待機し一車輛毎に栈橋の積込地域に入り、輸送船への積み込みを開始する。
- ⑦ 今回の毒ガス移送は一つのテストケースであり、同じ方式では第二回の移送は行わないこと、この方式は一回に限つて行われるものであることの言明があつた。

△ 討議の報告

現物および実地点検のあと、ヘイズ中將以下化学部隊スタッフとの討議に入り、つぎのことが指摘され、回答を得た。

- ① 今回の移送が150トンに限定されるのはなぜかとの質問に対し、ジョンストン島の受入施設がその程度しかまだ完成していないからの回答を受けた。
- ② 米軍側は安全確保にどのような態度をもっているか、との質問に対し、レアード国防長官は化学兵器の移送に関しては安全第一を指令していると説明された。
- ③ 米軍側の安全基準の資料の提出を求めたが、それに就ては回答を得られなかった。
- ④ 住民の安全対策については米側では何ら行わないことを再言明した。これは米側は絶対に事故の拡大はないとする立場からである。
- ⑤ VXの事故については詳細な回答があり、爆弾容器のピンホールからの滲出について認めた。しかし、実際に被害者は1名もなかったと言明した。
- ⑥ 化学兵器の知花への搬入については、ホワイトビーチから行ったことを明らかにした。

△ 結論

- ① HD砲弾は危険物であり、輸送には万全の対策が考慮されなければならない。

- ② そのためには危険物輸送のための100%の安全運転と輸送体系が整えられなければならないであろう。
- ③ 輸送路には係官のほか、医療班、消去剤を用意することが望まれる。
- ④ 危険物に対する安全対策は、危険予想地域住民の事前避難が最善であることは各種の軍事兵器実験が示している。これらの配慮が望まれる。
- ⑤ 本報告に基く現在および今後の問題は琉球政府の政治的判断に委ねられるものである。

田村三郎
小山内 宏
和気 朗
森 敏

琉球政府
委託

毒ガス剤兵器移送に関する調査報告

(7/14)

調査の方式

ゆわゆわは且八体的に科学的、技術的査検の調査を以て
うたため、対象を「本体」と「輸送体系」とに分け、そのなか
に基本的な調査を各項をつぎのように選んだ。

(1) 本体(毒ガス剤貯蔵容器)

① 移送するガスの種類を明かにする

② ガスの收められてゐる容器の種類を明確にする

③ ガスの貯蔵年数を明確にする

④ ガスの容器の状態を査検する

⑤ ガスの輸送に対する積込及び方式を調査する

⑥ 万一事故発生時に際し「毒ガス」自体に対する対処方
策を調査する

⑦ 万一事故発生時に際し「人間」の「応急措置」に対する
対処方策を調査する

⑧ 事故事の一の二の対処方策に就てそれらの準備状況を

明確にする。

⑨ 毒ガス剤に対する検知器具などの整備状況を明確にし
る。

⑩ 米軍側は高度の専門知識を有する技術警備隊を以て
しめると述べてゐるが、その内容について調査する。

(2) 輸送体系

① 輸送体系の調査をする。

② 輸送車輛の万全を査検する。

③ 安全運搬の方式を査検し、それを守り得るかどう
か調査する。

④ 万一事故発生時に於ける米軍側の救急・避難対策
を査検する。

⑤ 気象条件の大きさの変化、例えば悪天候などに於け
る米軍側の対策を調査する。また輸送に最も適当な天

- 候に與する明示を受けらる。
- ⑥ 毒ガス劑輸送船に對する積載方法及び式を調査する。
 - ⑦ 今回の毒ガス劑移送作戰の方式が、その一回に限つて終わ
れるものであるかどうかを調査する。

以上の調査二事項に従つてわかれわかれは点檢及び調査に従事
し。

▽ 調査の報告

(一) 本体

- ① 移送する毒ガス劑はHD(マスタード・ガス劑)である。
- ② 移送する毒ガス劑の容器は一五五ミリ榴弾砲の砲弾であ
り、一発分の重量は九六・ニ八ポンド、弾体内に充填されて
いる毒ガス劑は約一〇ポンドである。
- ③ 移送する砲弾の製造年度は一九五五年とされてゐる。
- ④ 貯藏されてゐた砲弾は特に異状は見出されなかつた。

⑤ 砲弾をつまんだトレイラー上には左右に約半インチの厚
材をうちよみ砲弾のバックゲージを固定し、さらに積載砲弾
には十二本のベルトをもつて固定してありつた。そのうえにカバ
ーとして天幕棚がかけられ、三本のベルトで固定してありつた。

この積載の方法及び固定方式は一発の整備が見られた。

⑥ 万一事故發生時に際しては(A) 次亜塩素酸塩 (B) ジエチレ
ントリアミンが消去劑として用意され、レッドハット地域(知世)、
天願橋橋地域および輸送隊に準備されること説明された。
その量は(イ) レッドハット地域、一五四トン (ロ) 輸送隊、四〇〇ガロン
(ハ) 天願橋の〇〇ポンドとされてゐる。

⑦ 人向等に際する措置は、事故は發生時に於て処置し、大車
にはなすまいこと強調され、米軍側としては何ら措置方法
を用意しなかつた。

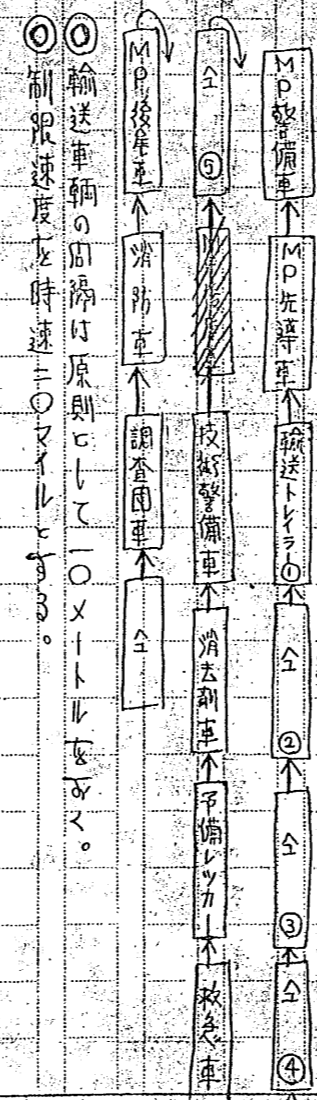
⑧ 従つて米軍側の消去劑の用意、輸送隊のガスマスク携行
技術警備隊の編成のほかに、広報車と輸送路警備体制を

に止まり、此域住民への対処措置は用意されることと明かにする。

⑨ 検査用具には検知用紙と検査用スポンジが用意されてい

る。

⑩ 本国内に於て選校で水圧洗浄機の車中要員をとりて、技師整備班を編成され、消去車輛も用意される。



⑪ 輸送車輛の間隔は原則として10メートルをみる。

⑫ 制限速度を時速30キロメートルとする。

⑬ 輸送車輛の点検は入念に行い、出発日の出発前に最終点検を行う。

⑭ 安全運転の経路をもつドライバーを選んで当らせる必要を言明する。

⑮ 輸送隊の各車輛にエンジンには消去剤をプレイスメントし、万一事故発生時には消去車が隊列を止めて急行し消去作業に当る。警報は広報車などによって伝えられる。

⑯ 輸送は当り最も適当な天候と気象条件は(1)風の強くないこと。(2)大雨でないこと。(3)船積みのために波の荒くないことなどであり、第一回の輸送後も大雨の場合は第三回の輸送を延期する。

⑰ 輸送隊が天願地域に到着後、待機地域に入って待機し、一車輛毎に検査の積込地域に入り、輸送船への積込みを始める。

⑱ 今回の毒がえ移送は一つのテストケースであり、同じ方式で

は第二回の移送は行われること、この方式は一回に限って行われるものであるとの説明があった。

▽ 討議の報告

現物の検査と実地検査のあいだ、ヘイズ中將以下化学部隊スタッフとの討議に入り、つぎのことが指摘され、回答を得た。

① 今回の移送は五トンに限定されるのはなぜかとの所員に対して、コロンネルの受入施設がその程度しかまだ完成していませんとの回答を受けました。

② 米軍側は安全確保にどのような態度をもっているかとの質問に対し、レオード国防長官は化学兵器の移送に際しては安全第一を指令していると説明されました。

③ 米軍側の安全基準の資料の提示を求めたが、それに対しては回答を得られませんでした。

④ 住民の安全対策については米側では何も行わないことを再度言明した。これは米側は絶対に事故の拡大はしないとすることを強調した。

⑤ VXの事故については詳細な回答があり、爆弾容器のピンホールからの漏出について認められた。しかし、実際には被害者は一名もなかったと説明した。

⑥ 化学兵器の知花への搬入については、ホワイトビーチから行く予定だと説明された。

▽ 結論

① HD砲弾は危険物であり、輸送には万全の対策が考慮されるべきである。

② そのための危険物輸送の法の一〇〇%の安全運転と輸送システムを整える必要がある。

③ 輸送路には保衛のほか、医務班、消毒剤を用意することが必要である。

④ 危険物に対する安全対策は、車上避難が最善であること
は各種の軍事兵器実験から示している。これらの配慮が望ま
れる。

⑤ 本報告に基き、現在および今後の問題は琉球政府の政治的
判断に委ねられるべきである。

田村 五郎

小川 宏

高橋 朗

青林 敏

吉田



「在沖縄米軍毒ガス移送作業の安全性確認のための
日本政府派遣団」の技術的検討事項について(報告)

内容

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| 1. | 化学弾薬の状態 | 1頁 |
| 2. | 弾薬庫地域内における安全管理 | 1 |
| 3. | 第267化学中隊 弾薬庫地域施設の構成等 | 2 |
| 4. | 輸送車両(トラク)への積載状態 | 2 |
| 5. | 輸送上の安全 | 3 |
| 6. | 積換地点における安全 | 4 |
| 7. | 安全基準 | 4 |
| 8. | その他 | 5 |
| 別紙第1 | 行動の概要 | |
| 2 | 知花弾薬テロ周辺概要図 | |
| 3 | (参考) 在沖縄有毒化学剤の性状等一覧表 | |
| 4 | (参考) 安全性確認のためのチェックリスト <事前準備資料> | |

昭和46年1月14日

技術的検討事項について

1. 化学弾薬の状態

当該化学弾薬は、「155ミリHD(マスタードガス)充填弾」で、弾薬庫内の貯蔵状態、陸上輸送準備間、移送実施間、及び積換作業間を通して観察するに高度の安全性を保持していることが判定された。

(1) 貯蔵状態

当該化学弾薬は、覆土式弾薬庫内に格納され、目視による検査の結果、良好な状態を維持し、内容物の漏洩等の原因となる変質、腐蝕等は全く観察されなかった。

(2) 本移送作業に関する安全の適否

移送作業が、通常の輸送手順に従って実施されるならば、漏洩、爆発等に起因する危険性は全くないことを確認した。

2. 弾薬庫地域内における安全管理

当該化学弾薬庫地域は、知花弾薬テポ内にも更に再区画された保安地域で、当該地域内における安全管理は、規則に従い次のとおり実施されていることを確認した：

(1) 化学弾薬庫地域進入時の手続

ゲートにおいて、所要の確認手続後、防護マスクを携帯しない者は、マスクを携帯させられ、第267化学中隊弾薬庫地域医務室において所要の問診及び健康状態確認が、衛生特技下士官によって行なわれる。退出時にもまた逆順の手続を行なう。

(2) 作業間の安全

ア. 各化学弾薬庫を開扉する場合、防護装備を着装した人員が、ウサギ2匹(各々別の巻)を先づ庫内に、一定時間置き異常の有無を確認する。

1. 作業実施向は規定の安全基準を遵守する。

(3) 応急処置

常時、作業を支援する応急処置体制を医務室に準備し、患者発生の際は更に後送・収瘡の手続きが整備されている。

3. 第267化学中隊 弾薬庫地域施設の構成及び装備器資材

(1) 医務室

衛生特技下士官を長とする数名の衛生特技者が勤務し、所要の応急処置用器資材、救出用呼吸具、酸素マスク、MIZAI人工呼吸具、解毒用薬剤等を保有し、その取扱に習熟している。

(2) 除毒施設

全身シャワー除毒室、汚毒被服洗滌設備は十分に整備されている。

(3) 防護装備品

防護被服は、非透過性防護衣(ワンピース型)、防護薬剤処理被服が準備され、各人の防護マスクと併せ、「グルー-A」毒物取扱時に使用されている。

(4) 検知装備品

M15A1, M18 各化学剤検知キット、及び VX 検知キットが準備され、現に沖縄に保有している有毒化学剤の検知が可能である。

(5) 検知用動物

検知用としてウサギを使用しており、飼育施設は、中隊施設として運営されている。

4. 輸送車輻(トレー)への積載状態

「155mm HD 充填弾」の信管を取外した弾薬(飛翔体)8発(4発×2列)を1パレットとし、上部及び底部にそれぞれ梱包用木板を当て、鉄バネで固定し、これをトレー床の上に固定材を使用して1段積みとし、更に化繊製OD色ベルト(5000ポンドの張力に耐えりと称す。)で固定、積載弾薬すべて

を覆え、OD色防水帆布で保護しあり、積載状態は堅確であった。

トレーラー床上的の上記パレット積載数は、第1車から第8車は各42パレット、第9車は41パレットの総計377パレット、重量はパレット荷姿として総計150米トンであり、米側の発表重量と合致する。
(算出基礎)

$$\begin{aligned} 1 \text{パレット (8袋梱包) の重量} &= 796 \text{ポンド} \\ 1 \text{米トン} & \text{は } 2000 \text{ポンド} \text{である故、} \end{aligned} \quad \begin{aligned} 796 \text{ポンド} \times 377 \text{ (パレット総数)} &= 300092 \text{ポンド} \\ 300092 \text{ポンド} / 2000 \text{ポンド} &= 150.046 \text{米トン} \end{aligned}$$

5. 輸送上の安全

陸上輸送に関する事項について技術的に検討を加え、その結果は極めて満足し得る状況であると判断された。

(1) 輸送梯隊の器資材

各種車輛及び安全確保のための準備器資材、除毒器資材等は極めて良好な機能を具備していた。

(2) 道路

使用経路の道路は、表面、幅員、線型、及び勾配 どれも適当であり、安全運行を阻害する要因は全くない。

(3) 交通規制等

計画文書の技術的検討及び予行の実地点検から、交通規制の諸条件、即ち交通統制要員の配置、輸送梯隊の指揮連絡、速度制限、車両距離、空地連携等は万全の態勢が整備されていた。

(4) 指揮連絡

知花弾薬テポ、第196武器大隊本部に、指揮統制作戦センター (Command Control Operation Center) を設定、沖繩米陸軍司令部及び天願棧橋通信統制センター (Communication Control Center; 大型移動通信指揮車を使用) 並びに輸送指揮官車及び輸送梯隊統制ヘリコプターとの間に多所1系の無線電話通信網を構成。更に別機種による副通信手段を各々配置し、状況の変化に应付する態勢を完備していた。

なお、通過時間のチェックは、築地 (IP)、キャンプヘイグ前、13・14道交叉点、着地 (RP) において実施し

得る態勢を整えていた。

6. 積換地帯における安全

天願棧橋におけるトレーからの卸、積載船ロビン号への荷積み作業に関して技術的に検討を加え、その結果は極めて満足し得る状況であると判断された。

(1) 除毒所

棧橋上に除毒所を開設、緊急時の棧橋及び積載船に対する除毒態勢を完備していた。

(2) 衛生救護班

人員の傷害発生の際の対策は十分であった。

(3) 技術警護班

所要の技術基準を有する作業に対し、完全な処理作業を遂行し得るよう配置されていた(棧橋上及び積載船上)。

(4) 弾薬監視検査要員

棧橋上における積換作業時の弾薬の状態を適時に検査し得るよう配置されていた。

(5) 米沿岸警備隊チーム

積載船上において、船積の関する指導を実施し得るよう船上に配置されていた。

(6) 消火等の処置

不時の発火の際の処置は、タグボート等により対処し得るよう配置されていた。

7. 安全基準

危険物の移送に関しては、米本国においてモ輸送規制法令により厳格な規制がなされている。

5
本撤去作業は、将来の更なる高毒性の化学剤撤去の際の諸条件を第一級の考慮し計画されたものである。即ち、米本国における危険物の分類から、今回のHDは、GB, VX等の神経剤とともに、「グループA」の分類に属するもので、その取扱、輸送、貯蔵はすべて同一の基準によって安全を確保するよう規定されている。

安全に関する技術的検討によって、化学弾薬庫地域、輸送梯隊の編成、道路、栈橋地区及びこれらに付随する諸条件は、必要かつ十分な安全上の考慮から計画されているものとの結論を得、かつ、実際の移送作業中においてもこれが立証された。

因みに、米国の法令を調査するに、

州際通商委員会 (Interstate Commerce Commission) 規則

爆発物輸送法 (Transportation of Explosives Act)

合衆国沿岸警備隊 (U.S. Coast Guard) 規則

により、本移送中の諸作業は規制されているが、今回は更なる公衆衛生局 (Public Health Service) 長以下の国防省以外の学識経験者を含めた委員会によって提案された示唆を全面的に受容し、1回の輸送化学剤量も、米本国における場合よりも少量としていることである。

8. その他

(1) 部隊の練度

移送作業に従事する部隊の隊長以下に面接し、状況を把握するに、何れも高度の技術基準を保持し、隊規厳正、士気旺盛と判定された。

(2) 気象観測

対象地域内の天原栈橋を含むカ所において、米軍は局地気象 (風向、風速、気温、予報) 観測を実施し、データを指揮統制作戦センターへ送付し、緊急時の状況判断の資といた。

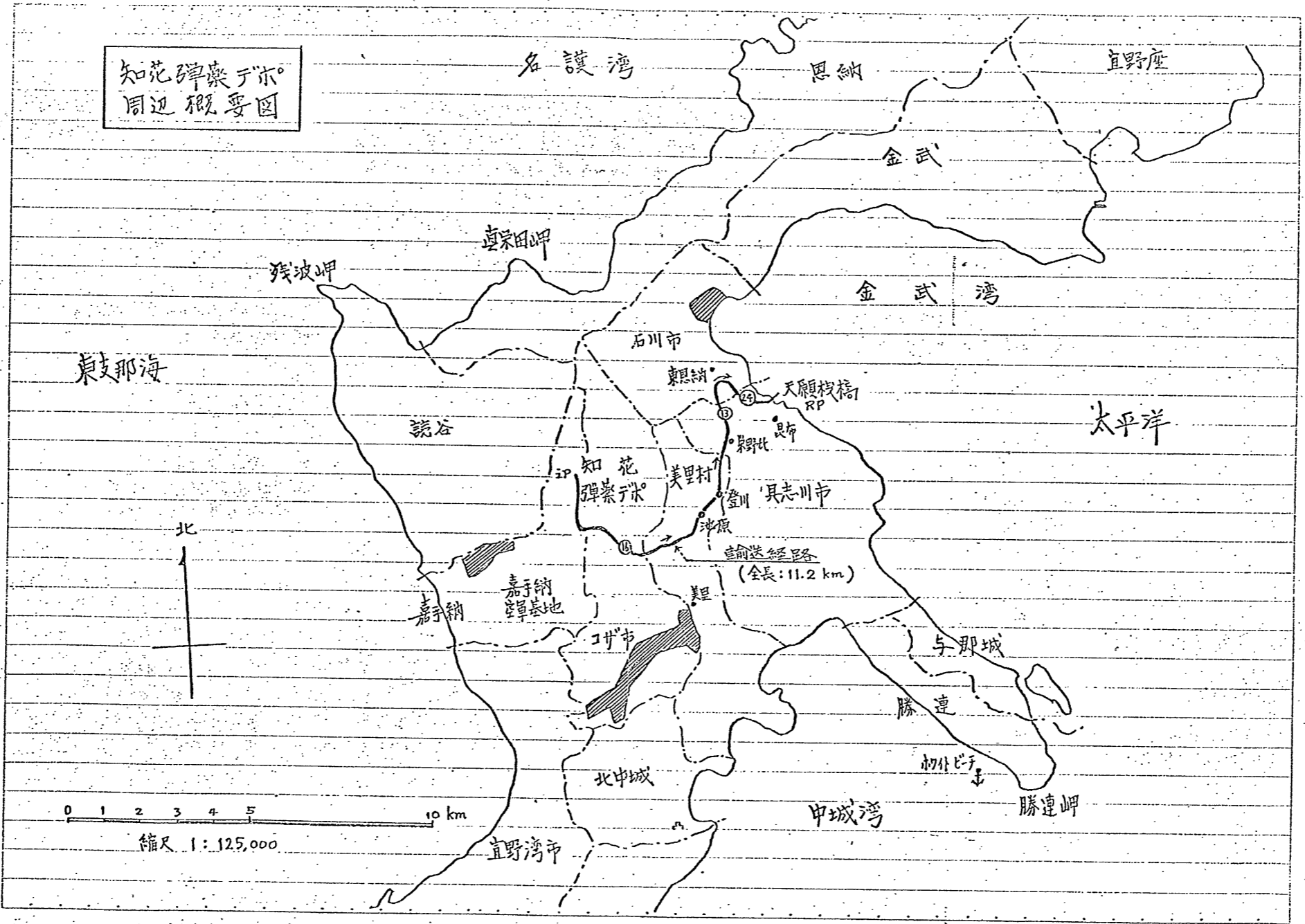
46. 1. 14.

行動の概要

| 日 | 時 | 0700 | 0800 | 0900 | 1000 | 1100 | 1200 | 1300 | 1400 | 1500 | 1600 | 1700 | 1800 | 1900 | 備考 |
|----|--------|------|------------------|------|-----------------|----------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 1月 | 8日(金) | | 乗機 (1-2247便) 那覇着 | | 屋良主席表敬 及記者会見 | 加藤沖経事 務局長表敬 | 高瀬大使表敬 及記者会見 準備委員の打合せ | 米政府防衛 省表敬 | 米政府防衛 省表敬 | 米政府防衛 省表敬 | 米政府防衛 省表敬 | 米政府防衛 省表敬 | 米政府防衛 省表敬 | 米政府防衛 省表敬 | |
| | 9日(土) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10日(日) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11日(月) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12日(火) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13日(水) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14日(木) | | | | | | | | | | | | | | |

注. 田辺团长及千葉北米第1課長は、残留。

知花弾薬工廠
周辺概要図



(参考)

在沖縄 有毒化学剤の性状等一覧表

今回搬出されたものはマスタードの充填弾は155H砲弾150トンであり、沖縄には、また VX, GB, HD が、1トンコンテナ入り、115ミリロケット弾、各種砲弾、地雷等の形で約1万3千トン(容器等を含んだ重量)貯蔵されている。

| 区分 \ 種類 | VX | GB | HD (マスタード) |
|---|----------------|------------------|----------------|
| 1. 分類 | 神経剤 | 神経剤 | blister 剤 |
| 2. 半数致死量 (LD ₅₀) (mg·min/m ³) | 約 10 (休息中のもの) | 100 (休息中のもの) | 1,500 (吸入) |
| 3. 半数不能量 (ID ₅₀) (") | 約 7 (") | 75 (") | 200 (目に対する傷害) |
| 4. 20°Cにおける状態 | 液体 | 液体 | 液体 |
| 5. 凍結温度 (°C) | | -56 | 14 |
| 6. 沸点 (°C) | 極めて高い | 147 | 228 |
| 7. 揮発度 (mg/m ³) | 3~18 (at 20°C) | 16,800 (at 25°C) | 610 (at 20°C) |
| 8. 比重 (g/ml) | | 1.09 (at 25°C) | 1.27 (at 20°C) |
| 9. 臭 | なし | 豚ん臭となし | にんじ |

| | VX | GB | HD (マスタード) |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------|
| 10. 作用速度 | 速い | 極めて速い | 極めて遅い。 |
| 11. 防護方法 | 防護マスク・防護衣服 | 同左 | 同左 |
| 12. 安定度 | | Pureのものは安定 | 鋼鉄容器内で安定 |
| 13. 除毒剤 | 高度さらし粉, さらし粉乳剤 DANC, DS-2. | アルカリ類, さらし粉乳剤 DS-2, 次亜塩素酸塩 | さらし粉, 次亜塩素酸塩 DS-2 |
| 14. 色 | 無色 | 無色 | 淡黄色 |

(参考)

安全性確認のための Check List

別紙第4

46. 1. 7.

| 区 分 | 査 検 項 目 | ○ × | 対 策 等 |
|---------------|--|-----|-------|
| 1. 有毒化学剤について | (1) 剤の種類は。 (2) 数量は。 | | |
| 2. 資材の状態 | (1) コンテナは真用容量であるか。 (2) 弾薬の場合、火薬部分は除去されているか。 (3) 容器、弾薬の外観の強度は十分か。 (4) 容器、弾薬に腐蝕、劣朽の状態はないか。 (5) 気密性であるか。特に蒸気収束等の漏洩のおそれはないか。 | | |
| 3. 積荷、積載の状況 | (1) 資材の転倒、衝突等防止する処置は十分なされているか。 (2) 積載面の標識は合規のものか。 (3) 除染剤の準備は適切か。 (4) 警成員の配置は適切か。 | | |
| 4. 輸送の状況 | (1) 経路選定は適切か (輸送途上における危険性の検討)。 (2) 交通規制、道路規制は適切になされているか。 (3) 住民に対する事前通知は適切になされているか。 (4) 輸送梯隊の速度規制、車間距離は安全を考慮しているか。 (5) 輸送時間は適切に選定されているか。 | | |
| 5. 卸下及び積換えの状況 | (1) 作業者の安全は確保されているか。(防護・除染等の準備) (2) 警戒は適切か。特に holding area に対する処置 (3) 積換え作業は安全か。 | | |
| 6. 陸上輸送経路の諸体制 | (1) 指揮・統制・連絡の系統は明確かつ有効であるか。 (2) 警告・警報組織、住民の伝達方式は適切であるか。 (3) 統制所、規制所の配置及び運営は適切か。 | | |

7. 事故対策
(重複 check も考慮)

【Ⅰ】事前の対策

- (1) 容器は事前に点検されているか。
- (2) 漏洩のおそれある容器の処置は適切になされているか。 N/A, O, X
- (3) 除染剤の準備は適切か。
- (4) 検知手段は適切か。

【Ⅱ】輸送途上の事故
(発生の場合)

- (1) 事故発生車両及び「渗出部(路上を含む)の処置は適切か。
- (2) 付近住民への指導は適切か(避難誘導, 防護等)。
- (3) 除染作業は適切か。
- (4) 除染後の効果確認は適切か。
- (5) 住民に対する広報, 周知徹底は適切か。

【Ⅲ】卸下, 積換時の事故

- (1) 事故発生容器の処置は適切か。
- (2) 上記【Ⅰ】項「点検項目」を適用のこと。

【Ⅳ】傷者処置

- (1) 住民傷者(発生すれば)に対する救護は適切か。
- (2) 輸送梯隊 傷者に対する救護は適切か。

作成 防衛庁陸上幕僚監部化学課器材班

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

120

- 大政事外務省
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長
- 備録人電厚計
- 備録文書管給
- 参調折企
- 参領旅移

総番号(TA) 2701 主管
 21年1月21日 15時40分 本 省 着 米北
 21年1月21日 17時18分 本 省 着 米北
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第107号 略

往電第98号2。(イ)に関し

1. オオシロ主席秘書に右主席発言の真意を確めさせたところ。オオシロは、「当該発言は弁務官が主席に説明した際のことを述べたものと思いが、その際の弁務官の真意は、暴動ちん庄用の通常の備るい弾等は別として、致死性及び非致死性のガスは撤去するとの趣旨であつた。この点主席発言に誤解を生ぜしめる部分があつたと思う」旨述べた。

2. 当地米側筋でも、米軍が備るい弾等を含む一切のガス弾を撤去すると言質を主席に対し与えた事実はないとしている。

(了)

- ア 参地中東
- 長 北東西
- 参北北線
- 中 参
- 参西東洋
- 西東
- 近ア 参参近ア
- 長 次総経国万
- 長 参参統
- 参政技二
- 国一理
- 参参協規
- 長 参政経科
- 参社専
- 参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

195

- 大政事外務省
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長
- 備録人電厚計
- 備録文書管給
- 参調折企
- 参領旅移

総番号(TA) 2822 主管
 71年1月21日 17時30分 申 緬 着 米北
 71年1月21日 17時01分 本 省 着 米北
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第108号 略

往電第107号に関し

1. 20日りゆう政トミカリ総務局長の立法院軍関係特別委における答弁要旨次の通り。

(イ) 第1次移送の避難住民の休業補償は、要求があれば検討する。

(ロ) 撤去作業関係経費(調査団経費、通信、交通費など。ただし、警備費は含まず)は目下集計中。約3万ドルと推計され全額米側に要求方検討中。

(ハ) (カテナ基地内通過の建設局試案について行政府の責任追及に対し)この案は対策本部の議題になつていない。行政府としての結論は今月末か来月早々までにまとめた。

2. 同特別委に同席したウエサト対策室長が21日ニツタに内話したところ次の通り。

(イ) 休業補償については、地元からの要求待ちで現時点で具体的な案があるわけではない。

- ア 参地中東
- 長 北東西
- 参北北線
- 中 参
- 参西東洋
- 西東
- 近ア 参参近ア
- 長 次総経国万
- 長 参参統
- 参政技二
- 国一理
- 参参協規
- 長 参政経科
- 参社専
- 参道内外

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(ロ) 諸経費について13日現在の集計で約2万7千ドル。追加分を見込んで一応3万ドルと報告した。米側にはまだ正式に諸経費の支弁を要求していない。

(丁)

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

31

大政事外外僑官

事務次長 典房 電信写

臣官官審審長

機機人電厚

機機文会営

機機文会営

機機文会営

国資長領移長

参調析企

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

参領旅移

総番号(TA) 2999
 71年1月22日13時35分 種 種 種
 71年1月22日14時16分 本 省 省

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

毒が不撤去

第113号 甲

経電第108号に因り

21日具志川市議会付第2次以降の移送は天願軍港を便用するに反対する決議を採択した(搬送ルートに代案には触れていない)。同決議は22日外務官、参事、立法院議長等に手交される。

(3)

近ア長

参審近ア

次総経国

次総経国

参留航二

参政技二

国一理

参参協編

参参協編

参政経科

参政経科

専社専

専社専

参道内外

参道内外

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

111

- ソカ
- 大政事外外務官
- 事務次官
- 典房
- 臣官官審審長
- 備給人電厚計
- 備給文会營給
- 國資長
- 参調析企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 長 参北北保
- 中南審
- 参二
- 参西東洋
- 長 西東
- 近ア長
- 参書近ア
- 次総経国万
- 長 参質統三
- 参政技二
- 国一理
- 参領協程
- 長 参政経科
- 長 参道内外
- 長 参道内外
- 長 参道内外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 8042
 79年1月22日 19時50分 津 港 発 著 米北
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第115号 略 至急

往電第113号に関し

22日ナヘ及びカテナ基地高官筋はフクザワに対し、「第1次移送の際に1部海兵隊が避難したとの流言があるが、右の事実無根である。調査したところ、移送早朝キャンプ。ヘーグからカテナ基地經由300ないし400名の一時的着ちゆう海兵隊員 (TRANSIENT MARINE) が通常 (ROUTINE) の移動を行なったこと及び同日の朝キャンプ。シールド (客年くれに改称。旧名キャンプ。キンサ) から海軍の CONSTRUCTION BATTALION がホワイト。ビーチへ工事作業のためのサンゴほりに赴いた事実があつたことは判明したが、何れもどくガスとは何ら関係がなかつた旨述べた。

(了)

- ソカ
- 大政事外外務官
- 事務次官
- 典房
- 臣官官審審長
- 備給人電厚計
- 備給文会營給
- 国資長
- 参調析企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 長 参北北保
- 中南審
- 参二
- 参西東洋
- 長 西東
- 近ア長
- 参書近ア
- 次総経国万
- 長 参質統三
- 参政技二
- 国一理
- 参領協程
- 長 参政経科
- 長 参道内外
- 長 参道内外
- 長 参道内外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 8055
 79年1月22日 17時55分 津 港 発 著 米北
 79年1月22日 20時46分 本 省 着 著 米北
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去 (米側感觸)

第116号 極秘 至急

貴電米北/合第270号2。に関し

クラーク民政府渉外局長に対し、22日冒頭貴電のラインにより米側の感觸を打しんしたところ先方の述べたところ下記の通り。

(イ) 第2次以降のはん送の問題について日米間の緊密な連絡がかん要なることは言をまたず、GRIとの直接のせつしようの任に当る民政府としても十分留意したい。

(ロ) 米側としてはルートにつきGRIが自主的に最終案をまとめて来れば、メリット。ベースでこれを前向きに検討するとの基本的態度であり、これにはGOJも異存がないことと思う。ピアーの新設を要するルートは工費と工事期間の点で現実に非ず。弁務官が山中長官に述べたようにチパナーちよ水ちう回一民有地經由一東オンナーてんが んピアーのルートが相対的にもつとも現実性があるものと考えていたが、グシカワ市議会がてんが んピアー使用の一切のルート反対の決議を採択したため暗うんを生じた感が

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ある。若しGRIがこの決議にかかわらず、関係市ちよう村の説得に乗り出しこれに成功すれば、米側としてワシントンの工費についての確約は未知数であるとしても真けんこれを取上げて検討することになるのではないか。

(ハ) すべての他の可能性が消えれば第1次のミサト。ルートにもどらざるを得ないが、避難計画が完全に実施されれば住民が納得するや否やも甚だ危ふやでありこのルートはグルーミーと言わざるを得ない。全く仮定の話であるが、GOJが避難費用を負担するようなことになっても、今後のはん送回数から考えて/回3万ドル程度というGRI試算でははん出完了まで負担がきよ額にのぼることは必至であろう。UBGとしては避難の必要性がないという立場をとっている以上かかる費用負担にはもともとなじまない。

(ニ) 因みに第1次の費用3万ドルうんぬんについては未だ米側としては関知していないが、確認された安全性に基づき既存のルートを使って運び出したわけであるがら上述のようにちようじりが米側にまわって来る筋合いはないと言ふべきである。

(了)

外務省

極秘

- ソ文ヒ
- 大政事外外機官
- 務務、典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀儀人電厚計
- 儀儀文会管給
- 儀儀
- 国資長
- 参調折企
- 儀儀
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北東西
- 参北北保
- 参一三
- 参西東洋
- 参西東
- 参
- 参参近ア
- 次総経国万
- 参参統国
- 参参技二
- 参参協親
- 参参経科
- 参参社専
- 参参道内外
- 参参文長
- 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(FA) 5030
70年1月26日15時15分 314 綴 発着 72
70年1月26日18時03分 本 省 着

外務大臣殿 参領旅移 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去

第126号 平

往電第115号に関し

イシカワ市議会は、25日「安全対策が確立されないまま第2次以降の移送コースが市内を通り、また、デンガンさんばしを使用することに強く反対する」旨の決議を採択し、右決議文を弁務官、主席、立法院議長あて送付することを決定した。(東オンナはイシカワ管内である。ああ、今バチからちよ水ちう回後經由する民有地部分はグシカワ管内。)

(了)

(字 手 交 済 21:00)

外務省

ソカヒ

大政事外外備官

事務次長 典房
大臣官舎長 兼 参事 長
総務課長 兼 参事 長
秘書官 兼 参事 長

調査課長 兼 参事 長
参事 長
参事 長
参事 長

参事 長
参事 長
参事 長
参事 長
参事 長
参事 長

参事 長
参事 長
参事 長

参事 長
参事 長
参事 長

参事 長
参事 長
参事 長

参事 長
参事 長
参事 長

参事 長
参事 長
参事 長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

246

電信写

総番号 (TA) 3670
 71年 1月 26日 12時30分 津 純 発
 71年 1月 26日 20時26分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 高野大使 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわにおけるどくガス事故

第130号 略 至急

往電第128号に関し

弁務官報道調整官グレッグ大さは、26日三木に対し、1969年7月8日のどくガス事故に関し内話したところ要旨次の通り。

1. 1969年7月22日国防省発表以上のことを述べることはできない。
2. ヘイス少将が、1月9日りゅう攻招請チームの本件に関する質問に対し、応答したところ次の通り。

(1) チバナ弾やくとて化学兵器の保全作業の際、外かくのペイントがはげているのを発見し、修復の作業を行なった。

(2) 当該兵器は、FILL PLUGをつめて、その上を更によろ接してあつたが、FILL PLUGの付近のピン・ホール(専門用語でなく小さなあなの意)から少量のえきがもれる状態にあるのを発見した。

(3) 上記に対し、両たんにあなをあげ、かた方から中和

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ざいを入れ、一方から除どくされた化学ざいを流出させて処理した。

(4) 同作業場には、24名が作業中であつたが、念のため全員検しんを行ない、内4名に対してはTREETMENT(注射)を行なつた。入院者はなく全員よく日から平常勤務にもどり、後遺しようはかいむであつた。

(5) 同兵器の種類、形状、容器等については、国防省の許可を要し、発表できない。

アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参事官

参事官

北米第一課長

四半長 参事官 北米第一課長

第 45 号
昭和 46 年 1 月 25 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名) 「化学兵器の貯蔵及び輸送に関する
安全基準」の送付

引用公・電信
日付・番号 1月7日付往信オ8号

米軍発表による標記安全基準和文テキスト
3部別添送付す。

付添添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

要処理
首席参事官
南方
渉外調査
海業
航空
科学協力
建設
調査
力子夕
局事務



GA-3-1

293

在外公館

手
ONTA, JPA, MOW, 野登 (2/2 野登付)

化学兵器の貯蔵及び輸送に関する安全基準

1. 概 要

ある化学薬剤及び危険な化学製品の取扱いには常に危険が伴なうので、安全基準に則する特別の指示が必要である。化学薬剤及び危険な化学製品の取扱いはあつては、安全計画の立案、調整及び監督に責任を有する一組織体に特定の個人を任命することによつて高度の安全性を確保することができる。

- ㉑ 責任：一つの貯蔵所の部長又は二個以上の部隊からなる場合は、施設の司令官が安全基準を設定し、実施する責任を有する。一つの指定された作業隊又は班にあつては、先任将校、下士官、陸警隊の民間人責任者が関係要員に安全基準の細則を順守させるべき責任を有する。

- ㉒ 訓練：化学薬剤及び危険な化学製品の取扱に従事するすべての要員は検知器を用いて化学薬剤の有無を察知する方法、要員自身及び他の人が化学薬剤により中毒症状を起したか否かを認知する方法、応急処置、防護服及び防護マスクの正しい着け方、並びに緊急の際に必要な特殊用具の使用法に就いて特別の訓練を受けるべきである。要員に対しては、防毒マスクを着ける時空気が入らないようにびつたり着けられるよう、毎日出勤前に顔をきれいにそろよう指示すべきである。化学薬剤及び危険な化学製品の取扱に際し、注意を怠る者に対して起り得る結果を説明した教育計画を通して安全性の問題に対する要員の協力を得ることができらる。

- ㉓ 監督要員：監督要員は化学薬剤及び危険な化学製品を取換えるよう、又緊急の際、正しい措置をとれるよう十分な訓練を受けるべきである。

- ㉔ 安全計画：安全計画の立案及び実施は、化学薬剤及び製品を取扱う施設における危険を系統的に捕獲し、かつそれを軽減するためである。安全計画には三つの主要危険、つまり火災、汚染及びサバタージュを予備として訓練に訓練を行なうべきである。

e. 災害対策： 災害発生の場合に執るべき計画の作成は各部長の責任とする。この計画には、人身被害、財産損害を軽減するための措置及び原因と結果に関連する証拠を保全するための措置を含めるべきである。

2. 安全のための一般的予防策

要員が化学薬剤を入れたコンテナの取扱に従事する場合は、これ等要員に対して次の一般的安全策を遵守するよう指示すべきである。

① a. 貯蔵グループAの化学薬剤： Aグループの化学薬剤の取扱にあたっては、漏出が起こった時、又その恐れがある時は常に不浸透性の完全な防護服を着用すべきものとする。十分の水量のシャワーはいつでも用意されていなければならない。建造物又は地域が汚染されていることが確認された後、要員は少なくとも次に掲げる防護服を着用しなければならない。

- ② (1) ナチル合成ゴム製の長靴
- ③ (2) 長靴の最上部をかいく程度の大きさのナチル合成ゴム製エプロン
- ④ (3) ナチル合成ゴムの手袋
- ⑤ (4) 特殊目的を持った又はM17系の防護マスク
- ⑥ (5) 汚染されていないカバーオール（上衣とズボンが一組になった仕事着のこと）、肌着及びソックス。雇人の物では用をなさない。官給品を着用すること。

b. 貯蔵グループBの化学薬剤： グループBの化学薬剤を入れたコンテナを取扱うにあたっては、要員はすぐ使用できる防護マスク及び救急用具を保持しなければならない。流動体（液状）の煙を取り扱うときはゴム製エプロン、ゴム長靴及びゴム手袋も必要である。

g. 貯蔵グループOの化学薬剤： グループOの化学薬剤を入れたコンテナを取扱うにあたっては、要員はすぐ使用できるドラムカンの水、その他消火器及び救急用具を保持しなければならない。

d. 貯蔵がループロの化学薬剤：ループロの化学薬剤を入れたコンテナを取扱うにあつては、要員はすぐ使用できる消火器及び救急用具を備えなければならぬ。

e. 腐食性の液体：腐食性の液体又は酸性の化学薬剤を入れたコンテナを取扱うにあつては、要員はゴム長靴、ゴム製エプロン、ゴム手袋及び保護メガネを着用すべきである。防護マスク、ドラムカン（複数）の水及び救急用具は直ぐ使用できるようにしておくこと。

f. 腐食性の固形体：腐食性の固形体を入れたコンテナを取扱うにあつては、要員はゴム長靴、ゴム製エプロン、ゴム手袋及び保護メガネを着用すべきである。防護マスクと頭布、ドラムカンの水及び救急用具はすぐ使用できるようにしておくこと。

3. 防 火

防火は火災の原因を察知し、それを排除する措置、火災を防ぐ安全措置、火災が起きた場合、それを出火場所に限り止める手段を対象としたものである。これによりして次の要因を考慮すべきである。

a. 貯蔵所のレイアウト：貯蔵所は最も可燃性の少ない物質しか存在しない地域で防火用水の便利な防火帯にレイアウトすべきである。貯蔵所は、気候の暑いとき太陽の直射光線さえさざる何等かの保護措置を講じなければならぬ。可燃性の高い化学薬剤は、他の化学薬剤とは別々に貯蔵すべきである。

b. 消火用具の設置場所：消火用具の設置場所は、貯蔵地域全域にまたがって便利な場所に設けられるべきである。同設置場所は暗闇の中でも容易に識別できる発光ペンキでつきりしるしをつけるべきである。各設置場所には火災報知器、数値の柄の長いシヨベル、一山の砂、バケツ、水の入った容器を備えなければならぬ。水の入った容器は定期的に調べ、常時水を一杯に満たすようにする。ひどく寒い時期には水が凍らないように塩のような不凍剤を水に加え、凍結を防ぐこと。バケツはさびないようペンキを塗ること。

o. 喫煙所： 喫煙地帯から適当な場所に喫煙所を設けること。

d. 火災報知装置： 十分な火災報知装置を設置すること。

e. 給水： 吸込みホース付の消火器を使用する場合、便宜な場所に大きな貯水施設が設けられていなければならない。

f. 消防標識： 消火夫が、ある地域に現存する危険の程度を確認することを助けるため、特定の貯蔵地域には公認された火災標識を設けること。

g. 直射日光からの保護： 山積みされた化学薬剤のコンテナに対しては、太陽の直射光線から防ぐ保護措置を講ぜなければならぬ。その上端と下部には逆風をよくするため十分な隙間を設けることが肝要である。

h. 構内管理： 油のしみこんだぼろ切れや塵埃を入れるため、便利な場所にふた付き耐火性あきかんを置くこと。揮発性可燃性の液体は密閉して保存すること。燃えやすひひきは堆積しないこと。

4. 消防計画： 消防計画書を作成し、便利な場所に目立つように掲示すること。この計画書には、火災警報とその解除の信号、要員の任務の割り当て、火災が発生した時連絡する上級司令部やその他の関係当局、及び必要に応じて力を求めることのできる機関を表示し、かつ、その他すべての関連事項を記載すること。

4. 液体汚染に対する安全措置

発泡性薬剤は神経性薬剤と別々の地域に貯蔵し、又他のすべての化学薬剤とも異った地域に隔離して貯蔵すべきである。神経性薬剤の貯蔵所は、できればサイクロン型フエンスで包囲し、常に防護に整備すべきである。次の安全策を遵守すべきである。

a. 掲示、危険地域は標識その能の方法で正しく表示すること。

b. 駐車場： 駐車場は風上に指定すること。

c. 衛生施設とシャワー： 衛生施設とシャワーは風上に設けること。

d. 要員のための毒消去所： 毒消去所及び更衣所は、風上で居室のよい場所に設けること。 非常用毒消去所は貯蔵地域内に設け、水と石けんを準備しておくこと。 汚染された防護服から毒を消去し中和する準備を怠ること。

e. 毒消去用材料： 毒消去用材料及び器具は、貯蔵地域の周辺の便利な所に配置すること。

f. 処置箱： 化学薬剤や汚染されて浸透できないコンテナを処理する地域を指定すること。

g. 予備ストッキング： 非常用として防毒マスクとその筒とライター、衣服、毒消去剤、及び救急医薬品の予備を十分備えておくこと。

h. 総服と用長の点検： 要員は貯蔵地域に入る前に、防護服及び用具を着用しているかを確かめるため点検を受けなければならない。

1. 神経性毒剤の貯蔵に対する特別注意事項： 前記のa項からh項に列記した安全策を守るほか、次に述べる措置も順守すべきである。 なぜなら、神経性毒剤は液状と霧状で人体に危険を及ぼすから。

5. 霧状の危険に対する安全対策

a. 神経性毒剤は液状汚染で人体に危険を及ぼすほか、霧状汚染でも重大な危険を及ぼすので、この種の毒剤を貯蔵している地域では特に次に述べる安全対策を適用する。

a. 探知器： 貯蔵地域内でa. 神経性毒剤の霧状汚染を検知するため十分な数の探知器を配備すること。

b. 要員： 要員は神経性毒剤の貯蔵地域に単独で入ったり、又は作業中単独で行動することを禁じられている。 切傷や擦傷のある者は、貯蔵地域で作業に従事する前にこれらの傷が十分に手当を受けているかを確かめるため医療要員の検査を受けること。 一日の任務が終了と、要員は直ちに神経性毒剤による中毒症状の有無を確かめるため、賢者ある技術員から身体検査を受けること。

それから入浴又はシャワーを浴びてから衣服を着がえること。 神経性薬剤による中毒症状が起これば、その室に直ちに応急手当てを施し、すぐ病院に移すこと。 又軽度の汚染にさらされた者は、直ちにその症状を現わさないので、第一回の検査から2時間後に、再び検査を受けることが望ましい。

o. 防護用具と救急器具： すべての要員は貯蔵地域に入る前に防護用具や救急器具を持っているかどうか、又、その使用法を理解しているかどうかを確かめるため検査を受ける。

d. 汚染に曝される状態： 神経性薬剤の貯蔵地域では、汚染に曝される人数と時間を最少限度にとどめるべきである。 通常の倉庫管理業務に不必要な仕事はこの地域内では行なわれるべきではない。

e. 防護マスクの筒とフイルターを取替える基準： 各部隊や機関が作成した安全作業規定書には、防護マスクの筒とフイルターを取替える回数の規定すること。 フイルターと筒は次のような組合取替えなければならぬ。

- (1) 血液をおかす化学薬剤に接触した場合（この種の化学薬剤は一度接触すると、防護マスクのフイルターと筒を故障させることもある）
 - (a) 水に濡した場合
 - (b) 明らかに破損、又は古くなつた場合
 - (c) 激しい呼吸困難を感じた場合

f. 飲食及び喫煙： 要員は貯蔵地域で、物を食べたり、飲んだり、かんだり、又煙草を吸つたりすることが禁じられている。 貯蔵地域を出て後に要員は汚染の検査を受け、必要に応じて薬の除去を受け、かつ食事の前に手や顔を洗わなければならない。

g. 風向及び風速指示計器： 風見用の吹き流し又はその他の風向指示器は、化学薬剤の処理場、及び移動地域又はその他貯蔵地域の適切な場所に設置すること。 又風速指示器も添えること。 これらの指示計器が設置されていない場合に備えて、要員は風の方角や速度を判断できるように訓練を受けなければならない。

6. サボタージェユ対策

サボタージェユの可認性を軽減するため、次のような安全対策が講ぜられなければならない。

a. 警備員又は歩哨兵： 警備員又は歩哨兵を1日24時間貯蔵地域に配置し、神経性薬剤の貯蔵地域から約300メートル離れた周囲を警らさせる。警備員は防霧マスクや救急器具を携帯しなければならない。

b. 保安のための検閲： 貯蔵地域に勤めている現地の労働者はすべて係安上出入許可書を所持しなければならない。

c. パスと身分証明書： 貯蔵地域に出入するすべての人に対し、パス及び身分証明書を適用しなければならない。

d. 現地防衛： 軍警員をゲリラ攻撃に備えて、現地防衛隊に懸念する。

7. 毒の除去

毒の除去とは、化学薬剤をカバーし、除去し、吸収し、破壊し、又は化学除去剤の作用によつて無害物質に変えることによつてその毒性を中和する方法を云う。化学除去剤は、化学薬剤を比較的迅速、かつ完全に除去する必要がある場合に使用されるが、それは極端に低い（カ氏20度以下）の温度のもとではあまり効果を發揮しない。薬量はあらゆる種類の化学薬剤を除去する方法やその器具の使用についてよく知っておかなければならない。

GENERAL SAFETY REQUIREMENTS FOR STORAGE AND TRANSPORT
OF CHEMICAL MUNITIONS

1. GENERAL. The hazards inherent in handling certain chemical agents and hazardous chemicals are such that special safety instructions are required. A high degree of safety may be achieved in handling chemical agents and hazardous chemicals by designating a specific individual in an organization to be responsible for planning, coordinating, and supervising a safety program.

a. Responsibility. The unit commander of a depot or the installation commander, where more than one unit is involved, is responsible for establishing and enforcing safety procedures. Within a designated working group or party, the senior officer, noncommissioned officer, or supervisory civilian in charge is responsible for having personnel follow detailed safety procedures.

b. Training. All personnel engaged in handling chemical agents and hazardous chemicals should have special training in detecting the presence of chemical agents by the use of detectors, in recognizing symptoms of chemical agent poisoning in themselves and others, in first-aid procedures, in the proper wearing of protective clothing and the protective mask, and in the use of special equipment required in emergencies. Personnel should be instructed to report for work daily with cleanly shaven faces to insure an air-tight fit of the protective mask. The cooperation of personnel in safety matters may be obtained through an educational program illustrating possible results to those who are careless in handling chemical agents and hazardous chemicals.

c. Supervisory Personnel. Supervisory personnel should be thoroughly trained to handle chemical agents and hazardous chemicals and to take correct action in an emergency.

d. Safety Plan. The establishment and enforcement of a safety plan systematically exposes and reduces hazards in an installation handling chemical items. A safety plan should cover the three main hazards -- fire, contamination, and sabotage. Frequent drills should be conducted.

e. Local Disaster Plan. It is the responsibility of every unit commander to prepare a local disaster plan to be followed in the event of a disaster. Such a plan should include measures to be taken to reduce injury to personnel and damage to property, and to preserve evidence pertinent to cause and effect.

2. General Safety Precautions. When personnel are engaged in routine handling of containers of chemical agents, they should be instructed to observe the following general safety precautions:

a. Storage Group A Chemical Agents. When handling group A chemical agents, complete impermeable protective clothing will be worn whenever a known or suspected leaker is encountered. Deluge showers should be readily available. After the structure or area has been determined to be free of contamination, personnel may wear the following minimum protective clothing:

- (1) Butyl rubber boots.
- (2) Butyl rubber apron extending below top of boots.
- (3) Butyl rubber gloves.
- (4) Special purpose or M17 series protective mask in slung position.
- (5) Unimpregnated coveralls, underwear, and socks. Personal clothing will not be worn; government-issued clothing must be worn.

b. Storage Group B Chemical Agents. When handling containers of group B chemical agents, personnel should have protective masks and first-aid equipment immediately available for use. When handling liquid smoke, rubber aprons, rubber boots, and rubber gloves are also necessary.

c. Storage Group C Chemical Agents. When handling containers of Group C chemical agents, personnel should have drums of water and other fire-fighting equipment and first-aid equipment immediately available for use.

d. Storage Group D Chemical Agents. When handling containers of group D chemical agents, personnel should have fire-fighting equipment and first-aid equipment immediately available for use.

e. Corrosive Liquids. When handling containers of corrosive liquids or acid-type chemical agents, personnel should wear rubber boots, rubber aprons, rubber gloves, and safety goggles. Protective masks, drums of water, and first-aid equipment should be immediately available for use.

f. Corrosives Solids. When handling containers of corrosive solids, personnel should wear rubber boots, rubber

aprons, rubber gloves, and safety goggles. The protective mask and hood, drums of water, and first-aid equipment should be immediately available for use.

3. Fire Prevention. Fire prevention pertains to the measures designed to detect and eliminate causes of fire, fire-safety procedures, and the passive means utilized to confine a fire, once it breaks out, to the place of origin. The following factors should be considered:

a. Depot Layout. The depot should be laid out with adequate firebreaks, convenient to sources of water for fighting fires, in an area with the minimum combustible material. The area should offer some protection against direct rays of the sun in hot climates. Highly flammable chemicals should be stored separately from other chemicals.

b. Fire Points. Fire points should be conveniently located throughout the depot area. They should be clearly marked with height or reflector paint for easy identification in the dark. Each fire point should be equipped with a suitable fire alarm, several long-handled shovels, a pile of sand, buckets, and water-filled barrels. The water barrels should be periodically inspected and kept filled. During freezing weather, an antifreeze, such as salt, should be added to the water to keep it from freezing. Buckets should be painted to prevent rust.

c. Safety Smoking Points. Safety smoking points should be designated, convenient to NO SMOKING areas.

d. Fire-Alarm System. A good fire-alarm system should be installed.

e. Water Supply. When fire-fighting equipment with suction hose is available, large water storage facilities should be made available at convenient locations.

f. Fire-Fighting Markers. To provide a guide to fire fighters in determining the type of hazard existing in an area, specific storage areas should be marked with the approved fire symbols.

g. Overhead Protection. For designated stacks of containers of chemical agents, overhead protection against direct rays of the sun should be provided. It is important to allow adequate clearance to provide ventilation on top and underneath stacks.

h. Housekeeping. Covered fire-resistant cans should be located at convenient points for the disposal of oily rags and waste. Volatile flammable liquids should be kept covered. Flammable rubbish should not be allowed to accumulate.

1. Fire-Fighting Plan. A written fire-fighting plan should be prepared and prominently posted at convenient locations. This plan should announce the signals for fire alarms and for all-clear, assign specific duties to personnel, list the next higher headquarters and other authorities to be notified in case of fire, list the places where help can be obtained if needed, and furnish all other pertinent information.

4. Safety Measures Against Liquid Contamination. Storage areas for blister agents and nerve agents should be separate from each other and from storage areas of all other chemical agents. The storage area for nerve agents should be enclosed, by cyclone-type fencing, if practicable, and should always be well guarded. The following safety measures should be observed:

a. Placarding. Dangerous areas should be suitably placarded with signs and markings.

b. Parking Areas. Parking areas for vehicles should be designated upwind of the prevailing wind direction.

c. Sanitary Facilities and Showers. Sanitary facilities and showers should be provided upwind of the prevailing wind direction.

d. Personnel Decontamination Point. Decontamination points and clothing exchanges should be conveniently located upwind of the prevailing wind direction. Emergency decontamination points should be located within the storage area; these should provide water and soap. Arrangements should be made for decontamination and reimpregnation of contaminated protective clothing.

e. Decontaminating Material. Decontaminating material and equipment should be conveniently located at points around the storage area.

f. Disposal Area. A suitable area should be designated for disposal of chemical agents and contaminated containers that cannot be salvaged.

g. Reserve Stock. A suitable reserve of protective masks, filter elements and canisters, clothing, decontaminants, and first-aid supplies should be established for use in emergencies.

h. Personnel Check. Personnel should be checked before entering the storage area to insure that they are wearing proper protective clothing and equipment.

1. Special Precautions for Storing Nerve Agents. In addition to observing the safety measures outlined in a through h above, the measures outlined below also should be observed, since nerve agents present both a liquid hazard and a vapor hazard to personnel.

5. Safety Measures Against Vapor Hazard. The following safety measures apply particularly to storage areas containing G-type nerve agents because they present a serious vapor hazard to personnel, in addition to the liquid contamination hazard:

a. Detection Equipment. A sufficient number of detection devices should be employed to reveal any presence of G-agent vapor within the storage area.

b. Personnel. Personnel should not be permitted to enter the nerve-agent storage area alone, or should not be left alone while working. Personnel having any cuts or abrasions should be checked by medical personnel to insure that these injuries are satisfactorily covered before they are permitted to work in the area. Immediately upon completion of daily duty, personnel should be given a physical check by a qualified technician to determine whether or not symptoms of nerve-agent poisoning exist. Showers or baths should then be required, followed by a change of clothing. If nerve-agent symptoms are present, immediate first aid will be required and the individual evacuated to a hospital immediately. It is also suggested that another check be made about two hours after the first check, since personnel experiencing low-level exposures may not show symptoms immediately.

c. Protection and First-Aid Equipment. All personnel are checked prior to entering the storage area to determine whether they have the proper protective and first-aid equipment and understand its use.

d. Limitation of Exposure. The minimum number of personnel should be exposed for the minimum length of time in the nerve-agent storage area. Jobs not necessary to routine storage operations should not be performed in the storage area.

e. Criteria for Replacing Filter Elements or Canisters of Masks. The local safety SOP will determine the frequency of the replacement of the filter elements or canisters of masks. Filter elements or canisters must be replaced if they--

(1) Have been exposed to blood agents. (Blood agents may break down the filter elements or canisters after one exposure.)

(2) Have been immersed in water.

(3) Are visibly damaged or deteriorated.

(4) Impose severe impediment to breathing.

f. Eating, Drinking, and Smoking. Personnel are prohibited from eating, drinking, chewing, or smoking in the storage area. After leaving the storage area, personnel are required to be checked for contamination and be decontaminated if necessary, and to wash their hands and faces before eating.

g. Wind Direction and Speed Indicators. Wind vanes or other wind direction indicators should be located at the transfer and disposal areas and also at other desirable locations in the storage area. Wind speed indicators also should be available. In the absence of indicators, personnel should be trained to estimate wind direction and speed.

6. Antisabotage Measures. The following safety measures should be observed to reduce the possibility of sabotage:

a. Guards or Sentries. Guards or sentries are maintained around the storage area 24 hours a day and should patrol the perimeter of the nerve-agent storage area at a distance of approximately 300 yards. Guards must carry protective masks and first-aid equipment.

b. Security Screening. All local labor employed in the storage area must have security clearance.

c. Passes and Identification. A system of passes and identification must be established for all personnel entering the storage area.

d. Local Defense. Military personnel are organized for local defense against possible guerrilla attack.

7. Decontamination. Decontamination is the process of neutralizing the harmful effects of a chemical agent by covering the agent, removing it, absorbing it, destroying it, or changing it into harmless substance through the action of chemical decontaminants. Chemical decontaminants are used when relatively rapid and complete decontamination is required, but they are not very effective under conditions of extreme cold (below 20° F). Personnel should be familiar with the methods and equipment used to decontaminate all agents.

MEMO TO NEWS MEDIA:

OFFICE OF THE
INFORMATION COORDINATOR
OFFICE OF CINCPACREP
Tel: 57107

January 7, 1971

DOCUMENTS ON SAFETY MEASURES FOR CHEMICAL MUNITIONS REMOVAL FROM OKINAWA

For your information and use are copies in English and Japanese of the safety annex for OPERATION RED HAT and general safety requirements for the storage and transport of chemical munitions, compiled by Headquarters, U.S. Army, Ryukyu Islands (USARYIS) from official U.S. Government documents.

(END)

沖縄からの化学兵器の移働についての安全対策資料

この資料は、「レッドハット作戦に関する安全付属書」及び「化学兵器の貯蔵と輸送に関する全般的な安全基準」の日英両文で、皆様の参考のため準備されたものである。なお、この資料は米国防政府の公文書から抜粋して、在沖米陸軍司令部が編集したものである。

(完)